



ALLIANCEBERNSTEIN®

投資法人説明書(交付目論見書)

使用開始日:2025年11月29日



愛称

アライアンス・バーンスタイン・ 米国成長株投信(米ドル建)

アライアンス・バーンスタイン SICAV—
アメリカン・グロース・ポートフォリオ
クラスA投資証券
ルクセンブルグ籍
オープンエンド型外国投資法人(米ドル建)

1. アライアンス・バーンスタイン SICAV－アメリカン・グロース・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）の投資証券の募集について、ファンドは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号(改正済)）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 11 月 28 日に関東財務局長に提出し、2025 年 11 月 29 日にその届出の効力が生じております。
2. 交付目論見書は、金融商品取引法第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。
3. 請求目論見書（記載項目等については本交付目論見書「第二部 ファンド情報、第 4 外国投資法人の詳細情報の項目」をご参照ください。）は、投資者のみなさまから請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者のみなさまがその旨の記録をしておくこととなっておりますのでご注意ください。請求目論見書は、日本における販売会社に請求された場合に当該販売会社を通じて交付されます。
4. ファンドの投資証券の価格は、ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動の影響を受けます。したがって、純資産価格は変動しますので元金および利回りが保証されているものではありません。投資した資産の運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
5. 価格変動リスク等、ファンドのリスクの詳細については、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報、第 1 ファンドの状況、3 投資リスク」をご確認ください。
6. ファンドの投資証券は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱うファンドの投資証券は投資者保護基金の対象でもありません。

（本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。）

下記の事項は、アライアンス・バーンスタインSICAV－アメリカン・グロース・ポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家のみなさまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項、販売会社に関する目論見書補完書面および投資法人説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

外国投資法人とは、ご投資家のみなさまが資金を出資し、その資金を投資顧問会社が有価証券等に投資し、利益が出た場合ご投資家のみなさまが投資から生ずる収益もしくは投資にかかる財産の分配を受ける権利を取得するという商品です。なお、運用で損失が出た場合には、ご投資家のみなさまが負担することになります。

■ファンドに係るリスクについて

ファンドは、その資産の大部分を米国の企業の株式に投資しますので、ファンドの組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。また、ファンドが米ドル以外の通貨建ての有価証券に投資する場合には、為替レートの変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。また、ファンドは米ドル建てですので、日本円によって投資されるお客さまの場合には為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取額が円貨ご投資額を下回る可能性があります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に以下のようなものがあります。

【株価変動リスク】

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響でファンドの組入株式の相場が変動し、損失を被るリスクがあります。

【信用リスク】

ファンドの組入株式の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその株価の下落で損失を被るリスクがあります。

【為替リスク】

ファンドが米ドル以外の通貨建ての有価証券に投資する場合には、為替レートの変動により損失を被ることがあります。ファンドは米ドル建てのため、米ドル建ての投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込む場合があります。日本円で投資されるお客さまの場合には、為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取額が円貨ご投資額を下回る可能性があります。

【カントリー・リスク】

ファンドの組入有価証券の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、組入有価証券の価格が大きく変動する可能性があります。

※ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。詳しくは投資法人説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

■申込時に直接ご負担いただく費用

◆申込手数料

お申込み日のクラスA投資証券の1口当たり純資産価格に 5.5%(税抜5.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問合せください。

■換金時に直接ご負担いただく費用

ファンドには換金(買戻)手数料はありません。

■ファンドの投資証券の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

◆管理報酬

ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率 1.50%に相当する額とします。(管理報酬には、投資顧問報酬、投資主サービス報酬、代行協会員報酬が含まれます。)

なお、管理報酬には、投資主サービスおよびその他管理費用をカバーするために販売会社またはその他金融仲介機関およびサービス提供者へ支払われるべき金額が含まれている場合があります。

◆管理会社報酬

ファンドの日々の純資産総額の平均額の年率 0.10%に相当する額とします。

◆保管報酬、管理事務代行報酬および名義書換代行報酬

これらの報酬はそれぞれ、ルクセンブルグの通常の慣行に従い、ファンドの資産から支払われます。通常、これらの報酬の年間の総額は、ファンドの純資産総額の 1.00%を超えることはありません。

◆その他の費用(*)

- ・ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金
- ・ファンドの組入証券の取引に係る銀行手数料および仲介手数料等
- ・保管銀行の合理的実費およびコルレス先金融機関の保管料
- ・名義書換代理人の合理的実費
- ・監査報酬および弁護士報酬
- ・書面、通知、会計記録、届出書、目論見書および報告書の作成、翻訳、印刷費用等

「その他の費用」は、ファンドが実費として負担します。

※詳しくは投資法人説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額等については、ご投資家のみなさまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、2025 年5月 31 日終了年度について、クラス A 投資証券の総費用比率^(**)は 1.73%でした。

(**)2008 年5月 16 日付の Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA)によって概説されているガイドラインに従って計算されており、取引費用(譲渡可能有価証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産を取得、発行または処分する際に発生する費用)は含まれていません。

■クーリング・オフ規定について

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■過度の売買および短期売買に関する方針および手続き

管理会社は、ファンドを代表して、過度の売買もしくは短期売買行為と判断されるファンドの投資証券の申込みを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする権利を留保しています。※詳しくは、投資法人説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、6 手続き等の概要、(5)過度の売買および短期売買に関する方針および手続き」をご覧ください。

投資法人説明書(交付目論見書)

アライアンス・バーンスタイン SICAV－アメリカン・グロース・ポートフォリオ
(AB SICAV I - American Growth Portfolio)

2025年11月28日有価証券届出書提出

発 行 者 名 : アライアンス・バーンスタイン SICAV
(AB SICAV I)

代表者の役職氏名 : 取締役会による特別受任者 高 森 雅 也

本店の所在の場所 : ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、
ユージェーヌ・リュペール通り2-4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

代 理 人 の 氏 名 : 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

代 理 人 の 住 所 : 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

届出の対象とした募集

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称：

アライアンス・バーンスタイン SICAV－アメリカン・グロース・ポートフォリオ
(AB SICAV I - American Growth Portfolio)

届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態および金額：

記名式無額面投資証券

クラスA投資証券 上限見込額：25 億 60 万米ドル（約 3,723 億円）

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2025年9月末現在の1口当たり純資産価格に基づいて算出されている
(2025年9月末現在のクラスA投資証券の1口当たり純資産価格(250.06米ドル)に1,000万口を乗じて算出した金額
である。)

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ
銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)による。

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第二部 ファ ン ド 情 報	4
第 1 ファ ン ド の 状 況	4
1 外国投資法人の概況	4
2 投資方針	16
3 投資リスク	34
4 手数料等及び税金	58
5 運用状況	63
6 手続等の概要	68
7 管理及び運営の概要	71
第 2 財務ハイライト情報	74
第 3 外国投資証券事務の概要	84
第 4 外国投資法人の詳細情報の項目	85
別紙 A	87
別紙 B	91

(注 1) 本書中、別段の記載がない限り、米ドルおよびユーロの円貨換算は、2025 年 9 月 30 日現在の株式会社三菱UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル＝148.88 円、1 ユーロ＝174.47 円）による。

(注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部 証券情報

第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）

(1) 外国投資法人の名称

アライアンス・バーンスタイン SICAV－アメリカン・グロース・ポートフォリオ

(AB SICAV I - American Growth Portfolio)

(以下、アライアンス・バーンスタイン SICAV (英文名称: AB SICAV I) を「アライアンス・バーンスタイン SICAV」または「AB SICAV」、そのポートフォリオの一つである、アメリカン・グロース・ポートフォリオを以下「ファンド」または「ポートフォリオ」という。ただし、文脈により、ファンドがアライアンス・バーンスタイン SICAVを指すことがある。)

(注1) アライアンス・バーンスタイン SICAV は、2006年6月8日に、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の1915年8月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年法」という。）に準拠して有限責任会社として設立されたオープン・エンド型の変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable (SICAV)）であり、投資信託／投資法人に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートIに準拠する投資信託／投資法人としてルクセンブルグにおいて登録されている。アライアンス・バーンスタイン SICAV は、商業登記番号 B117 021 の下で、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録されている。アライアンス・バーンスタイン SICAV は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities」、以下「UCITS」という。）に係る法律、規制および行政上の規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会の指令2009/65/EC（改正済）（以下「UCITS 指令」という。）の第1(2)条の意味におけるUCITSとしての資格を有している。アライアンス・バーンスタイン SICAV は、複数の独立の資産プール（以下、各資産プールを「ポートフォリオ」という。）から構成されるアンブレラ型ファンドとして組織された。各ポートフォリオは、当該ポートフォリオ自身の債務および費用にのみ責任を負い、その他のポートフォリオの負債には責任を負わない。各ポートフォリオの投資主は、定款の定めに従い、ポートフォリオ間の乗換え（文脈に応じて「交換」とも記載する。）をすることができるが、日本の投資主には、当該乗換えの権利はない。

(注2) ファンドは、日本において、愛称として「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（米ドル建）」と称することがある。

(注3) 用語の定義については、別紙A「定義」を参照のこと。

(2) 外国投資証券の形態等

ファンドの投資証券は、記名式無額面投資証券であり、追加型である。

現在、ファンドの主たる投資証券クラスには、クラスA投資証券、クラスAX投資証券、クラスB投資証券、クラスBX投資証券、クラスC投資証券、クラスE投資証券、クラスI投資証券、クラスN投資証券、クラスS投資証券、クラスS1投資証券、クラスSK投資証券およびクラスZ投資証券がある。ファンドの一つまたは複数の投資証券クラスは、特定の通貨により募集されており、それらは当該通貨に対してヘッジされ得る。かかる投資証券クラスは、通貨ヘッジ付投資証券クラスとなる。ただし、日本国内ではクラスA投資証券のみを募集する。

クラスA投資証券について、ファンドの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3) 発行（売出）数

クラスA投資証券 1,000 万口を上限とする。

(4) 発行（売出）価額の総額

クラスA投資証券 上限見込額：25 億 60 万米ドル（約 3,723 億円）

(注) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2025年9月末現在の1口当たり純資産価格に基づいて算出されている(2025年9月末現在のクラスA投資証券の1口当たり純資産価格(250.06米ドル)に1,000万口を乗じて算出した金額である。)。

(5) 発行(売) 価格

管理会社が申込みを受領したファンド営業日に計算されるクラスA投資証券の1口当たり純資産価格とする。

発行価格は、後記「(10) 申込取扱場所」に記載する日本における販売会社に照会することができる。

(6) 申込手数料

申込日の1口当たり純資産価格に5.5%(税抜5.0%)以内で日本における販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とする。詳しくは、後記「(10) 申込取扱場所」に記載する日本における販売会社に照会することができる。

(7) 申込単位

日本における販売会社がそれぞれ定めるものとする。詳しくは、後記「(10) 申込取扱場所」に記載する日本における販売会社に照会することができる。

(8) 申込期間

2025年11月29日(土曜日)から

2026年11月30日(月曜日)まで

ただし、ファンド営業日で、かつ日本における販売会社の営業日に限り申込みの取扱いが行われるが、代行協会が必要と認める場合、申込みを受付けないことがある。

(9) 申込証拠金

なし

(10) 申込取扱場所

申込取扱場所である日本における販売会社(併せてまたは個別に「日本における販売会社」という。)については、下記の照会先に問い合わせることができる。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

販売会社照会フリーダイヤル(自動音声) : 0120-800-136

ホームページ : <https://www.alliancebernstein.co.jp>

(注1) 日本における販売会社の日本における本支店において申込みの取扱いを行う。

(注2) 日本における販売会社は、他の金融商品取引業者または登録金融機関とファンドの投資証券の取次業務に係る契約を締結し、当該金融商品取引業者または登録金融機関を販売・買戻取扱会社として随時指名する場合がある。販売・買戻取扱会社は、投資者からのファンドの投資証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入または投資者に対する買戻代金の支払等に係る事務等を取扱う。以下、日本における販売会社と販売・買戻取扱会社を併せて「販売取扱会社」という。

(11) 払込期日

日本の投資者によるファンドの投資証券の購入に関する約定日(以下「国内買付約定日」という。)は、販売取扱会社がルクセンブルグにおける申込注文の成立を確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌営業日となる。日本の投資者と販売取扱会社との間の受渡日(以下「国内買付受渡日」という。)は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および申込手数料の支払を行うものとする。申込金額は、ファンドが申込みを受諾した日から起算して5ファンド営業日以内に日本における販売会社によって、保管銀行のファンドの口座に米ドルで払込まれる。

(12) 払込取扱場所

上記「(10) 申込取扱場所」に同じ。

(13) 引受け等の概要

- ① 日本における販売会社は、ファンドから授権されている管理会社との間で日本におけるクラスA投資証券の販売および買戻しに関する投資証券販売・買戻契約をそれぞれ締結し、当該契約に基づきクラスA投資証券の募集を行う。
- ② 日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接に受領した、ファンドの投資証券の買付注文および買戻請求のファンドへの取次ぎを行う。
- ③ アライアンス・バーンスタイン SICAV は、アライアンス・バーンスタイン SICAV、管理会社およびアライアンス・バーンスタイン株式会社との間の代行協会員契約および代行協会員契約の変更契約に基づき、アライアンス・バーンスタイン株式会社を日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表ならびに目論見書および運用報告書の他の販売取扱会社への送付等、外国投資証券について日本証券業協会がその規則で定める代行業務を行う日本証券業協会員をいう。

(14) 手取金の使途

後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針」記載の投資対象への投資。

(15) その他

(イ) 申込みの方法

ファンドの投資証券の取得申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく外国証券取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額および申込手数料は原則として円貨または米ドルで支払うものとし、米ドルと円との換算はすべて各申込みについての国内買付約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により、ファンドが申込みを受諾した日から起算して5ファンド営業日以内に保管銀行のファンドの口座に米ドルで払込まれる。

(ロ) 過度の売買および短期売買に関する方針および手続

管理会社は、ファンドを代表して、過度の売買もしくは短期売買行為と判断されるファンドの投資証券の申込みを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消する権利を留保している（詳細は、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、6 手続等の概要、(5) 過度の売買および短期売買に関する方針および手続き」を参照のこと。）。

(ハ) 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外において、クラスA投資証券を含む全クラスのファンドの投資証券の販売が行われる。

第2 外国新投資口予約権証券

該当なし

第3 外国投資法人債券（短期外債を除く。）

該当なし

第4 短期外債

該当なし

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(1) 主要な経営指標等の推移

ファンドの直近5計算期間に係る主要な経営指標等の推移は以下のとおりである。

(単位：1口当たりの情報を除き千米ドル(百万円))

	アライアンス・バーンスタイン SICAV－ アメリカン・グロース・ポートフォリオ				
	5月31日に終了した1年				
	2021年 (第4期)	2022年 (第5期)	2023年 (第6期)	2024年 (第7期)	2025年 (第8期)
営業収益 ^(注1)	1,808,017 (269,178)	△800,120 (△119,122)	561,081 (83,534)	2,007,856 (298,930)	940,071 (139,958)
経常利益／損失金額 ^(注2)	1,734,998 (258,307)	△883,146 (△131,483)	474,595 (70,658)	1,928,903 (287,175)	846,145 (125,974)
当期純利益／損失金額	1,734,998 (258,307)	△883,146 (△131,483)	474,595 (70,658)	1,928,903 (287,175)	846,145 (125,974)
出資総額 ^(注3)	6,384,535 (950,530)	6,392,960 (951,784)	6,746,616 (1,004,436)	7,484,095 (1,114,232)	8,302,972 (1,236,146)
発行済投資証券総数(口) クラスA	10,956,416	13,322,503	12,367,191	10,540,030	10,972,657
純資産総額	6,384,535 (950,530)	6,392,960 (951,784)	6,746,616 (1,004,436)	7,484,095 (1,114,232)	8,302,972 (1,236,146)
総資産額	6,427,486 (956,924)	6,472,504 (963,626)	6,831,136 (1,017,020)	7,576,954 (1,128,057)	8,351,740 (1,243,407)
1口当たり純資産価格(米ドル(円)) クラスA	163.03 (24,272)	145.30 (21,632)	156.36 (23,279)	203.57 (30,308)	224.98 (33,495)
1口当たり当期純利益／損失金額 ^(注4)	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
配当総額	—	—	—	—	—
1口当たり配当金額	—	—	—	—	—
自己資本比率	99.33%	98.77%	98.76%	98.77%	99.42%
自己資本利益率	27.18%	△13.81%	7.03%	25.77%	10.19%

(注1) 営業収益には投資収益ならびに実現および未実現投資利益(損失)を含めている。

(注2) 経常利益(損失)は営業収益から費用を控除したものである。

(注3) ファンドは、変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。

(注4) n/a: ファンドの性格上、算定していない。

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

① 外国投資法人の目的および基本的性格

アライアンス・バーンスタイン SICAV の唯一の目的は、投資リスクの分散およびアライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主（以下「投資主」という。）にその組入有価証券の運用成果を享受させることを目的として、あらゆる種類の譲渡可能有価証券およびその他認められる資産に、アライアンス・バーンスタイン SICAV が運用可能な資金を投資することである。

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、2010 年法のパート I により認められる最大の範囲内で、アライアンス・バーンスタイン SICAV の目的を達成し、かつ発展させるために有益と考えるあらゆる措置を講じ、あらゆる業務を行うことができる。

② 外国投資法人の特色

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、1915 年法に準拠して有限責任会社として設立された自らファンドの投資証券の買戻しを行うオープン・エンド型の変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable (SICAV)）である。アライアンス・バーンスタイン SICAV は、2010 年法のパート I に準拠する投資信託／投資法人としてルクセンブルグにおいて登録されており、商業登記番号 B117 021 の下で、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録されている。アライアンス・バーンスタイン SICAV は、UCITS 指令の第 1 (2) 条の意味における UCITS としての資格を有している。

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、株式会社（société anonyme）の形態をとっているため、ファンドの運営および管理は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会が責任を有する。管理会社は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会の監督の下で、ファンドの管理業務、販売業務および投資運用業務を行い、またファンドの投資制限の遵守を確保し、ファンドの戦略および投資方針の実行を監督する。

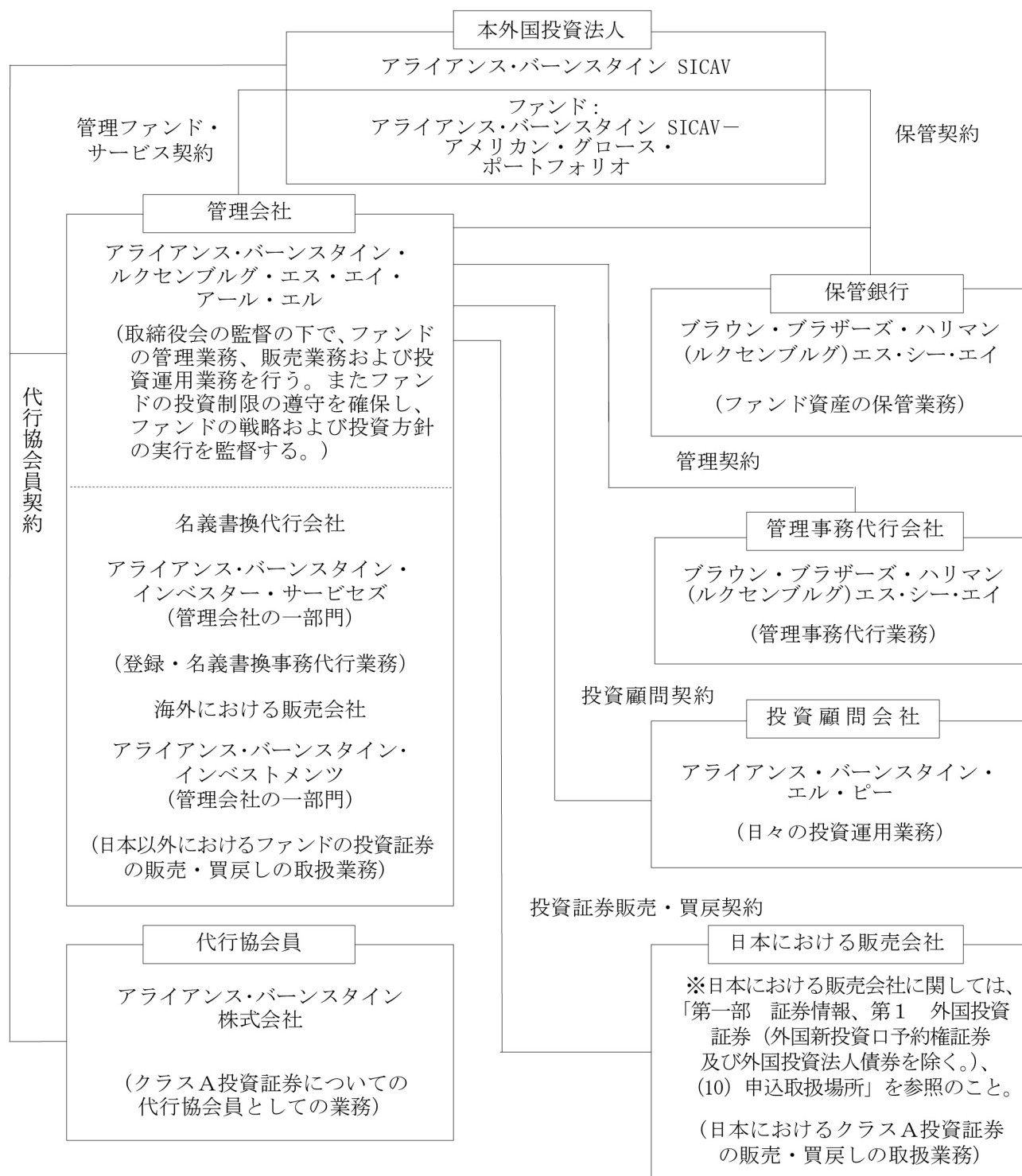
アライアンス・バーンスタイン SICAV は、複数の独立の資産プールから構成されるアンブレラ型ファンドとして組織された。各ポートフォリオは、当該ポートフォリオ自身の債務および費用にのみ責任を負い、その他のポートフォリオの負債には責任を負わない。アライアンス・バーンスタイン SICAV は、その各ポートフォリオについて異なるクラスの投資証券を販売する。将来、アライアンス・バーンスタイン SICAV は、一もしくは複数のポートフォリオについてその他のクラスの投資証券を発行し、新たに設定されたポートフォリオに関してその他のクラスの投資証券を発行することができる。同一クラスのすべてのファンドの投資証券は、配当および買戻しについて同一の権利を有する。

③ すべての投資はリスクを伴うこと

ポートフォリオについて、大半の投資と同様に、将来のパフォーマンスは過去のパフォーマンスと異なる可能性がある。いずれのポートフォリオも、その目的を達成することまたは一定レベルのパフォーマンスの達成を保証されていない。投資対象の評価は上下し得るものであり、投資者の金銭的損失となる可能性がある。リターンレベルも上下し得る（割合的にまたは絶対的に）。いかなるポートフォリオも完全な投資計画を意図するものではなく、全ポートフォリオが全投資者にとって適切とはいえない。ポートフォリオに投資する前に、投資者はリスク、コスト、投資条件ならびに自身の経済状況、リスク許容度および損失負担能力とどのように合致するかを理解する必要がある。取締役会は、各投資家が最初の投資の前に法令、税および金融についての助言を得ることを推奨する。

(3) 外国投資法人の仕組み

① ファンドの仕組み



② ファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

会 社 名	ファンド運 営上の役割	契約および委託内容
アライアンス・バーンスタイン SICAV (AB SICAV I)	本外国投資法人	定款は、ファンドの資産の運用管理、ファンドの投資証券の発行および買戻しについて規定している。
アライアンス・バーンスタイン・ ルクセンブルグ・エス・エイ・ アール・エル (AllianceBernstein (Luxembourg) S.a r.l.)	管理会社 (注6)	2006年6月8日付でアライアンス・バーンスタイン SICAV との間で管理ファンド・サービス契約 (注1) を締結。
アライアンス・バーンスタイン・ エル・ピー (AllianceBernstein L.P.)	投資顧問会社	2019年2月6日付で管理会社との間で投資顧問契約 (2023年10月24日付で改訂され、再締結済) (注2) を締結。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・ エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管銀行 管理事務代行会社	2016年10月28日付でアライアンス・バーンスタイン SICAV と管理会社との間で保管契約 (注3) を締結 (2016年3月18日より効力発生)。 2006年6月8日付で管理会社との間で管理契約 (注4) を締結。
アライアンス・バーンスタイン 株式会社	代行協会員	2016年3月31日付でアライアンス・バーンスタイン SICAV と管理会社との間で代行協会員契約 (注5) および 2020年4月14日付でアライアンス・バーンスタイン SICAV と管理会社との間で代行協会員契約の変更契約を締結。

(注1) 管理ファンド・サービス契約とは、アライアンス・バーンスタイン SICAV によって任命された管理会社が、アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会の監督の下で、アライアンス・バーンスタイン SICAV に関する管理業務、販売業務および投資運用業務を日々提供し、またファンドの投資制限の遵守を確保し、ファンドの戦略および投資方針の実行を監督することを約束する契約をいう。管理会社は、ファンドに関する投資運用業務をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに、管理事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイにそれぞれ委託している。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンドに関する日々の投資運用業務を行うことを約する契約をいう。

(注3) 保管契約とは、定款の規定に基づき、アライアンス・バーンスタイン SICAV によって資産の保管会社として任命された保管銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約をいう。

(注4) 管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、記録の維持、純資産価格の計算等、管理事務代行業務を行うことを約する契約をいう。

(注5) 代行協会員契約とは、アライアンス・バーンスタイン SICAV によって任命された日本における代行協会員が、ファンドの投資証券1口当たりの純資産価格の公表ならびにファンドの投資証券に関する投資法人説

明書（目論見書）および運用報告書の配布等、ファンドの投資証券について日本証券業協会がその規則で定める代行業務を行うことを約する契約をいう。

（注6） 管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズはファンドの投資証券の登録・名義書換事務代行業務を行う。

（4） 外国投資法人の機構

① 外国投資法人の統治に関する事項

（イ） 外国投資法人の機関の内容

アライアンス・バーンスタイン SICAV の機関は、投資主により構成される投資主総会と 3 名以上の取締役により構成される取締役会により構成される。

（a） 投資主総会

規定に従って構成されたアライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主総会は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主全員を代表する。投資主総会の決議は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主によって保有される投資証券のクラスの如何を問わず、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主全員を拘束するものとする。投資主総会は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の経営に関する行為を命令し、実行しまたは正式に承認する広範な権限を有するものとする。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に従い、ルクセンブルグにおけるアライアンス・バーンスタイン SICAV の登記上の事務所またはその総会招集通知に指定されるルクセンブルグ内の場所において、毎年 10 月の最終木曜日の午前 9 時 30 分に開催されるものとする。当該日がルクセンブルグの銀行営業日ではない場合には、翌銀行営業日に開催するものとする。異常な状況において取締役会が絶対的かつ最終的に判断した場合には、年次投資主総会をルクセンブルグ国外で開催することができる。

ルクセンブルグの法令規則に定める条件の下で認められる場合、年次投資主総会は、前段落に定める日、時間または場所以外の取締役会が決定する日、時間または場所で開催することができる。

その他の投資主総会またはクラス総会は、各総会の招集通知に記載される場所および時間に開催される。クラス総会は、当該クラスに排他的に関連する事項について決定するために開催することができる。複数のクラスが当該クラスの投資主の承認が要求される提案によって同一の方法で影響を受ける場合には、かかる複数のクラスを単一のクラスとして扱うことができる。

定款に別段の定めがある場合を除き、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主総会の通知および運営は、法律が定める定足数および通知期間の要件に従うものとする。

各投資証券は、その該当するクラスまたは当該クラスの 1 口当たり純資産価格にかかわらず、1 議決権を有する。ただし、定款で制限が課されている場合にはその制限に従うものとする。投資主は、書面またはファックスもしくは当該委任を証明できるその他の電磁的手段により他の者を代理人に任命することによっていずれの投資主総会でも議決権を行使することができる。かかる委任は、取消されない限り、再招集された投資主総会においても有効とみなされる。

特定の投資主総会について取締役会が認めた場合にはその範囲内で、各投資主は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の登記上の事務所または招集通知に記載される住所宛に郵送またはファックスで投票用紙を返送することにより投票することができる。

投資主は、少なくとも以下の項目が記載されているアライアンス・バーンスタイン SICAV が提供する投票用紙のみを使用することができる。

- －当該投資主の氏名、住所または登記上の事務所
- －当該投資主の保有する投資証券の合計数および（適用ある場合は）当該投資主が保有する各クラスまたは各サブ・クラスの投資証券口数
- －当該投資主総会の場所、期日および時間
- －当該投資主総会の議題
- －当該投資主総会の決定に付される提案、および
- －各議案につき3つの□（賛成、反対、棄権）が記載され、投資主が✓の表示により投票できるようにになっていること

賛成、反対、棄権のいずれの表示もない投票用紙は無効となる。アライアンス・バーンスタイン SICAV は、関連する投資主総会の前に受領した投票用紙のみを考慮するものとする。

法律または定款の別段の定めがある場合を除き、適法に招集された投資主総会またはクラス総会の決議は、投票された議決権数の単純多数決をもって採択される。投票された議決権数には、投資主が投票に参加しなかった、投票を棄権した、もしくは白票または無効票を提出した投資証券に関する投票は含まれない。法人である投資主は、適式に授權された役員の署名の下、議決権の行使が可能である。

取締役会は、投資主総会に参加するために投資主が満たすべきその他のすべての条件を決定することができる。

(b) 取締役会

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、3名以上の取締役で構成する取締役会が運営する。取締役は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主であることを要しない。取締役会は、リスク分散の原則に基づき、会社の方針および投資方針ならびにアライアンス・バーンスタイン SICAV の管理および運営の方針を決定する権限を有する。取締役会は、2010年法のパート I に従って、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資に随時適用される制限を決定できる。

取締役は、投資主総会において選任され、その任期は次の年次投資主総会までとし、かつ後任者が選任され適格となるまでとするが、取締役は、投資主総会の決議により、いつでも、理由の有無を問わず、解任または交替される。

死亡、退職その他の理由により取締役に欠員が生じた場合には、残りの取締役は、合議によって、次回の投資主総会までの間当該欠員を補充するための取締役を多数決によって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名ないし数名を選任することができる。取締役会は、さらに秘書役（取締役であることを要しない。）を選任し、取締役会および投資主総会の議事録の保管の責に任ずるものとする。取締役会は、適切と判断する内部規則を随時定めることができる。取締役会の会議は、取締役2名の招集に従って、会議の通知に記載する場所において開催される。会長は、すべての投資主総会および取締役会の議長を務めるものとするが、会長が欠席の場合は、投資主または取締役会は、当該総会で投票された議決権数の過半数または当該会議に出席した取締役の多数決により、いずれかの者を臨時の議長に選任することができる。

取締役会の書面による招集通知は、緊急事態の場合を除き、開催時間の24時間前までに取締役全員に送付される。緊急事態の場合は、かかる事態の性質が招集通知に記載される。かかる通知は、書面、またはファックスもしくは当該放棄を証明できるその他の電磁的手段により各

取締役が同意した場合には放棄することができる。過去の実務取締役会決議によりすでに定められている日程表に記載される時間および場所で開催される個々の会議については、個別の通知を要しない。

取締役は、書面、またはファックスもしくは当該任命を証明できるその他の電磁的手段により別の取締役を代理人に指名することにより、すべての取締役会で権利を行使することができる。1名の取締役は複数の取締役を代理することができる。また各取締役は、テレビ会議または取締役の同一性を確認できるその他の通信手段により、取締役会のすべての会議に参加することができる。また取締役会の会議は、電話会議または類似の通信手段によってのみ開催することができる。かかる手段は、取締役が取締役会の会議に効率的に参加できるようなものでなければならない。当該会議の進行は、中断なく再送信されなければならない。かかる通信手段により遠距離で開催される当該会議は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の登記上の事務所で開催されたものとみなされる。また取締役は、書面またはファックスもしくは当該投票が証明できるその他の電磁的手段により投票することができる。取締役は、適法に招集された取締役会の会議においてのみ行為することができる。取締役は、取締役会の決議で特別に認められた場合を除き、単独の行為のみによってアライアンス・バーンスタイン SICAV を拘束することはできない。

取締役は、取締役の少なくとも半数が出席しているかまたは委任状に基づき別の取締役により代理出席している会議においてのみ有効に審議し決議することができる。定足数および多数決を計算する際に、テレビ会議または取締役の同一性を確認できるその他の通信手段により取締役会に参加している取締役は、出席とみなされる。決議は、かかる会議に出席または代理出席した取締役の過半数の賛成票によって採決される。各会議において、議案に対する賛成票と反対票が同数である場合には、いかなる状況においても当該会議の議長が決定権を有するものとする。

取締役会の議案は、全取締役によって署名された一つもしくは複数の書面の形式によるか、またはファックスもしくは電話による（ただし、かかる投票は書面で確認されるものとする。）、同一の条件による同意決議の形式で可決することができる。これらの全体が、当該決議の証拠となる議事録を形成するものとする。

取締役会は、ジェネラル・マネジャー、秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐またはアライアンス・バーンスタイン SICAV の運営および管理に必要なその他の役員を随時選任することができる。取締役は、かかる任命をいつでも取消することができる。役員はアライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役または投資主であることを要しない。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとする。

取締役会は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の日常の運営および業務を遂行する権限ならびに会社の方針および目的を推進する行為を行う権限を個人または法人に委任することができるが、それらの者は取締役会のメンバーである必要はない。また取締役会は、その権限、権能および裁量権を取締役会が適任と判断する者（取締役会のメンバーであるか否かを問わない。）で構成される委員会に委任することができる。ただし、当該委員会のメンバーの過半数は取締役でなければならない。また、当該委員会の会議に出席した委員の過半数がアライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役でない限りにおいては、当該委員会の権限または裁量権のいずれかを行使する目的上、当該委員会の会議の定足数に達したとみなされないものとする。

(ロ) 外国投資法人の内部管理の組織、人員および手続き

アライアンス・バーンスタイン SICAV

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、管理会社であるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルによって管理される外国投資法人（2010 年法に定義される UCITS の資格を有する SICAV）であるので、アライアンス・バーンスタイン SICAV が有するのは取締役会のみで、従業員はいない。

アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会の人員は現在 6 名で構成される。取締役の詳細については、請求目論見書「外国投資法人の詳細情報、第 1 外国投資法人の追加情報、2 役員の状況」を参照のこと。アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会は、2010 年法の第 15 章に基づく管理会社としての認可を受けたアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルをアライアンス・バーンスタイン SICAV の管理会社に任命した。管理会社は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会の監督の下で、アライアンス・バーンスタイン SICAV のすべてのポートフォリオに関する管理業務、販売業務および投資運用業務を日々提供し、またファンドの投資制限の遵守を確保し、ファンドの戦略および投資方針の実行を監督する。

管 理 会 社

(i) 取締役会

管理会社の取締役会の人員は現在 5 名で構成される。取締役会の会議は少なくとも四半期に 1 度開催され、四半期毎の各会議では、アライアンス・バーンスタイン SICAV に関して、特に以下の点が検討される予定である。

- ・投資運用実績（適切な比較可能な運用実績を含む。）
- ・ミューチュアル・ファンド管理および会計
- ・マーケティング・販売関連活動
- ・法律上および管理上の問題

(ii) 経営陣

2010 年法の第 102(1) (c) 条の要件に従って、2010 年法の第 15 章に基づく管理会社としての管理会社の様々な業務の運営の監督は、5 名のシニア・マネジャーに委託されている。各シニア・マネジャーは、それぞれの責務を履行するための十分な経験を有している。

(iii) 執行委員会

管理会社の執行委員会の委員は、管理会社の取締役会によって任命されている。執行委員会の委員は、上記のシニア・マネジャー 5 名の他に、管理会社が管理会社としての資格において遂行するすべての機能に対し日々関与し、かつ責任を有する者で構成される。

執行委員会の会議は、ルクセンブルグで毎月開催され、各委員本人が出席するものとする。かかる会議において、執行委員会の各委員は、各委員の特定の責任担当分野に関する重要な進展または問題について他の委員に知らせなければならない。執行委員会の委員は、かかる問題を検討し、当該問題に関する適切な措置について合意する。かかる会議中に管理会社の取締役会の注意を至急喚起する必要がある問題が特定された場合には、取締役のうち数名が管理会社の取締役会のメンバー全員に遅滞なく通知するものとする。執行委員会の会議において取り上げられたその他の問題は、次の四半期会議において取締役会に報告される。加えて、執行委員会は管理会社の取締役会に対して四半期毎に定期的報告書を

作成する。執行委員会の各委員は、管理会社の取締役会に対して、いつでも緊急事項を提案することができる。

(iv) 内部管理

管理会社は、2010 年法の第 109(1) 条および第 111 条に定める行動規則に関する各要件および適用ある規則（ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）の通達を含む。）の確実な遵守のために方針および手続きを策定している。一定の行動規則に関してはアライアンス・バーンスタイン・グループ（以下「AB」という。）の内部方針および手続きがすでに管理会社にも適用されている。各従業員は、「業務および倫理規範」の写しを受領し、その内容を遵守することに合意している。AB に属する法人として、特に以下の事項に関する規則が管理会社およびその従業員に適用される。

- ・法令および規制の遵守
- ・利益相反
- ・個人取引
- ・贈与、接待および誘引
- ・監査の実施に対する不適切な影響力
- ・開示の正確性および守秘義務
- ・コンプライアンスおよび不適切行為の報告
- ・年一回の従業員の評価

2010 年法第 109 条(1) (b) 条の要件に関して、管理会社は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (UCITS) またはその他の投資信託／投資法人 (UCI) または顧客の利益が、管理会社とその顧客の間、顧客相互間、管理会社の顧客の一つと UCITS または UCI との間、または二つの UCITS または UCI の間の利益相反によって損なわれるリスクを最小化すべく努力する。

(v) 報酬方針

管理会社は、上級管理者、リスク負担者、統制機能を担う者、ならびにポートフォリオのリスク・プロファイルに重大な影響を与える専門的業務を行う上級管理者およびリスク負担者のグループの報酬区分に該当する報酬合計額を受領するすべての従業員を含むかかる範囲のスタッフを対象とする報酬方針を定めている。報酬方針は以下を原則とする。

- －健全かつ効率的なリスク管理と矛盾するものでなく、それを促進するものであること。
またポートフォリオのリスク・プロファイルおよび定款と矛盾するリスク負担を奨励するものでないこと。
- －ファンドの投資主の各ポートフォリオのビジネス戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避する措置が含まれていること。
- －評価の過程がファンドの長期的な運用成績およびその投資リスクに基づき行われ、かつ報酬の実績連動要素の実際の支払が同じ期間にわたって分散されることを確保するため、実績の評価は各ポートフォリオの投資主に対し推奨する保有期間に適合する複数年の枠組みで定められること。
- －報酬全体における固定要素と変動要素は適切なバランスがあり、変動要素について完全に柔軟な方針での運営が可能となるように（変動報酬要素がまったく支払われない

可能性を含む。）、固定報酬要素は報酬の合計において十分に高い比率を占めていること。

特に、定められた報酬方針に基づき、管理会社のいかなる従業員に対しても、ファンドの投資パフォーマンスに基づく支払は行われない。さらに従業員の変動報酬は、機能別の目的および会社全体の実績基準に基づくものとし、通常、報酬全体の 40%超を占めることはない。

UCITS 指令および 2011/61/EU 指令（その後の変更を含む。「AIFMD」）に基づく健全な報酬方針に関する ESMA ガイドラインに従い、管理会社は、AB のレベルで設立されている報酬委員会とは別の報酬委員会を設立していない。

報酬および給付の計算方法、報酬および給付の授与権限を有する者の身元等（これらに限定されない。）を記載した管理会社の最新の報酬方針は以下のサイトから入手できる。

www.alliancebernstein.com/go/remuneration_policy

紙のコピーは、管理会社の登記上の事務所において請求により無料で入手できる。

(ハ) 公認法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé)

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムを公認法定監査人に選任している。公認法定監査人は、年次報告書に含まれるファンドの財務書類の監査を行うとともに、ファンドの財務情報が財務状況を適正に表示していないと判断した場合には、CSSF にその旨を直ちに報告する義務を行う。さらに、CSSF が要求するすべての情報（ファンドの帳簿その他の記録を含む。）を CSSF に提出しなければならない。

(ニ) 外国投資法人による関係法人に対する管理体制

保管銀行

アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをアライアンス・バーンスタイン SICAV の保管銀行に任命した。保管銀行は、取締役会の会議において業務報告を行うとともに、その特定の責任担当分野に関する重要な進展または問題について取締役에게知らせなければならない。

管理事務代行業務およびポートフォリオ運用業務

管理会社は、管理事務代行業務をブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託している。

すべてのポートフォリオに関して、管理会社は、日々の投資運用業務をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託している。

これらの業務は様々なサービス提供者に委託されているが、当該業務の履行の正確性、適時性および完全性を合理的に保証するために、管理会社の取締役会は、上記の業務の監督責任をニューヨークのアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズ・ファンド・アカウンティング（ABIS - FA）に非公式に委託している。ABIS - FA は、アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズの一部門である。

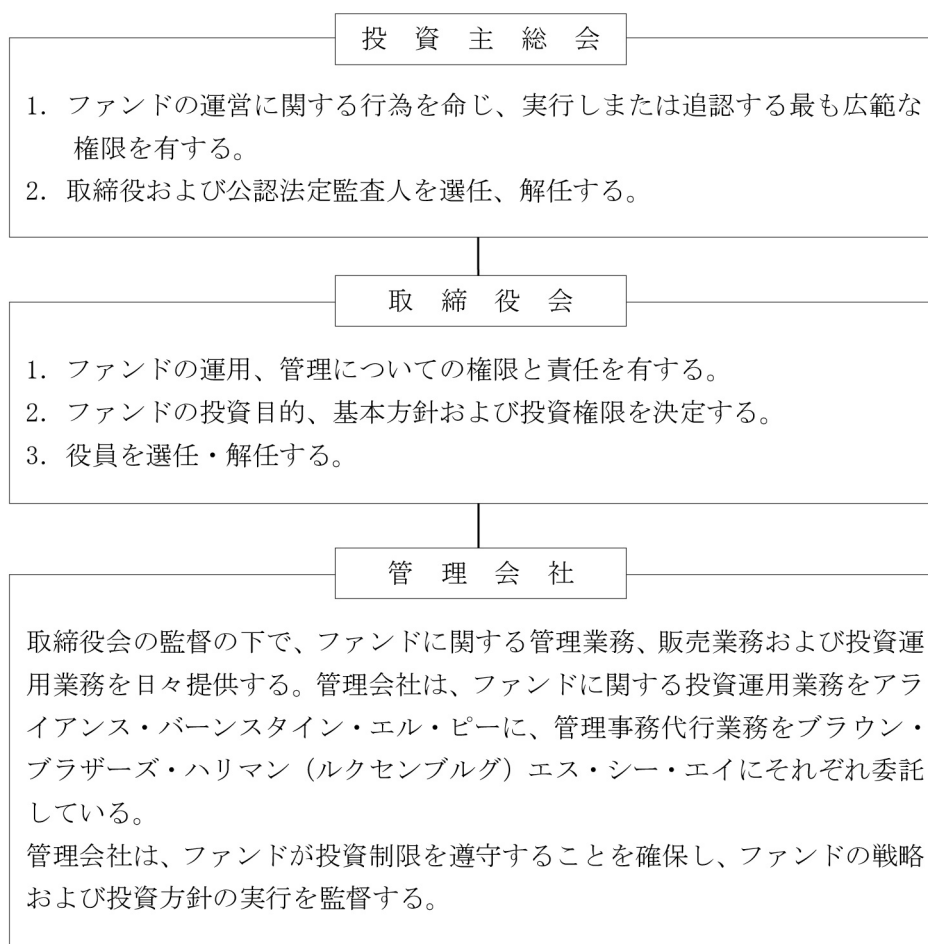
ABIS - FA は、委託業務に対する ABIS - FA の監督結果を管理会社の取締役に書面で報告する。

管理事務代行会社は、管理会社の取締役の会議において業務報告を行うとともに、その特定の責任担当分野に関する重要な進展または問題について取締役に知らせなければならない。

リスク管理体制

アライアンス・バーンスタイン SICAV に付随する様々なリスクを監視する手続きが策定されている。加えて、市場リスクの測定をステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイに委託している。ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイは、管理会社に対して当該リスク測定に関する報告を日々行う。本プロセスは、毎年 CSSF に報告されている。

ファンドの運用および管理の機構は、次の図のとおりである。



② 外国投資法人の運用体制

前述のとおり、アライアンス・バーンスタイン SICAV の資産運用は、管理会社によって投資顧問会社に委託されている。投資顧問会社は、管理会社との間の投資顧問契約に基づき、ファンドの資産の運用を行う。投資顧問会社の運用体制については、請求目論見書「外国投資法人の詳細情報、第4 関係法人の状況、1 資産運用会社の概況、(2) 運用体制」を参照のこと。投資顧問会社の投資運用に関するリスク管理体制については、後記「3 投資リスク、(2) リスクに対する管理体制」を参照のこと。

(5) 外国投資法人の出資総額

ファンドの 2025 年 9 月末現在の全クラスの純資産総額ならびにクラス A 投資証券の純資産総額および発行済投資証券総数は以下のとおりである。

純資産総額（全クラス合計） 8,721,361,244 米ドル（約 1,298,436 百万円）

純資産総額（クラス A 投資証券） 2,504,353,252 米ドル（約 372,848 百万円）

発行済投資証券総数（クラス A 投資証券） 10,015,118 口

取締役会は、いつでも、制限なく、全額払込済みの追加投資証券を発行することができる。

なお、ファンドの直近 5 計算期間における純資産総額および発行済投資証券総数の増減については、前記「(1) 主要な経営指標等の推移」を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン SICAV の資本金は、その時々全ポートフォリオの純資産額の合計額である。

(6) 主要な投資主の状況

2025 年 9 月末現在、ファンドのクラス A 投資証券の主要投資主（所有口数上位 5 位）は以下のとおりである。1915 年法第 430 条の 3 によれば、とりわけ各投資主の正確な氏名／名称を特定する投資主名簿は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の登記上の事務所で保持されなければならない。この投資主名簿は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主のみ閲覧することができる。そのため、投資主の氏名／名称および正確な住所／所在地は、下記の表において開示できない。

	投資主 (投資主名簿上の登録形態)	所在国	所有口数 (クラス A 投資証券)	発行済投資証券総数 (クラス A 投資証券) に対する所有比率
1	ノミニー（オムニバス）	ルクセンブルグ	708,305 口	7.07%
2	ノミニー（オムニバス）	香港	667,614 口	6.67%
3	ノミニー（オムニバス）	ルクセンブルグ	648,789 口	6.48%
4	ノミニー（オムニバス）	日本	606,066 口	6.05%
5	ノミニー（オムニバス）	ルクセンブルグ	480,377 口	4.80%

2 投資方針

(1) 投資方針

アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資目的および投資方針

適格投資、権限および制限

各ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン SICAV は、適用される EU およびルクセンブルグのすべての法令、特に、2010 年法、ならびに特定の通達、ガイドラインおよびその他の要件を遵守しなければならない。

本項においては、適用される法令に基づいて許可された適格な投資対象、手法および金融商品の種類について、表形式で提示する。また、本項は、2010 年法 (UCITS の運営を規定する主要な法律) の上限、制限および要件ならびにリスクの監視および管理に関する欧州証券市場監督庁 (ESMA) の要件についても記載している。2010 年法と矛盾がある場合、2010 年法の内容 (原文であるフランス語による。) が、定款および英文目論見書 (定款が英文目論見書に優先するという前提で) のいずれにも優先する。

いずれかのポートフォリオによる 2010 年法の直接的な違反が発見された場合、投資顧問会社は、適用される法令に従い、直ちに当該違反を是正しなければならない。付随的な違反 (例えば、当該事由が投資顧問会社の支配の及ばない状況の結果である場合) については、投資顧問会社は、関連する方針を遵守し、投資主の最善の利益に資する投資運用判断を行うことを目標として、実務上可及的速やかに当該違反への対応を検討しなければならない。

注記がある場合を除き、すべての割合表示および制限は各ポートフォリオに個別に適用され、すべての資産に関する割合表示は純資産総額 (現金を含む。) に対する割合として測定される。

許容される資産、手法および取引

以下の表は、アライアンス・バーンスタイン SICAV およびそのポートフォリオが投資することのできる適格な資産、手法および商品、ならびに一切の UCITS に認められる用途について記載している。ポートフォリオは、それぞれの投資目的および投資方針に基づき、何らかの方法でより制限的な上限を設ける場合がある。ポートフォリオによるあらゆる資産、手法、または取引の用途は、その投資方針および投資制限と一致しなければならない。

いずれのポートフォリオも、無限責任が伴う資産を取得することはできず、他の発行体の証券を引き受けることはできず (ポートフォリオの証券の処分の過程で行われる場合を除く。)、またはポートフォリオの投資証券の取得に係るワラントまたはその他の権利を発行することはできない。

資産／取引	要件
1. 譲渡性のある証券および短期金融商品	適格国の公式の証券取引所または規制市場において新規発行された証券は、その発行要項において規制市場への公式の上場の申請を行う約束を含まなければならない。発行から12か月以内にかかる許可を受けなければならない。
2. 第1行の要件を満たさない短期金融商品	(証券または発行体レベルで) 投資家および貯蓄を保護することを目的とした規則に従っており、以下のいずれかの要件を満たさなければならない。 - EU加盟国の中央、地域もしくは地方当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、EU、少なくとも1つのEU加盟国が属する公的国 発行体がCSSFによって承認された分類に属し、左記に記載されるものに相当する投資家保護に従っており、かつ、以下のいずれかの基準を満たしている場合にも適格とすることができる。 - 資本金および準備金の額が少なくとも1,000万ユーロであり、第4指令78/660/EECに従う年次

	際機関、第三国または連合の加盟国によって発行または保証されていること ・ 第1行の要件を満たす企業によって発行されていること（新規発行された証券を除く。） ・ EUの健全性監督規則またはCSSFが少なくともこれと同等に厳格であるとするその他の規則に従っておりかつこれを遵守している機関によって発行または保証されていること	決算書を公表している企業により発行されていること ・ 少なくともそのうちの1社が上場会社である企業グループの資金調達を担当する事業体によって発行されていること ・ 銀行の流動性資産から利益を受ける証券化ビークルの資金調達を担当する事業体によって発行されていること
3. 第1行および第2行の要件を満たさない譲渡性のある証券および短期金融商品	合計で、ポートフォリオの資産の10%を上限とする。	
4. UCITS またはその他の UCI の受益証券	設立文書または募集文書により、他のUCITSまたはその他のUCIに資産の10%を超えて投資しない旨の制限がなければならない。 投資対象が「その他のUCI」である場合は、以下の要件を満たさなければならない。 ・ UCITSが許容される投資対象に投資していること ・ EU加盟国またはCSSFがEU加盟国と同等の監督に関する法律を有すると考える国（当局間の適切な協力が十分に確保される必要がある。）により認可されていること	・ 報告期間の資産、負債、収益および事業活動を評価することができる年次報告書および半期報告書を発行していること ・ 特に資産の分離、借入れ、貸付けおよび空売りに関する規則について、UCITSと同等の投資者保護を提供していること
5. 管理会社が運用するまたは管理会社と関連する UCITS またはその他の UCI*の受益証券	第4行のすべての要件を満たさなければならない。 アライアンス・バーンスタイン SICAV の年次報告書には、ポートフォリオおよびポートフォリオが当該期間中に投資したUCITS／その他のUCIの双方に請求される年間運用報酬および顧問報酬の総額を記載しなければならない。	当該UCITS／その他のUCIは、投資証券の申込みまたは買戻しの手数料をポートフォリオに請求することはできないが、2010年法に従って開示された場合、運用報酬を適用できる。
6. アライアンス・バーンスタイン SICAV の他のポートフォリオの投資証券	第4行および第5行のすべての要件を満たさなければならない。 投資対象のポートフォリオは、これに対して、投資を行うポートフォリオに投資することはできない（相互保有の禁止）。	アライアンス・バーンスタイン SICAV は、取得した投資対象のポートフォリオの投資証券に関するすべての議決権を放棄する。 アライアンス・バーンスタイン SICAV が必要な最低資産水準を満たしているか否かを計算する場合、投資対象のポートフォリオへの投資額は含まれない。
7. 商品（貴金属を含む）および不動産	間接的な投資エクスポージャーは、とりわけ、以下の方法を通じて行われる場合、許容される。 ・ 商品との関連が組込デリバティブとして解釈されない範囲で、当該商品のパフォーマンスに裏付けられるまたはこれに連動する譲渡性のある証券 ・ 商品への投資または商品の取引を行う企業の証券 ・ 適格商品指数のデリバティブ	不動産に対する間接的なエクスポージャーは、適格REIT、適格不動産指数のデリバティブ、またはその他の譲渡性のある証券を通じてのみ許容される。
8. 信用機関への預金	要求に応じて払戻しまたは引出しが可能であり、満期日が将来の12か月以内でなければならない。	信用機関は、EU加盟国に登録上の事務所を有していなければならない、そうでない場合には、CSSFが少なくともEUの規則と同等に厳格であるとする健全性監督規則に従っていなければならない。

9. 現金および現金同等物	付随的流動資産 ポートフォリオは、純資産の20%を上限として付随的流動資産（すなわち、いつでもアクセス可能な銀行の当座預金口座において保有されている現金などの一覧払いの銀行預金）を保有することができる。	
	一時的に、また、例外的に不利な市場環境によって正当化される場合において、各ポートフォリオは、その投資主の最善の利益のために、このような例外的な市場環境に関連するリスクを軽減する措置を講じるために、純資産の100%を上限として付随的流動資産を保有することができる。	
10. デリバティブおよび同等の現金決済商品 「デリバティブおよびEPM手法」も参照されたい。	裏付資産は、第1行、第2行、第3行、第4行および第8行に記載されるものまたは適格な金融指数、金利、外国為替相場または通貨でなければならない。ポートフォリオは、未決済のデリバティブ・ポジションのそれぞれについて、現在の市場債務をカバーするために十分な流動資産を常に保有しなければならない。すべての用途は、以下「グローバル・リスク・エクスポージャーの管理およびモニタリング」の項に記載されるリスク管理プロセスによって十分に把握されなければならない。	OTCデリバティブは、以下の基準のすべてを満たさなければならない。 ・ 信頼のおける検証可能な独立した日次評価の対象であること ・ アライアンス・バーンスタイン SICAV の主導の下でいつでもその公正価格で相殺取引によって売却、清算または手仕舞いが可能であること ・ 健全性監督の対象となりCSSFにより承認された分類に属する機関である取引相手方との間で行われること
11. 証券貸借、レポ契約およびリバース・レポ契約 「デリバティブおよびEPM手法」も参照されたい。	効率的なポートフォリオ運用のためにのみ使用されなければならない。 取引量は、ポートフォリオの投資方針の遂行または償還を行う能力を妨げるものであってはならない。 証券貸借およびレポ取引について、ポートフォリオは、取引を決済するために十分な資産を保有していることを確保しなければならない。 すべての取引相手方は、EUの健全性監督規則またはCSSFが少なくともこれと同等に厳格であると考えられる規則に従わなければならない。 ポートフォリオは、以下の方法で証券を貸し付けることができる。 ・ 取引相手方に対して直接 ・ かかる種類の取引を専門とする金融機関によって組織された貸付システムを通じて ・ 認知される清算機関によって組織された標準的な貸付システムを通じて	各取引について、ポートフォリオは、取引の存続期間中常に、少なくとも貸し付けた証券またはレポ取引もしくはリバース・レポ取引の現在価値の総額と同等の担保を受領し、保有しなければならない。 レポ契約期間中、ポートフォリオは、かかる証券を買い戻す権利が取引相手方によって行使される前か、または買戻期間が満了する前かを問わず、契約の対象である証券を売却することはできない。 ただし、ポートフォリオは、かかる取引のいずれかをいつでも解約し、貸し付けられた証券またはレポ契約の対象となった証券を回収する権利を有しなければならない。
12. 借入れ	アライアンス・バーンスタイン SICAV は、一時的なものでありかつポートフォリオの資産の10%以下に相当するものである場合を除き、原則として、借入れを行うことを許可されない。	ただし、アライアンス・バーンスタイン SICAV は、バック・ツー・バック・ローンにより外貨を取得することができる。
13. 空売り	直接的な空売りは禁止されている。	ショート・ポジションに対する間接的なエクスポージャーは、現金決済デリバティブを通じてのみ取得することができる。

* ETFを含む場合がある。UCITS またはその他のUCI は、アライアンス・バーンスタイン SICAV と同一の管理会社またはその関連会社によって運用または管理されている場合、アライアンス・バーンスタイン SICAV に関連するとみなされる。

責任投資

取締役会は、長期的な競争力のあるパフォーマンスをもたらす投資ソリューションを提供することにより受益者の利益に資する責務があると確信している。AB グループの責任投資に対する強いコミットメントは、この責務の不可欠な部分である。責任投資は、情報に基づいたより良い投資決定を行うこと、関連するリスクを含む ESG の問題およびジレンマに対処すること、ならびに、ポートフォリオ内の企業にプラスの結果に貢献するよう促すことを必要とする。

ポートフォリオがどのように持続可能な投資目的を有し、または、どのように環境および／または社会的特性を促進するかについての詳しい情報については、該当する場合、「別紙B」を参照のこと。

論争となっている武器に関する方針

管理会社は、対人地雷、クラスター弾および／または劣化ウラン弾、生物兵器、化学兵器および／または焼夷兵器の開発、生産、取得、備蓄、保持、移転またはこれらの活動への支援に関与していることが確認されているか否かについて世界の会社を選別する体制をとっている。かかる生産の関与があることが確認された場合には、管理会社は、その方針として、当該会社によって発行された証券にトラストが投資することを認めない。

ポートフォリオ（アメリカン・グロース・ポートフォリオ）の投資目的および投資方針

目的

中長期的な元本成長を通じて、投資額の価値を増加させること。

投資戦略

ポートフォリオの積極的な運用において、投資顧問会社は、米国大型株に集中投資する。投資顧問会社は、ファンダメンタル・リサーチ（ボトム・アップ・アプローチ）を用い、高品質で優れた長期的投資特性を持つと考える証券（通常40社から60社）から成る集中投資型で確信度の高い（ハイ・コンベクション）ポートフォリオを構築することを目指す。

投資方針

正常な市況において、ポートフォリオは通常、資産の少なくとも80%以上（ただし、かかる比率は、いかなる場合も3分の2を下回ることはない。）を米国で設立されたか、大半の事業活動を米国で行う企業の持分証券に投資する。

ポートフォリオの投資は、転換証券、預託証書およびETFを含む。

ポートフォリオは、下記に記載される資産割合を上限に、下記の資産クラスに投資、又はそのエクスポージャーを有することができる。

- ・ 米国で主たる事業活動を行う企業によって発行される非米国企業の持株証券：15%

ポートフォリオは、あらゆる通貨のエクスポージャーを有する可能性がある。

デリバティブおよびEPM手法

ポートフォリオは、規則で許可されるとおり、かつ、投資方針に従い、デリバティブおよび効率的なポートフォリオ運用（EPM）手法を用いる。

ポートフォリオは、ヘッジ（リスク軽減）および効率的なポートフォリオ運用のためデリバティブを用いる。これは、トータル・リターン・スワップ（予想使用率：0%から10%；上限：25%）を含むことがある。

ディフェンシブ投資

例外的に不利な市場環境の場合、ディフェンシブ措置および／または流動性確保の目的で、ポートフォリオは、純資産総額の 100%を上限として現金および現金同等物に一時的に投資することができる。ポートフォリオがディフェンシブ投資を行う限りにおいて、投資目的を追求しない場合がある。

責任ある投資

ポートフォリオは ESG 検討事項を組み込む。

ポートフォリオは一定の例外を適用する。詳細は www.alliancebernstein.com/go/ABSICAVIExclusionChart で確認することができる。

ポートフォリオは、環境および社会的特性を促進するカテゴリーに属する。(SFDR 第 8 条 ; 詳しい情報については「別紙 B」を参照のこと。)

ベンチマークの利用

ベンチマーク

パフォーマンスの比較のためにラッセル 1000 グロース・インデックスを利用する。

自由度

投資顧問会社は、ポートフォリオの投資戦略の実施時に、ベンチマークによって制限を受けない。ポートフォリオは、一定の市況において、かつ、投資顧問会社の完全な裁量権に従い、ベンチマークの構成銘柄の大半を保有することがあるが、ベンチマークの各構成銘柄を保有せず、ベンチマーク外の有価証券を保有することもある。

(2) 投資対象

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 分配方針

クラス A 投資証券について、分配は行われない。

(4) 投資制限

与信方針

信用格付けを付与された債券およびその他の証券について、信用格付けは、証券および発行体のレベルで、購入の都度考慮される。以下に別途明記される場合を除き、ポートフォリオは、それぞれの投資方針により許可されるところに従い、あらゆる水準に格下げされた証券を保有することができる。以下に別途明記される場合を除き、スプリット・レーティングについて、投資顧問会社は、いずれの格付けも考慮することができる。

投資顧問会社は、以下の信用格付けを使用することができる。

- ・全国的に認知された統計的格付機関 (NRSRO)
- ・中国債券については、格付けを使用することができる中国の格付機関には、S&P 中国、China Chengxin International Credit Rating Co.、China Lianhe Global Credit Rating、Dagong Global Credit Rating、Shanghai Brilliance Credit Rating & Investors Service、および Pengyuan Credit Rating Co. などの中国証券監督管理委員会 (CSRC) に認知された中国の格付機関、または一または複数のアジアの発行体の確定利付証券の格付けについて認知される国内または地域の格付機関が含まれる。

本書において別途明記される場合を除き、ポートフォリオは、格付けされていない債券および短期金融商品を保有することができる。ただし、投資顧問会社が、かかる証券の発行体の財務状況または証券の要項自体により与えられる保護にかかるリスク水準が、ポートフォリオの目的および方針と一致する格付けされた証券のリスク水準と同一または同等であると考えることを条件とする。

疑義を避けるため付言すると、投資顧問会社は、証券または発行体の信用力の評価または投資判断を行うにあたり、信用機関が公表する信用格付けにのみ依拠することではなく、また、これに機械的に依拠することもない。

定義

投資適格：スタンダード・アンド・プアーズによる BBB-以上、ムーディーズによる Baa3 以上、および／もしくはフィッチによる BBB 以上、または 1 つの NRSRO による同等の格付け、または中国債券の場合は、中国の格付機関によるこれらに相当する格付け。

分散化要件

分散化を確保するため、ポートフォリオは、以下に定めるとおり、その資産の一定金額を超えて一つの発行体に投資することはできない。この分散化規則は、ポートフォリオの運営開始後最初の6か月間は適用されないが、ポートフォリオは、リスク分散の原則を遵守しなければならない。

この表の解釈上、連結決算を共有している（指令 2013/34/EU に従って共有しているか、または公認国際規則に従って共有しているかを問わない。）企業は、単一の発行体とみなす。表の中央において垂直括弧により示されている割合の上限は、すべての括弧で括られた行についての単一の発行体への最大総投資率を示している。

最大投資率／エクスポージャー（ポートフォリオの資産に占める割合制限として）			
証券の区分	単一の発行体に 対して	全体として	例外
A. 主権国家、EUの地方自治体または一もしくは複数の欧州国家所 属している公的国際 組織が発行したか、ま たは保証している譲 渡性のある証券およ び短期金融商品	35%		本書において記載される場合、ポートフォリオは、リスク分散の原則に従って投資を行うときであって、かつ、以下の基準の両方を満たしている限りにおいて、ネット・エクスポージャー100%を上限として最低でも6つの銘柄に投資することができる。 - 当該証券は、欧州国家、その地方当局もしくは地方機関、OECDの加盟国もしくはG20の構成国、シンガポールまたは一もしくは複数の欧州国家が所属している公的国際組織により発行されている。 1つの銘柄に30%超を投資しない。
B. (i) 金融機関により発行され、かつ、(ii) 2010年法第43条(4)に規定されている関連する基準に従っている債券	25%	35%	その債券にポートフォリオが資産の5%超を投資しているすべての発行体に80%
C. 譲渡性のある証券および短期金融商品（上記の行Aおよび行Bに記載されるものを除く。）	10%	20%	同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融商品に20%のポートフォリオが資産の5%超を投資しているすべての発行体に40%（預金およびOTC 指数トラッキング・ファンドについて、その市場のベンチマークとして適切であり、かつ、CSSFにより認められている、十分に分散化された公表指数の場合、10%は20%に引き上げる。ある証券が、当該証券が取引されている規制市場で非常に圧倒的な比重を占めている場合、この20%は35%に引き上げる（ただし、1つの発行体についてのみとする。）。

D. 金融機関への預金 20%

E. 上記（(1) 投資方針
の表）の第8行に定め
られる金融機関であ
る取引相手方との間
のOTCデリバティブ
最大取引相手方
リスク・エクスポ
ージャー 10 %
(OTCデリバティ
ブおよび EPM 手
法を合算)

F. 他の取引相手方との
間のOTCデリバティブ
最大取引相手方
リスク・エクスポ
ージャー 5 %

G. 上記（(1) 投資方針
の表）の第4行および
第5行に定められる
UCITS または UCI の受
益証券
ポートフォリオ
の目的および方
針に具体的な記
載がない場合：
10%
具体的な記載が
ある場合：20%

デリバティブ契約の取
引相手方エクスポー
ジャーを含まない。)

行 A から行 D および行 G を遵守する目的では適格指
数のデリバティブは算入されない（すなわち、指数
を構成する証券に対するルック・スルーを行わな
い。）。)

同上

ポートフォリオの目的
その資産および負債が分離されているアンブレラ構
造の各対象サブ・ファンドは、別個の UCITS または
記載がない場合：10%
その他の UCI とみなす。
具体的な記載がある場
行 A から行 G を遵守する目的では UCITS またはその
合：UCITS ではない
他の UCI が保有している資産は算入されない。
すべての UCI に 30%、
フィード・ファンドの例外については、以下の「マ
スター・フィード・構造」を参照のこと。
UCITS に 100%

マスター・フィーダー構造

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、UCITS 指令の下でマスター・ファンドまたはフィーダー・ファンドとしての適格性を有するポートフォリオを 1 つまたは複数設定することができる。

以下の規則は、フィーダー・ファンドであるすべてのポートフォリオに適用される。

資産／取引	要件	
マスター・ファンドの投資証券／受益証券	資産の 85%以上	マスター・ファンドは UCITS または UCITS のサブ・ファンドでなければならない。UCITS 自体がフィーダー・ファンドであったり、フィーダー・ファンドの受益証券／投資証券を保有していたりすることはなく、また、その投資主の中に少なくとも 1 つのフィーダー UCITS が含まれていなければならない。 マスター・ファンドは、投資証券／受益証券の購入または買戻しに手数料を請求することはできない。
デリバティブおよび付随的流動資産	資産の 15%まで	デリバティブはヘッジ目的でのみ使用されなければならない。デリバティブ・エクスポージャーの測定において、フィーダー・ファンドは、自身の直接的なエクスポージャーと、マスター・ファンドの保有資産の実際のまたは潜在的な最大グローバル・エクスポージャーのいずれかを組み合わせなければならない。

所有の集中に関する制限

この制限は、アライアンス・バーンスタイン SICAV またはポートフォリオがある証券または発行体について相当な割合を所有した場合に（アライアンス・バーンスタイン SICAV 自体もしくは当該ポートフォリオ自体または発行体に）生じるおそれがあるリスクからアライアンス・バーンスタイン SICAV または当該ポートフォリオを保護することを意図したものである。結果として生じた投資制限の違反が「2 投資方針、(1) 投資方針、適格投資、権限および制限」の項の冒頭に記載されるとおりには是正される限りにおいて、ポートフォリオは、その資産の一部を構成している譲渡性のある証券または短期金融商品に付されている新株引受権を行使する場合、以下に記載される投資制限を遵守することを要しない。

証券の区分	最大所有率（発行済証券の総価値に占める割合制限として）	例外
議決権を伴う証券	アライアンス・バーンスタイン SICAV が発行体の経営に対して重要な影響力を行使することができるとも少ない比率	これらの規則は、以下のものには適用されない。 ・上記の表の行 A に記載される証券 ・主にその本国に投資しており、かつ、ポートフォリオが 2010 年法に従って当該国の発行体の証券に投資する唯一の方法となっている非 EU 企業の株式 ・本国において運用、助言またはマーケティングのみを行っている子会社の株式（2010 年法に従って投資主のために取引を実行する方法として行われる場合）
いずれか 1 つの発行体の議決権のない証券	10%	
いずれか 1 つの発行体の債務証券	10%	
いずれか 1 つの発行体の短期金融証券	10%	
アンブレラ UCITS またはアンブレラ UCI のサブ・ファンドの投資口	25%	
購入時に債券もしくは短期金融商品の総額または発行済商品の純額を計算することができない場合には、当該時にこれらの上限を適用しないことができる。		

追加的制限

法域	投資対象	制限またはその他条件	適用対象
ルクセンブルグ	偶発転換社債	本書に別段の記載がない限り、ポートフォリオはその純資産の5%を超えてこの種の商品に投資することは禁止されている。	すべてのポートフォリオ
香港	損失吸収商品	証券先物委員会が定義する損失吸収商品（偶発転換証券を含むが、これに限られない。）に対するポートフォリオのエクスポージャーは、その純資産の30%未満とするものとする。	証券先物委員会により認可されたポートフォリオについては、本書に別段具体的な記載がある場合を除く。
韓国	韓国ウォン建ての資産	純資産の40%に制限される。	韓国で登録されているすべてのポートフォリオ
ロシア	ロシアの適格証券	ロシアの一部の市場は規制市場として適格ではなく、したがって、かかる市場で売買されている証券への投資は、本項で概説される制限の対象となる。ただし、ロシア取引システム証券取引所およびモスクワ銀行間通貨取引所は、規制市場として適格である。その他の規制市場を通じたロシアに対するエクスポージャーは、この制限の対象ではない。	すべてのポートフォリオ
台湾	中国の証券	ポートフォリオによる中国の証券市場で発行された証券への直接投資は、上場証券および中国銀行間債券市場で取引されている証券に限定され、かかる投資の総額は、当該ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはならない。ただし、かかる上限を40%に引き上げる承認を台湾証券先物局から得た場合はこの限りではない。	台湾で登録されているすべてのポートフォリオ
	デリバティブ	デリバティブの非相殺ショート・ポジションの総価値は、ポートフォリオが保有している関連する証券の総市場価値を超えないものとし、デリバティブの非相殺ロング・ポジションの総価値は、当該ポートフォリオの純資産総額の40%を超えないものとする（台湾証券先物局から示された適用ある解釈に従って判断される。）。ただし、かかる上限を放棄する承認を台湾証券先物局から得た場合はこの限りではない。	台湾で登録されているすべてのポートフォリオ

デリバティブおよびEPM手法

ポートフォリオは、その投資目的および投資方針に合致しており、かつ、その他の場合の当該ポートフォリオのリスク特性を超えるほどにそのリスク特性を増大させることがない場合には以下を利用することができる。

- ・ 効率的なポートフォリオ運用（以下に記載される。）、投資目的およびヘッジのためのデリバティブ
- ・ 効率的なポートフォリオ運用（EPM）手法（以下に記載される。）

上記はすべて、場合に応じて2010年法、UCITS指令、2008年2月8日付大公国規則、CSSF通達08/356およびCSSF通達14/592、ESMAガイドライン14/937、証券金融取引（SFT）規則（EU）2015/2365ならびにその他の適用法令に合致していなければならない。

デリバティブ、商品および手法に関連するリスクについては、「3 投資リスク、(1) リスク要因」の項に記載される。

デリバティブ

デリバティブの種類

ポートフォリオは、特定の投資成果を実現するために以下のものなどの幅広いデリバティブを利用することができる。

- ・先物（金利、適格指数または通貨の先物など）
- ・オプション（株式、金利、適格指数（適格商品指数を含む。）、債券または通貨のオプションおよび先物オプションなど）
- ・新株引受権およびワラント
- ・先渡し（デリバラブルおよびノンデリバラブルの外国為替契約を含む。）
- ・資産ベースまたは負債ベースでのスワップ（金利スワップを含む。）、スワップション、キャップおよびフロア
- ・適格な資産のスワップ（株式バスケットまたは適格指数を含む。）
- ・トータル・リターン・スワップ
- ・クレジット・デリバティブ（単一の銘柄、適格指数（CDX または iTraxx）、トランシェ、バスケットおよびカスタムメイド取引のものであることがあるクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）など）
- ・仕組金融デリバティブ（クレジット・リンク証券および株式リンク証券など）
- ・合成エクイティ証券

先物は、取引所で取引されるものである。その他の種類のデリバティブも取引所で取引されることがあるが、OTC であるか、または相対で交渉されることが多い。取引相手方は、アライアンス・バーンスタイン SICAV の年次報告書において特定される。

CDS は、エクスポージャーを得るためのプロテクションの「売り」およびプロテクションの「買い」のいずれを行うためにも利用することができる。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップまたは類似の特性を有するその他の金融デリバティブ商品（TRS）は、一方当事者（トータル・リターンの支払者）が他方当事者（トータル・リターンの受領者）に対して参照債務の総合的な経済パフォーマンスを移転する契約である。総合的な経済パフォーマンスには、利息および手数料からの利益、市場動向に伴う損益および信用損失が含まれる。

TRS は、ファンデッドである場合もアンファンデッドである場合もある（所定のアップフロントの支払があるものまたはかかる支払がないもの）が、原則としてアンファンデッドである。アンファンデッド・スワップでは、トータル・リターンの受領者は、取引開始時にアップフロントの支払を行わない。ファンデッド・スワップでは、トータル・リターンの受領者は、参照資産のトータル・リターンと引換えにアップフロント額を支払うため、この種の TRS は費用がかさむ可能性がある。

TRS の裏付資産およびかかる裏付資産に対するエクスポージャーは、関連するポートフォリオの投資目的および投資方針に準拠していなければならない。

ポートフォリオが TRS を行う場合、ポートフォリオの運用資産のうち TRS の対象とすることができる最大割合および予想割合については、前記「2 投資方針、(1) 投資方針」において開示される。

用途

ポートフォリオは、その投資目的および投資方針に沿って、以下のいずれの目的のためにもデリバティブを利用することができる。デリバティブの中には、特定の投資目的には利用することが認められていないか、または適切でないものがある。

ヘッジ

ヘッジとは、価格変動に対するエクスポージャーまたは価格変動をもたらす特定の要因を低減させるか、または相殺する目的のため、ポートフォリオによるその他の投資により形成されたポジションとは反対の方向にある市場ポジションをとることである。為替ヘッジを除き、すべてのヘッジはポートフォリオのレベルで行われ、投資証券クラスのレベルでは行われない。

- ・ **ベータ・ヘッジ** 通常、市場エクスポージャーを低減させるために行われる。
- ・ **信用ヘッジ** 通常、クレジット・デフォルト・スワップを用いて行われる。目的は、信用リスクに対してヘッジを行うことである。これには、特定の資産または発行体のリスクに対するプロテクションの買いが含まれる。
- ・ **為替ヘッジ** 通常、通貨先渡しを用いて行われる。目的は、為替リスクに対してヘッジを行うことである。これは、基本の投資証券クラスに関して行うことができ（H投資証券）、またはロック・スルー方式で行うことができる（HP投資証券）。すべての為替ヘッジには、該当するポートフォリオのベンチマーク内の通貨もしくは当該ポートフォリオの目的および方針に合致している通貨、または該当する投資証券クラスと一致する通貨が含まれていなければならない。ポートフォリオが複数の通貨建ての資産を保有している場合、当該ポートフォリオは、資産に占める割合が小さい通貨またはヘッジが非経済的であるか、もしくは利用不可能である通貨に対してはヘッジを行わないことがある。ポートフォリオは以下を行うことができる。
 - ー 直接ヘッジ（例えば、同一通貨、反対ポジション）
 - ー 所望のエクスポージャーを得る効率的な方法をもたらす場合におけるクロス・ヘッジ（ある通貨に対するエクスポージャーを低減させながら別の通貨に対するエクスポージャーを増大させ、基準通貨に対するネット・エクスポージャーは変化させずにおくこと。）
 - ー 代用ヘッジ（基準通貨に類似した動きをみせる可能性があると考えられる異なる通貨で反対ポジションをとること。）
 - ー 予定ヘッジ（予定されている投資またはその他の事象の結果として生じることが予想されるエクスポージャーを見越してヘッジ・ポジションをとること。）
- ・ **デュレーション・ヘッジ** 通常、金利スワップ、スワップションおよび先物を用いて行われる。目的は、満期の長い債券の金利変動に対するエクスポージャーの低減を図ることである。
- ・ **価格ヘッジ** 通常、適格指数に対するオプションを用いて行われる（具体的には、コールを売却するか、またはプットを購入することにより行われる。）。利用は、一般に、適格指数の構成銘柄またはパフォーマンスと当該ポートフォリオの構成銘柄またはパフォーマンスの間に十分な相関がある状況に限られる。目的は、ポジションの市場価値の変動に対してヘッジを行うことである。

- ・金利ヘッジ 通常、金利先物、金利スワップ、金利に対するコール・オプションの売却または金利に対するプット・オプションの購入を用いて行われる。目的は、金利リスクを管理することである。

その他の投資目的

ポートフォリオは、その投資目的および投資方針に合致している場合、以下の目的のためにデリバティブを利用することができる。

- ・容認される資産に対する追加エクスポージャーを得るため。
- ・通貨管理（ロング・ポジションおよびショート・ポジションを含む。）のため。
- ・当該ポートフォリオの純資産を上回る総エクスポージャーを作り出すため（すなわち、レバレッジ効果を作り出すため。）。
- ・特に直接投資が経済的に非効率であるか、または実行不可能な場合に直接投資の代替的方法として利用するため。
- ・デュレーションを管理するため。
- ・合成ショート・ポジションをとるため。

合成ショート・ポジションには、通貨管理または CDS プロテクションの買いもしくは売りに関連するショート・ポジションは含まれない。

効率的なポートフォリオ運用

ポートフォリオは、リスクまたは費用を低減させるためにデリバティブを利用することができる。

効率的なポートフォリオ運用（EPM）手法

ポートフォリオは、以下に記載される EPM 手法の目的のために以下を用いることができる。

EPM 手法から生じるすべての収益（直接的および間接的な運営費用および報酬の控除後）は、ポートフォリオに還元される。かかる費用および報酬には、隠れた収益を含めてはならない。

管理会社および投資顧問会社は、常に買戻請求に応じることができる水準でこれらの取引の量を維持する。

EPM 手法は、関連するポートフォリオの投資方針に従って、当該ポートフォリオの投資目的の達成および／または当該ポートフォリオの投資リターンの増加を図るために使用される。証券貸借は、継続的に使用される。その他の証券金融取引（SFT）は、投資顧問会社の意見においてその機会が生じたときに使用される。

証券貸借

この取引では、ポートフォリオは、一定期間にわたって、または要求あり次第返還する条件で、借入資格のある借り手に対し資産を貸し付ける。その代わり、借り手は、ローン手数料に証券からの利益を上乗せした金額を支払い、英文目論見書に記載される基準を満たした担保を提供する。ポートフォリオは、証券貸借を任意の資産の 50% に制限しており、格付けの高い金融機関の保証、または OECD 加盟国政府が発行した現金もしくは証券の担保差入れを受ける場合にのみ貸付けを行い、ローンは 30 日間を超える期間とする。

証券貸借は、収益を発生させるために使用され、その収益は、借り手によりポートフォリオに対して支払われる手数料を通じてのみ生じる。

レポ取引およびリバース・レポ取引

これらの取引では、ポートフォリオは、支払と引換えにそれぞれ取引相手方に対して証券の売買を行い、後日、特定の（通常はより高い）価格で証券を（それぞれ）売り戻すか、または買い戻す権利または義務を有する。レポ契約は、主に資金調達の目的で使用される。リバース・レポ契約は、特定銘柄の証券を取引（スペシャル取引）する機会を利用するために使用される。

レポ取引およびリバース・レポ取引に利用することができるのは、以下の資産のみである。

- －短期銀行証書または短期金融商品
- －投資適格であるマネー・マーケット UCI の投資口または受益証券
- －非政府発行体の十分に流動性のある債券
- －OECD 加盟国（当該国の地方自治体を含む。）または地域規模（EU を含む。）もしくは世界規模の超国家機関もしくは企業体が発行したか、または保証している債券
- －主な指数に含まれており、かつ、EU の規制市場または OECD 加盟国の証券取引所で取引されている株式／エクイティ

いかなる状況においても、EPM 手法を用いることにより、ポートフォリオが英文目論見書の関連する部分に定められたその投資目的および投資方針から逸脱することになってはならず、またポートフォリオが重大な追加リスクを伴うことになってはならない。

今後の展開

ポートフォリオは、その他の商品および手法（現時点では企図されていないものを含む。）について、当該商品および手法が当該ポートフォリオの投資目的および投資方針に合致している限りにおいて、かつ、英文目論見書および適用法に従って、活用することができる。

SFT 規則に関連して、以下のポートフォリオは、記載される限度でレポ取引およびリバース・レポ取引ならびに証券貸借を利用することができる。

ファンド	レポ／リバース・レポ		証券貸借	
	予想	最大	予想	最大
アメリカン・グロース・ポートフォリオ	—	—	0 %～10%	25%

財務報告書では以下を開示する。

- ・報告期間全体にわたってすべての商品および EPM 手法により得た収益、ならびにこれに関して各ポートフォリオが負担した直接的および間接的な運営費用および報酬、ならびにかかる費用および報酬の支払先である事業体の身元ならびにかかる事業体が保管受託銀行、投資顧問会社または管理会社との間で有することがある提携関係
- ・報告書の対象期間中にアライアンス・バーンスタイン SICAV が利用した取引相手方
貸付代理人に支払われる報酬は、継続して発生する手数料には含まれないが、アライアンス・バーンスタイン SICAV に対して収益が支払われる前に控除される。

デリバティブおよびその他の運用手法の取引相手方

取引相手方がアライアンス・バーンスタイン SICAV またはポートフォリオの取引相手方となる前に、管理会社または投資顧問会社が当該取引相手方を承認しなければならない。取引相手方は、とりわけ、以下の基準で評価される。

- ・規制上の地位／健全性監督
- ・現地の法律が規定する保護
- ・業務プロセス
- ・信用力分析（利用可能な信用スプレッドまたは外部の信用格付けの精査を含む。）

さらに、証券貸借の取引相手方は、OECD 加盟国に拠点を置いていなければならない。

取引を独立当事者間で行うことを条件として、関連会社である取引相手方も許容される。

貸付代理人は、証券の借り手それぞれの債務返済能力および債務返済意思を継続的に評価し、アライアンス・バーンスタイン SICAV は、借り手を認めない権利またはローンをいつでも終了することができる権利を保持する。一般的に低い水準である証券貸借に関連する取引相手方リスクおよび市場リスクは、取引相手方が債務不履行に陥ったときの貸付代理人からの保護および担保の受取りにより一層軽減される。

担保に関する方針

この方針は、証券貸借取引、リバース・レポ取引および OTC デリバティブに関連して取引相手方から受領した資産に適用される。OTC デリバティブ取引または効率的なポートフォリオ運用手法との関連においてポートフォリオが受領したすべての資産は担保とみなすべきであり、以下に定められるすべての基準に準拠する必要がある。

受入可能な担保

担保として受け入れられる証券はすべて、信用性の高いものでなければならない。主な具体的種類は、以下の表に示される。

現金以外の担保は、規制市場または価格設定に透明性がある多国間取引施設で取引しなければならず、当該担保の売却前評価額に近い価格で迅速に売却することができなければならない。信用リスクおよび投資相関リスクのいずれの面でも、担保が取引相手方から適度に独立していることを確保するため、当該取引相手方またはそのグループが発行した担保は受け入れられない。担保は、取引相手方のパフォーマンスと高い相関を示すことは見込まれていない。取引相手方の信用エクスポージャーは信用枠に照らしてモニタリングされ、担保は毎日評価される。すべての担保は、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方から承認を得ることなく、いつでもポートフォリオが完全に実行することができる必要がある。

いかなる取引における取引相手方からの受取担保も、当該取引相手方に対する全体的なエクスポージャーを相殺するために利用することができる。

その資産の少なくとも 30% について担保を受け取るポートフォリオの場合、関連する流動性リスクは、通常の流動性状況および例外的な流動性状況を想定した定期的なストレス・テストにより評価される。

受取担保は、適用法の規定（2010 年法第 43 条を含む。）に準拠している必要がある。

上記の条件に準拠している限りにおいて、認められる担保を後記の表に記載する。

分散化

ポートフォリオが保有するすべての担保は、国別、市場別および発行体別に分散化しなければならない、いずれの発行体に対するエクスポージャーも、ポートフォリオの純資産総額の 20%を超えない。本書に記載がある場合、ポートフォリオは、加盟国、その一もしくは複数の地方当局、第三国または一もしくは複数の加盟国が所属している公的国際組織が発行したか、または保証している様々な譲渡性のある証券および短期金融商品による十分な担保の差入れを受けることができる。この場合、ポートフォリオは、少なくとも 6 つの異なる銘柄から担保を受け取る必要があり、いずれの銘柄もポートフォリオの純資産総額の 30%を超えない。

受取担保の再利用および再投資

受け取った現金担保は、

- ・ 2010 年法第 41 条(f)に定められる事業体に預託される。
- ・ 信用性の高い国債に投資される。
- ・ リバース・レポ取引に利用される。
- ・ 毎日の純資産価格を計算し、かつ、AAA の格付けまたはこれに相当する格付けを付与された短期マネー・マーケット・ファンド（欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインに定義される。）に投資される。すべての投資は、上記に開示される分散化要件を満たさなければならない。

現金以外の担保の売却、再投資または質権設定は行われない。

再投資された現金担保は、現金以外の担保に適用される分散化要件に従って分散化する必要がある。

担保の保管

ポートフォリオに対して権原証書により移転される担保（および保管可能なその他の証券）は、保管受託銀行または保管受託銀行の副保管人が保有する。その他の種類の担保取決めの場合、担保は、健全性監督を受け、かつ、担保提供者とは無関係の第三者保管人が保有することができる。

評価およびヘアカット

すべての担保は、適用されるヘアカット（担保の価値の下落または流動性の低下に備えることを目的とした担保の価値の割引）を考慮して時価で評価される（入手可能な市場価格を用いて毎日評価される。）。ポートフォリオは、担保の価値が少なくとも対応する取引相手方に対するエクスポージャーと同等となることを確保するため、取引相手方に対して追加担保（変動証拠金）を要求することができる。

現在ポートフォリオが適用しているヘアカット率は、以下に示される。この比率では、ボラティリティおよび損失リスクに影響を及ぼす可能性がある要素ならびに随時行われることがあるストレス・テストの結果が考慮される。管理会社は、事前の通知を行うことなくいつでもこの比率を調整することができるが、次版の英文目論見書に変更内容を盛り込む。

受取担保の価値は、契約期間中、少なくとも当該取引または手法に係る証券の総評価額の 105%に相当する必要がある。

担保として許容可能		ヘアカット
現金		最大 1 %
外部により少なくとも A の格付けを付与された短期金融商品		最大 2 %
中央当局、地域当局もしくは地方当局、または欧州国家の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、EU、少なくとも 1 つの欧州国家が所属している公的国際組織、主権国家もしくは連邦の加盟国が発行したか、または保証している債券		
同上、ただし、満期までの残存期間が 5～10 年のもの		2 %～10%
同上、ただし、満期までの残存期間が 10 年超のもの		3 %～25%
少なくとも AA の格付けまたはこれに相当する格付けが付与された社債		6 %～10%
少なくとも A の格付けまたはこれに相当する格付けが付与された社債		10%～15%
少なくとも BBB の格付けまたはこれに相当する格付けが付与された社債		20%～25%
主な市場指数に含まれている株式		10%～30%

ポートフォリオに支払われる収益

一般に、デリバティブおよびその他の運用手法の利用による純収益は、該当するポートフォリオに支払われ、特に、

- ・レポ取引およびリバース・レポ取引ならびにトータル・リターン・スワップによる収益の場合：すべての収益
- ・証券貸借による収益の場合：すべての手取金から、貸付代理人によるサービスおよび貸付代理人が行った保証に対する貸付代理人への 20% の報酬を差し引いた金額。したがって、証券の貸付けを行うポートフォリオは、その証券の貸付けによる収益の 80% を保持する。

リスクおよび利益相反

OTC デリバティブ取引、効率的なポートフォリオ運用手法およびかかる活動に関する担保の管理には一定のリスクが伴う。これらの取引に当てはまるリスクに関するさらなる情報については、「3 投資リスク、(1) リスク要因」の項、特に「デリバティブ・リスク」を参照のこと。

3 投資リスク

投資者の投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。ポートフォリオの運用および為替変動により生じた損益はすべて投資者に帰属する。ファンドの投資証券は、預貯金とは異なる。

(1) リスク要因

すべての投資対象はリスクを伴っており、本書に記述される一部のリスク要因はかなり高いものである可能性がある。ポートフォリオは、それに関して記載されるかまたは本書に記述されるリスクを上回るリスクによって影響を受ける可能性がある。これらのリスクの記述は、網羅的であることを意図していない。各リスクは、個別のポートフォリオに関するものであるかのように記述されている。

これらのリスクのいずれによっても、ポートフォリオは、金銭を喪失し、類似の投資対象もしくはベンチマークと比べてアンダーパフォームし、高いボラティリティを経験し、または、いずれかの期間においてその目的を達成できなくなる可能性がある。

ABS／MBS リスク 資産担保証券およびモーゲージ担保証券（ABS および MBS）は、金利の変動に対して特に敏感となる可能性があり、一般的に、期限前償還リスク、期間延長リスクおよび平均を上回る流動性リスクを伴う。

ABS および MBS は、クレジットカード債権、自動車ローン、学生ローン、設備リース、住宅モーゲージおよび住宅担保ローンなどの債務のプールにおける持分を表章する。例として、モーゲージ担保債務証券（CMO）、住宅用および商業用モーゲージ担保証券、パススルー証券、変動金利モーゲージ証券、分離型モーゲージ関連証券および信用リスク移転証券などのその他の資産関連証券またはモーゲージ関連証券が挙げられる。

MBS および ABS は、多くのその他の種類の債務証券と比べて、信用度が低くなる傾向がある。MBS または ABS の裏付けとなる債務が債務不履行に陥るかまたは回収不可能となる限りにおいて、当該債務に基づく証券は、その価値の一部または全部を失うことになる。

ローン担保証券（CLO）リスク

信用リスクおよび複雑性

ポートフォリオは、事業会社に対する貸付債権を担保とする証券であるローン担保証券（以下「CLO」という。）に投資する場合がある。CLO は、通常、それぞれ異なる金利および支払スケジュールを有する複数のクラスで発行され、裏付資産についての元利金は様々な方法で複数のクラス間で配分される。クラスの中には、その元利金の支払いが不測の事態に左右されるものがあり、また、クラスまたはシリーズの中には、債務不履行リスクの一部またはすべてを負担するものもある。ポートフォリオは、CLO の劣後クラスに投資することがある。このような劣後クラスは損失吸収策のある劣後順位の資本によって一定程度保護されているものの、かかるクラスの保有者に対する元利金の支払いは、CLO の優先クラスおよび諸経費の支払後に残る CLO の裏付資産に関して受領したキャッシュ・フローのみを原資として行われる。そのため、ポートフォリオの投資対象は、CLO ポートフォリオ内の債務不履行から生じる損失の影響を特に受けやすい。さらに、CLO の平均満期またはデュレーションを決定する際、投資顧問会社はその満期および繰上償還に関する一定の仮定および見積りを適用する必要があるため、実際の繰上償還率は異なる場合がある。ある証券の存続期間に関する予測が不正確であった場合には、ポートフォリオは予想収益率を実現できないことがある。場合によっては、このような CLO の支払い、信用度その他の条件の複雑性により、その条件に十分な透明性が確保されないリスクが生じることがある。また、CLO の複雑性により、特にそれがカスタマイズされている場合は適切な価格で評価することがより困難になることがある。

CL0 の評価および流動性

CL0 の価値は、金利の変動、その裏付けとなる原資産のパフォーマンスまたはかかる原資産に対する市場の認識の変化、および損失を防ぐためにその構造に組み込まれた信用補完の適切性に対する市場の認識の変化など、数多くの要因の影響を受けることがある。CL0 の流通市場は、社債の流通市場ほど流動的でないおそれがある。その結果、投資顧問会社は、かかる投資対象の売却がより困難であると認識することがあり、または、広く取引されている場合よりも低い価格でしか売却できないことがある。ポートフォリオの純資産価格を計算する目的で、かかる投資対象の正確な価格を設定することが困難となることがある。したがって、かかる投資対象の売却時に実現される価格は、ポートフォリオの純資産価格を計算する際に使用される価格よりも低くなる可能性がある。

CL0 マネージャーへの依拠

ポートフォリオの CL0 投資のパフォーマンスは、CL0 マネージャーの実績および運用効率に部分的に依拠する。ポートフォリオは、CL0 マネージャーの運用報酬および成功報酬の対象となる CL0 に投資する。これらの報酬は、ポートフォリオに請求される報酬等に加えて発生する。これらの報酬の支払いは、ポートフォリオが達成するリターンに悪影響を及ぼす可能性がある。

商品エクスポージャー・リスク 商品リンク債は、ボラティリティが高い傾向があり、相場および金利の変動、商品価格のボラティリティ、燃料費および輸送費の変動ならびに政治、経済、気候、貿易、農業およびテロリストに関連する事由によって不相応に影響を受ける可能性がある。

集中／フォーカス・リスク ポートフォリオがその資産の大部分を限られた数の産業、セクターもしくは発行体に投資するかまたは限られた地理的地域内で投資する限りにおいて、より幅広く投資を行うポートフォリオと比べて、リスクがより高くなり、より高いボラティリティにさらされる可能性がある。

集中したまたは焦点を絞ったポートフォリオは、定義上、焦点を当てた分野の市場価格を決定する要因に対してより敏感になる。これらの要因は、経済、金融または市場の状況および社会、政治、経済、環境またはその他の要因を含む可能性がある。

偶発転換社債（CoCo 債）リスク CoCo 債は、比較的に検証されておらず、その収益の支払は取り消されるかまたは停止される可能性があり、株式と比べて損失の影響を受けやすく、期間延長リスクおよび流動性リスクを伴い、ボラティリティが高くなる可能性がある。

CoCo 債は、資金調達の高効率な手段として主に世界の金融機関により発行される偶発債券の一種である。CoCo 債は、変動利付きの永久債であるその他 Tier 1 債券として発行され（AT1 CoCo 債）、または、法定償還日のある固定利付きの Tier 2 債券として発行される（T2 CoCo 債）。CoCo 債は、通常は劣後し、通常の状態においては債務証券のように反応するが、特定のトリガー事由が発生した場合は、株式に転換され、かつ／または、（完全または部分的に）評価減となる。

CoCo 債は、その特徴および構造によっては、以下の追加のリスクにさらされる可能性がある。

繰上償還の延期 AT1 CoCo 債は、発行金融機関にとって永久資本の一種であり、発行体の規制監督機関の承認を得た場合に限り、あらかじめ定められた水準で繰上償還が可能である。したがって、AT1 CoCo 債（その他の点では永久である。）が繰上償還日に繰上償還されると想定することはできない。この理由およびその他の理由により、ポートフォリオがこれらの種類の CoCo 債に関して支払われる元本のリターンを受領するという保証はない。

資本構造の逆転 CoCo 債は、一般的に、発行体の資本構造において従来の転換社債に劣後する。一定のシナリオにおいて、CoCo 債の投資家は、発行体の株主がほとんど資本の損失を被っていない場合にも資本の損失を被る可能性がある。

転換 従来の転換社債は投資家の選択により転換可能であり、当該社債の投資家は一般的に発行体の株価が行使価格より高い場合に転換するのに対し、CoCo 債は、投資家の選択により転換されない。その代わりに、CoCo 債は、発行体が危機に陥っている際に転換される傾向がある。また、CoCo 債は、規制機関の裁量によりまたは特定のトリガー事由が発生した場合に強制的に転換可能である。CoCo 債は、あらかじめ定められたトリガーに違反した場合、突然の価値の下落に見舞われる可能性がある。かかるトリガー事由による転換は、発行体の株価が CoCo 債が発行されたかまたは購入された時点よりも下がった場合に発生する可能性がある。発行体の株式への転換の場合、投資顧問会社は、関連するポートフォリオの投資方針の遵守を確保するために、これらの株式の一部または全部を売却しなければならない可能性がある。

利払いの取消し CoCo 債（AT1 および T2 の両方）は、発行金融機関がトリガー水準に達した場合に転換および評価減の対象となる一方で、AT1 CoCo 債に関しては、企業の継続性に懸念が生じる状況において、利払いの取消しという形で投資家にとって追加のリスクの源泉が存在する。AT1 CoCo 債に関する利払いは完全に裁量的であり、いずれかの時点において、何らかの理由により、また、期間を問わず、発行体により取り消されまたは延期される可能性がある。AT1 CoCo 債に関する利払いの取消しは、債務不履行事由とはならない。取り消された支払は累積されず、免除される。このことは、AT1 CoCo 債の評価における不確実性を大幅に増大させ、リスクのミスマッチにつながる可能性がある。また、とりわけ、AT1 CoCo 債の投資家は、その利払いが取り消されまたは延期される一方で、発行体はその普通株式に関する配当および／または発行体の資本構造においてより高いその他の債務の利息を引き続き支払う状況に直面する可能性がある。

金融セクターの集中 CoCo 債は、政府および（潜在的には）国際的な多くの規制機関の監督に服している世界の金融機関、特に銀行によって主に発行されている。これらの世界の金融機関は、市場動向により悪影響を受ける可能性があり、再編成、その他の金融機関との合併、完全もしくは部分的な国有化を強いられ、政府介入の対象となり、または、破産もしくは倒産する可能性がある。これらの各事由は、当該金融機関により発行される証券、特に CoCo 債に影響を及ぼす可能性があり、投資家への支払の混乱もしくは完全な取消し、債務の転換および／または資本損失を生じさせる可能性がある。

流動性 CoCo 債は、比較的新しい商品であり、限られた数の金融機関のみにより発行されている。また、CoCo 債は革新的な商品であるため、CoCo 債の流通市場は、CoCo 債に投資するのに十分な知識および経験を有する投資家に限られている。したがって、CoCo 債の市場価格および全体的な流動性は変動する可能性があり、このことは、CoCo 債の価値の損失をもたらし、ポートフォリオが合理的な期間内に CoCo 債を売却できないことにつながる可能性がある。

トリガー事由 CoCo 債は、トリガー事由を受けて転換される可能性がある。転換につながるトリガー事由は、英文目論見書または各 CoCo 債の発行に関連するその他の募集文書において開示されている。トリガー事由は、機械的なもの（例えば、発行体の自己資本比率に基づくもの）など様々な種類があり、または、規制監督機関の裁量的な決定に服する可能性がある。例えば、トリガー事由は、銀行規制当局が特定の CoCo 債の発行体がもはや存続可能ではない、つまり、当該債券が「実質破綻認定時点」（PONV）において「ペイ

ルイン可能」であると決定した場合に発生する可能性がある。トリガー事由は、個々の CoCo 債および同一のまたは異なる発行体の中で異なる可能性がある。したがって、例えば、発行体の自己資本比率に基づくトリガー事由の実際の発生は、かかる比率および CoCo 債のあらかじめ定められたトリガーの間のいずれかの時点における距離と相関関係にある。このため、投資顧問会社は、CoCo 債に投資するポートフォリオを代理して、トリガーに対して発行体が有している自己資本の金額を理解し、これを監視する必要がある。これらのおよびその他の不確実性により、投資顧問会社は、いずれかの時点においてトリガー事由が発生するかどうか、および、特定の CoCo 債が転換時にどのように反応するかを含め、かかるトリガー事由が正確に何を伴うのかを評価することが困難である可能性がある。

未知／革新 CoCo 債は革新的であり、金融セクターにとっての危機の時期を含むさまざまな市場シナリオにおいて完全には検証されていない。ストレスのある環境において、CoCo 債の基本的な特徴が検証された場合に、それらがどのように機能するかは不確実である。初期の段階では、トリガー事由による CoCo 債の転換は、それが単独または単発のものである場合も、資産クラス全体に対するボラティリティを生じ、価格に対する下方圧力、評価問題および非流動性につながる可能性がある。

償却 CoCo 債の元本金額の一部または全部は、発行体による損失吸収策として償却される可能性がある。

利回り／評価 魅力的な利回りは、その開始以来、CoCo 債市場の成長をもたらしており、これは複雑性プレミアムであるとみることができる。同一発行体のより格付けの高い銘柄またはその他の発行体の類似の格付けの銘柄と比べて、CoCo 債は、利回りの観点から有利である傾向がある。しかし、トリガー事由による転換のリスクまたは AT1 CoCo 債については利払いの取消しのリスク等、CoCo 債に関連する基本的なリスクを投資家が十分に検討しているかどうかは依然として不確かである。

転換証券のリスク 転換証券は、一般的にあらかじめ定められた数量の株式によって返済されることができるとは返済されなければならない債券としての構造を有するため、現金とは違い、株式リスクならびに債券に典型的な信用リスクおよび債務不履行リスクの両方を伴う。

取引相手方／保管リスク ポートフォリオ資産の一時的または長期的な保管等、ポートフォリオが取引または売買を行う事業体が支払不能となり、ポートフォリオに対する債務を支払う意思がないまたは支払うことができなくなり、その結果、ポートフォリオに対する支払が遅延、減額または除外される可能性がある。

保管会社を含む取引相手方が破産または支払不能に陥った場合、ポートフォリオはその金銭の一部または全部を失う可能性があり、取引相手方が保有していた証券または現金の回収が遅れが生じる可能性がある。これは、ポートフォリオがその権利を執行しようとする期間中に証券を売却またはその収益を受け取ることができないことを意味し、そのプロセス自体が追加的な費用を生み出す可能性が高い。さらに、遅延期間中に証券の価値が下落する可能性もある。

現金預金は、保管受託銀行または保管受託銀行によって任命された副保管会社による資産分離の対象ではないため、その他の資産と比較して保管受託銀行または副保管会社が破産した場合にリスク増加にさらされる。

取引相手方との契約は、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクによって影響を受ける可能性があり、これらのリスクは損失を引き起こすまたは買戻請求に応じるポートフォリオの能力を制限する可能性がある。

取引相手方は、不可抗力事由に起因する損失（深刻な自然災害、人為的災害、暴動、テロ行為または戦争等）に責任を負わないことがあるため、当該事由は、ポートフォリオに関わる契約上の取決めに關して多額の損失を引き起こす可能性がある。

担保の価値は、取引の全額をカバーするものではなく、ポートフォリオに支払われる報酬またはリターンをカバーしないことがある。ポートフォリオが取引相手方リスクに対する保護として保有する担保（現金担保が投資された資産を含む。）の価値が下落した場合、その担保はポートフォリオを損失から完全に保護することができない。担保売却に困難が生じた場合、買戻請求に応じるポートフォリオの能力を遅延または制限する可能性がある。証券貸借またはレポ取引の場合、保有担保の収益は、取引相手方に移転された資産よりも少なくなる可能性がある。ポートフォリオは、すべての担保に關して業界標準の契約を用いているが、一部の法域では、これらの契約でさえ、現地法の下での執行が困難または不可能であることが判明する場合がある。

カントリー・リスクー中国 中国における投資家の法的権利は不確実であり、政府の介入は一般的かつ予測不可能であり、中国国外からの投資家は保有制限および報告要件（通知なくいつでも変更される可能性がある。）の対象となり、一部の主要な取引および保管システムは実証されていない。中国への投資は、新興市場のリスクにもさらされる。

中国においては、ポートフォリオは、QFI（以下に定義される。）ライセンス、チャイナ・コネクト・スキームまたはその他の方法（その規制は検証されておらず、変更される可能性がある。）を通じて、証券に対する権利（法的措置をとる権利を含む。）を取得することになるが、裁判所がポートフォリオのこれらの権利を保護するか否かは不確実である。

資本市場に關する中国の規制上、法律上および税制上の枠組みは、先進国ほど発達していない可能性があり、法律、規制および税法の変更がポートフォリオの中国への投資に影響を与える可能性がある。さらに、中国企業の公開情報は少なく、中国企業は先進国で設立された企業とは重要な点で異なる会計基準の適用を受けるため、信頼性が低いことがある。そのため、開示および透明性の水準の低さは、中国への投資の価値に影響を与える可能性がある。

中国において、政府は人民元という通貨を二つの形態で維持している。オンショア人民元（CNY）は中国国内のみで使用されており、自由に交換可能ではなく、為替管理の対象である。オフショア人民元（CNH）は中国国外で使用され、誰でも所有することができ、中国国外で自由に取引可能であるが、依然として管理、制限および利用可能性に左右される。現在、CNY と CNH 間の為替レートは、市場の需給に基づいているが、政府の管理および統制の要素ならびに政府がCNYからCNHへの転換に關する規制を課しまたは変更する可能性がある。したがって、ポートフォリオの中国への投資は、（CNH と CNY 間の）追加的な通貨リスクにさらされ、これは政府の政策および行動に加えて市場原理による影響を受け、重大なボラティリティおよび流動性リスクをもたらす可能性がある。

ボンド・コネクト 2017 年には、外国人投資家は、二つ目のノースバウンド・トレーディング・リンクであるボンド・コネクトを利用することができるようになった。ボンド・コネクトは、「中国本土・香港債券

市場相互接続協力管理暫定弁法」(中国人民銀行令[2017 年]第 1 号)の一般名である。ボンド・コネクトは、中国当局により管理され、中国外国為替取引システム・全国銀行間同業拆借中心(China Foreign Exchange Trading System & National Interbank Funding Centre; CFETS)、中央国債登記結算有限責任公司(CCDC)、上海清算所(SCH)およびセントラル・マネーマーケッツ・ユニット(CMU)によって確立された香港・中国間の債券市場相互アクセスを可能にする。適格外国人投資家によって取引される債券はすべて、その債券を名義人として保有する CMU の名義で登録される。

ボンド・コネクトにおいて、適格外国人投資家は、中国人民銀行(People's Bank of China; PBOC)に登録申請するために、CFETS またはその他の PBOC が認定する機関を登録代理人として任命しなければならない。香港金融管理局が認定するオフショア保管代理人(現在 CMU)は、PBOC が認定するオンショア保管代理人(現在 CCDC および SCH)にオムニバス名義口座を開設しなければならない。

チャイナ・コネクト ポートフォリオは、チャイナ・コネクト・スキームを通じて、チャイナ・コネクト証券(以下に定義される。)に連動する金融商品およびその他の市場アクセス商品への投資を含め、適格中国 A 株式(以下「チャイナ・コネクト証券」という。)に直接または間接的に投資することができる。チャイナ・コネクト・スキームは、とりわけ、香港証券取引所(SEHK)、上海証券取引所(SSE)、深圳証券取引所(SZSE)(SSE と合わせて、それぞれを以下「チャイナ・コネクト・マーケット」という。)、香港証券取引所(HKSCC)および中国証券登記結算有限責任公司(チャイナ・クリア)が中国および香港間の株式市場相互アクセスの達成を目指して開発した証券取引・決済連動プログラムである。チャイナ・コネクト・スキームでは、上海コネクトおよび深圳コネクトは実質的に類似した規制上の枠組みに従い、SEHK は秩序ある公正な市場を確保するために取引を停止する可能性があるが、上海コネクトおよび深圳コネクトは互いに独立して運営される。

チャイナ・コネクト・スキームは、比較的新しいものであり、依然として十分に整備されているわけではないため、それ自体および取引を統制する規則は変更される可能性があり、証券および商品の利用可能性は変動する可能性がある。したがって、チャイナ・コネクト・スキームでの取引には、流動性、取引相手方、最良執行等の追加的なリスクがある。さらに、チャイナ・コネクト証券への投資に関連するポートフォリオの様々な権利は、未だに不明確であり、より発展した市場とは異なることがある。

ポートフォリオは、随時発行される適用ある規則および規制に従い、チャイナ・コネクト・スキームが提供する「ノースバウンド取引リンク」を通じて、チャイナ・コネクト証券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクにおいて、ポートフォリオは、香港のブローカーおよび SEHK がそれぞれ(上海コネクトでの取引のために)上海に設立した証券取引サービス会社および(深圳コネクトでの取引のために)深圳に設立した証券取引サービス会社を通じて、関連するチャイナ・コネクト・マーケットに注文をルーティングすることにより、当該関連するチャイナ・コネクト・マーケットに上場されているチャイナ・コネクト証券を取引する注文を行う。

チャイナ・コネクト・スキームにおいて、同じく香港証券取引所(HKEx)の完全所有子会社である HKSCC が、香港市場参加者および投資家が執行する取引の清算および決済ならびに保管、名義人およびその他の関連サービスの提供を担当する。HKSCC が運営する中央清算決済システム(CCASS)におけるブローカーおよび保管勘定において保有されるチャイナ・コネクト証券は、HKSCC/CCASS の債務不履行または破産の影響を受けやすい。

ノースバウンド取引リンクで取引する資格のあるチャイナ・コネクト証券には、SSE および SZSE に上場されている一部の株式が含まれているが、変更される可能性があり、資格に関する様々な条件に服する。

チャイナ・コネク特証券のすべての取引は、ポートフォリオの基準通貨ではない場合がある人民元建てである。

チャイナ・コネクト・スキームでの取引には、ノースバウンド取引リンクを通じたクロスボーダー取引の純購入額の上限を制限する日次割当が課されており、当該割当は変更され、買い注文の利用可能性に影響を与える可能性がある。

チャイナ・コネクト証券は、チャイナ・クリアで保有される。HKSCC は、チャイナ・クリアの直接参加者であり、ノースバウンド取引を通じて投資家が取得したチャイナ・コネクト証券は、HKSCC（当該チャイナ・コネクト証券の名義人保有者である。）がチャイナ・クリアに開設した名義証券口座に HKSCC 名義で記録され、チャイナ・クリアの保管に基づき保有され、関連するチャイナ・コネクト・マーケットの上場会社の株主名簿に HKSCC 名義で登録される。

HKSCC は、関連する CCASS 清算参加者の CCASS 株式口座に、当該チャイナ・コネクト証券の持分を記録する。HKSCC は、ポートフォリオの保管会社と直接的または間接的に保管契約を締結している清算参加者を代理して受益権を有する当該証券の法的所有者とみなされる。当該チャイナ・コネクト証券は、HKSCC がチャイナ・クリアに開設した名義口座に記録され、ノースバウンド投資家は、適用ある法律に従い当該証券に対する権利および権益を留保する。

ノースバウンド取引リンクを通じて投資するポートフォリオは、チャイナ・コネクト証券の最終的な所有者として認識される。ポートフォリオは、名義人保有者として HKSCC を通じて権利を行使し、チャイナ・コネクト証券の議決権の実際の支配権を保持することができる。名義人たる HKSCC は、自らを通じて保有するチャイナ・コネクト証券に対する権原を保証せず、（ポートフォリオ等の）実質的所有者を代理して権原または所有権に関連するその他の権利を行使する義務を負わない。したがって、実質的所有者としてノースバウンド取引リンクを通じて投資するポートフォリオの厳密な性質および権利は、完全に定義されておらず、追加的なリスクにさらされる。

ポートフォリオが HKSCC のパフォーマンスまたは支払不能から生じる損失を被った場合、適用される法律が HKSCC とポートフォリオまたは保管受託銀行のいずれかとの直接的な法的関係を認識していないため、ポートフォリオは HKSCC に対する直接的な法的訴求権を有しない。チャイナ・クリアが債務不履行に陥った場合、HKSCC の契約上の債務は、参加者に対する請求の支援に限定される。失った資産を回収するポートフォリオの試みは、多大な遅延および費用を伴う可能性があり、成功しない可能性がある。

主に革新的な成長企業の株式である一部のチャイナ・コネクト証券は、ChiNext で取引される。ChiNext は、SZSE の多層的な資本市場の一部である。ChiNext における投資は、他の市場におけるチャイナ・コネクト証券の投資とは異なるリスクを含んでいる可能性がある。

中国の税制 中国証券への投資は、追加的な税制の対象になる。例えば、中国居住企業への一定の投資には、源泉所得税が課せられる場合がある。投資顧問会社は、中国課税の影響を最小限に抑えるようにポートフォリオを運用し、中国債券の処分から生じるキャピタル・ゲインに対する所得税等の税務上の影響に対処する措置を講じる意向であるが、中国がポートフォリオを中国法人所得税の対象とする検討を行う可能性がある。これは、利益、配当およびキャピタル・ゲインに対する課税等、様々な影響を与える。

CIBM ポートフォリオは、中国銀行間債券市場（CIBM）を通じて、直接または間接的に債券に投資することができる。CIBM は、中国の二大証券取引所外の OTC 市場であり、通常、中国において債券額では総取引高の 90%超に値する。CIBM は、PBOC によって規制および監督されている。

CIBM での取引は、中国人民銀行公告（2016 年）第 3 号および上場、売買および運営に関するその他の規則（CIBM 規則）を含むが、これらに限られない PBOC によって公布された関連する規則に従う。ポートフォ

リオは、中国人民銀行公告（2016 年）第 3 号（外国アクセス制度）または「中国本土・香港債券市場相互接続協力管理暫定弁法」（中国人民銀行令[2017 年]第 1 号）（ボンド・コネクト）等の CIBM 規則に基づく外国機関投資家として CIBM に投資することが認められている。

CIBM で取引される主な債券には、国債、社債、債券現先取引、債券ローン、PBOC 手形およびその他の金融債務商品が含まれる。CIBM は発展の初期段階にあるため、時価総額および取引高はより発展した市場よりも少なくなる可能性がある。PBOC は、CIBM の上場、取引および機能に関する規則を定め、CIBM の市場運営者を監督する責任を負う。現行の CIBM の下では割当制限はないが、中国からの資金の送金は、PBOC によって制限が公布された場合には、将来制限の対象となる可能性がある。中国からの資金の送金に対する将来の制限は、ポートフォリオが買戻しに応じる能力に影響を及ぼす可能性がある。

CIBM を通じた取引には、流動性リスクが伴う。CIBM で取引される証券のビッド／オファー・スプレッドは大きく、取引高の少ない証券については大きく変動する可能性がある。ポートフォリオは、多額の取引コストおよび換金コストを負担し、当該証券を売却する際に損失を被ることさえある。

CIBM の債券取引全般については、DVP 決済が中央国債登記結算有限責任公司（CCDC）および上海清算所（SCH）が使用する主な方法であるが、決済リスクは依然として存在する。中国における DVP の慣行は、先進国市場における慣行とは異なることがある。例えば、決済は、瞬間的ではなく、数時間またはそれ以上の遅延の影響を受ける可能性がある。取引相手方が取引に基づく義務を履行しない場合、またはその他 CCDC または SCH による不履行があった場合、ポートフォリオは、損失を被る可能性がある。

CIBM は比較的新しく、運用歴が短いため、CIBM への投資は規制上および税制上のリスクにさらされる。適用ある CIBM の法律、規制および法的要件も同様に新しいため、CIBM での購入に関連する免税を含めて変更される可能性があり、その解釈および執行には大きな不確実性が伴う。潜在的に遡及的な変更を含む、中国における既存の法律、規制、政策および慣行の変更は、中国の企業および証券取引に影響を与える可能性がある。企業組織、破産および支払不能に関する中国の法律が付与する証券保有者に対する保護は、先進国の法律が付与する保護よりも著しく少ないことがある。これらの（個別のまたはその組み合わせの）要因は、ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある。

CIBM へのポートフォリオの投資について CIBM 規則に基づく割当制限はないが、ポートフォリオのオンショア決済代理人または登録代理人は、ポートフォリオの投資に関する情報を PBOC に提出し、重大な変更があった場合は提出書類を更新しなければならない。PBOC は、オンショア決済代理人およびアライアンス・バーンスタイン SICAV の取引を監督し、CIBM 規則に違反した場合、アライアンス・バーンスタイン SICAV および／または投資顧問会社に対する取引の停止および強制的な撤退等の管理上の措置を講じることができる。CIBM 証券は、CIBM で取引する事業体によって直接または間接的に保有することができる。

最近の規制上の動向として、2020 年 9 月、PBOC、CSRC および SAFE は共同で、外国機関投資家による中国の債券市場への投資に関する協議文書を公表した。これは、正式に公布された場合、CIBM への外国投資家による投資に関するアクセス届出、保管モデルおよびその他の側面に変更をもたらすものである。

信用格付け ポートフォリオは、中国の現地格付機関が格付けを付与する証券に投資することができる。ただし、当該機関が用いる格付基準および方法は、確立された国際的信用格付機関の大半が採用しているものとは異なることがある。したがって、当該格付制度は、国際的な信用格付機関によって格付けされた証券と比較するための同等の基準を提供しないことがある。

QFI ポートフォリオは、QFI スキームを通じ中国証券に投資することができる。QFI スキームを通じた投資には、独自のリスクが伴う。ポートフォリオが関連する投資を実行する能力あるいはポートフォリオの投資

目的および戦略を完全に遂行または追求する能力は、中国における適用法、規則および規制（投資ならびに元本および利益の送金に関する制限を含む。）に服しており、それらは変更の可能性があり、その変更は適及的な影響を与えうる。QFI 資格の承認が取り消し／解除またはその他無効となった場合、ポートフォリオは、関連する証券の取引またはポートフォリオ資金の送金を禁止される可能性があり、また、主要オペレーターまたは主要関係者（QFI カストディアンまたはブローカーを含む。）のいずれかが破産または債務不履行に陥るか、および／またはその義務（取引の実行または決済あるいは金銭または証券の移動を含む。）を遂行する資格を喪失した場合、ポートフォリオは多額の損失を被る可能性がある。

市場が国家外貨管理局（SAFE）および中国人民銀行（PBOC）によって規制されており、投資顧問会社の支配の及ばない範囲で措置を講じる可能性があるため、QFI スキームを通じた投資には、送金リスクおよび流動性リスクが伴う。近年、QFI によるオンショア投資および資本管理の一定の規制緩和（投資割当制限の撤廃、投資収益の送金手続きの簡素化を含むが、これらに限られない。）のために関連する QFI 規制が改正されたが、非常に新しい発展であるため、特に初期段階で実際どのように実施されるかは不確実である。さらに、執行措置の性質および将来の規制変更は予測することができない。一方で、最近改正された QFI 規則もまた、とりわけ情報開示の点において QFI に対する継続的な監督を強化している。特に、QFI は、その潜在的な顧客（QFI スキームを通じて中国本土の証券に投資するポートフォリオなど）が PRC の利害関係の開示に関する規則を遵守することを確保し、かかる潜在的な顧客を代理して必要な開示を行うことを要求される。さらに、中国证券监督管理委员会（CSRC）もまた、QFI に対し、国内投資に関連するオフショアのヘッジ・ポジションを報告するよう要求することがある。報告される情報は、該当する場合、ポートフォリオに関する情報を含むことがある。

投資顧問会社の子会社である AllianceBernstein Hong Kong Limited は、QFI 資格を取得している。

外国アクセス制度 この方法では、CIBM に直接投資を希望するポートフォリオは、関係当局に関連する申告および口座開設を行う責任を負うオンショア決済代理人を通じて投資することができる。口座が開設された場合、証券は二者間交渉およびクリック・アンド・ディールを通じて取引されることがある。二国間交渉はすべてのインターバンク商品に適用され、CIBM の統一取引プラットフォームである中国外国為替取引システム・全国銀行間同業拆借中心（CFETS）を利用する。ワンクリック取引は、債券の現物および金利デリバティブにのみ適用される。

2001 年には、第三者機関が債券の二者間の値付けを保証するマーケット・メーカー・メカニズムが導入され、取引および決済コストを抑えることができる。債券取引は、取引ごとに独立した交渉を経て、二者間の取引により行われなければならない。主要債券取引の呼値およびレポ金利は、取引の当事者によって独立して決定されなければならない。両当事者は、通常、債券および資金の交付に関する指示を送付し、合意された日に交付を行う。CIBM で取引される債券の種類に応じて、清算決済機関は CCDC または SCH となる。外国アクセス制度を経由して取引する場合、CIBM 証券は、その国内口座（現在 CCDC または SCH のいずれか）のうち 1 つにおいてポートフォリオ名義で保有される。

CIBM ダイレクト RFQ 取引 2020 年 9 月、CFETS によって CIBM ダイレクト RFQ 取引サービスが開始された。かかるサービスの下で、外国アクセス制度に基づく外国投資家は、見積もり請求（RFQ）を行うことにより国内のマーケット・メーカーとの現物債券取引を勧誘し、CFETS のシステムにおいて取引を確認することができる。外国アクセス制度に基づく新しい取決めであるため、CIBM ダイレクト RFQ 取引は、さらなる調整および実施の不確実性にさらされる可能性があり、これは、ポートフォリオが CIBM ダイレクト RFQ 取引の

メカニズムを通じて取引を行う限りにおいて、ポートフォリオの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。外国アクセス制度では、すべての申告、登録および口座開設は第三者によって行われなければならないため、ポートフォリオは取引相手方およびオペレーショナル・リスクにさらされる可能性がある。

都市投資債券 融資平台（LGFV）が発行する都市投資債券のリスクには、投資先となる事業の財政難のリスクが含まれる。

カントリー・リスクーインド インドへの投資を行うポートフォリオは、一般に、為替レートおよび為替管理、金利、インド政府の方針変更、税制、社会および宗教の不安定性、ならびにインドにおけるまたはインドに影響を与える政治、経済またはその他の事象の影響を受ける可能性がある。

インド経済は、成長、インフレ、資本再投資、資源の利用可能性、自給力および収支などの点において、より発展した国の経済とは有利または不利に異なることがある。多くの先進国と比較して、インドは農業に大きく依存しているため、その経済は極端な気象または異常気象の影響を受けやすい。商取引を直接的または間接的に混乱させる可能性がある電力不足は、インドのほぼすべての地域で頻発する。

カシミール地方およびその他の地域における民族紛争および国境紛争は、インドとパキスタンの間に継続的な緊張状態を引き起こしている。

政府の措置は、重大な経済的影響を及ぼす可能性があり、これにより、市況ならびにインド証券の価格および利回りに影響が及ぶことがある。1980年代半ば以降、インドでは比較的自由主義的および自由市場的な経済政策が整備されており、現在、政府は公共部門の一部からの投資の引き揚げおよびその民営化を図っているものの、依然として政府は経済の多くの面で重大な影響力を行使している。産業および金融システムの大部分は、引き続き国の管理下にあり、または助成金対象である。既存の政策が継続されるという保証はなく、また、かかる政策が成功するという保証もない。より社会主義的な政策への回帰は、ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある。

外国人投資家は、通常、インドの発行体への直接投資に関しては制限または規制されており、間接的なエクスポージャーを提供する金融商品へのアクセスが制限される場合もある。一定の条件を遵守し、かつ、2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規則（FPI 規則）に基づきインド証券委員会（SEBI）に外国ポートフォリオ投資家（FPI）として登録されている事業体または個人に限り、取引所で取引されるまたはその他の許容されるインド証券への直接的なポートフォリオ投資を行うことが認められる。FPI は、適格性およびその他の SEBI の要件を満たし続けなければならない。

投資顧問会社および特定のポートフォリオは FPI として登録されており、該当する更新料が 3 年毎に支払われる限り、かかる登録は継続することが予想される。ただし、登録は SEBI により停止され、取り消され、または撤回される可能性がある。FPI およびその投資家グループは、一定の投資制限（すべての FPI は合計で同一法人の発行済株式総額の 10% を超えて保有することができないことを含む。）を遵守しなければならない。これは、ポートフォリオが希望する投資を行う能力またはその投資目的を完全に追求する能力を制限することがあり、また、FPI の合計保有割合が限度に近づいた場合、外国人投資家が現地の株価に対してプレミアムを支払う意思があることを意味する可能性があるため、価格のボラティリティが大きくなる可能性がある。

現在、該当するインドの税金を支払うことを条件として、収益、利益および当初投資元本は、インドから自由に送金することができる。一般に、インドの公認証券取引所を通じての上場投資証券の取引には証券取

引税（STT）が課される。当該証券の保有期間が 12 か月以下の場合、15%の短期キャピタル・ゲイン税も課される。2018 年 4 月 1 日以降に実行され、100,000 インドルピー以上の長期キャピタル・ゲインをもたらす譲渡については、さらに 10%の税金が課される。2018 年 1 月 31 日以前に行われた投資については、取得原価を決定するために指定された方法を用いなければならない。インドの公認証券取引所を通じて行われない FPI による上場投資証券の取引および公開取引される債務証券の売却については、30%の短期キャピタル・ゲイン税および 10%の長期キャピタル・ゲイン税が課される。

インドでは、FPI に支払われるインド法人のインドルピー建て社債または国債の利息に対して 5 %の源泉徴収税が課される（ただし、所定の条件に従う。）。インドとルクセンブルグの間の租税条約に基づく利息に対する源泉徴収税率は、一般的に 15%である（ただし、条約の条件を充足するものとする。）。さらに、FPI は、その他の証券からの利息に対して 20%の源泉徴収税を課される。上記のすべてのインドの税率は、適用あるサーチャージおよび特別付加税の対象となる。

また、インド法人が配当金を支払う場合、かかる法人は、配当金の支払に対して 20.555%の税金を支払わなければならない。このため、非居住者である投資主のレベルでは、配当金について税金を免除される。

通貨リスク ポートフォリオがポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての資産を保有している場合、為替レートの変動により、投資利益または投資収益が減少したり、投資損失が場合によっては大幅に増加する可能性がある。ヘッジ取引は通貨リスクを減少させる場合があるが、かかるリスクを排除するものではない。

為替レートは急速かつ予測不能に変動する可能性があり、ポートフォリオが損失を回避するために一定の通貨に対するエクスポージャーを時間内に解消することが困難である場合がある。為替レートの変動は、輸出入バランス、経済および政治動向、政府介入、投資家の思惑などの要因に影響される場合がある。

通貨の積極的な売買、金利の変更、資本移動に対する制限、または一通貨の他通貨への「ディベッグ」など、中央銀行による介入は、相対的な通貨価値に唐突または長期的な変化を引き起こす可能性がある。

また、投資主は、申込みまたは買戻しを行う通貨が投資証券クラスの通貨（指定された通貨およびその他の販売通貨を含む。）、基準通貨、またはポートフォリオの資産の通貨と異なる場合、通貨リスクを負う可能性がある。関連する通貨間の為替レートは、投資証券クラスのリターンに重大な影響を及ぼすことがある。

サイバー・セキュリティリスク 管理会社、投資顧問会社またはサービス・プロバイダーが利用するシステム上の情報は、変更されもしくは紛失され、または不正にアクセスされ、利用され、もしくは開示される可能性があり、ポートフォリオまたはその個人識別情報が関係する個人の投資主に悪影響を及ぼすことがある。

アライアンス・バーンスタイン SICAV のために事業を行うにあたり、管理会社、投資顧問会社およびサービス・プロバイダーは、アライアンス・バーンスタイン SICAV の取引に関する情報および投資主の個人識別情報を含む大量の電子情報を処理し、蓄積し、送信することがある。

管理会社および投資顧問会社は、当該情報の保護ならびにデータ喪失およびセキュリティ侵害の防止のために十分であると考ええる手続およびシステムを整備している。しかしながら、いかなる措置も絶対的なセキュリティを保証することはできない。データへの承認されていないアクセスを取得し、サービスを無効にしもしくは低下させ、またはシステムを妨害するために用いられる技術は頻繁に変化し、長期にわたり検出することが困難なことがある。第三者から取得したハードウェアまたはソフトウェアは、設計上もしくは製造上の欠陥またはその他情報セキュリティを危殆化させる想定外の問題を孕んでいる可能性がある。第三者が提供するネットワーク接続サービスは、危殆化しやすい可能性があり、管理会社または投資顧問会社のネッ

トワーク侵害につながる可能性がある。システム、設備またはオンラインサービスは、従業員による過失もしくは不正行為、政府による監視、またはその他セキュリティ上の脅威の影響を受けやすいことがある。

アライアンス・バーンスタイン SICAV の専有情報の喪失または不正なアクセス、使用もしくは開示の結果として、アライアンス・バーンスタイン SICAV は、財務上の損失、事業の中断、第三者に対する負債、規制当局の介入または悪評等を被る可能性がある。

管理会社、投資顧問会社およびアライアンス・バーンスタイン SICAV のサービス・プロバイダーは、同様の電子情報セキュリティ上の脅威にさらされている。サービス・プロバイダーが適切なデータ・セキュリティ方針を採用できない場合もしくは当該方針を遵守できない場合、またはそのネットワークへの侵害が発生した場合、アライアンス・バーンスタイン SICAV およびそのポートフォリオの取引に関する情報ならびに投資主の個人識別情報が喪失したり、または不正にアクセスされ、使用され、もしくは開示される可能性がある。

債務証券リスク 多くの債券およびその他の債務証券の価値は、金利が低下すると上昇し、金利が上昇すると下落する。証券の信用格付けもしくは発行体の財務状況が悪化した場合、または悪化する可能性があるとして市場が判断した場合、債券または短期金融商品の価格が下落し、ボラティリティが増大し、流動性が低下する可能性がある。債務証券は、特に、金利リスク、信用リスクおよび債務不履行リスクを伴う。

償還可能債務証券は、期限前償還リスクおよび期間延長リスクも伴う。

また、債券、短期金融商品またはその他の債務証券の価値は、為替レートに応じて変動する可能性がある。

債務証券には、ハイブリッド証券（債券と株式の両方の特性を組み合わせた証券）、私募発行証券（144A 証券を含む。）、クレジット・リンク商品、転換証券、地方債、CoCo 債、ゼロ・クーポン債（利札が付されていない米国財務省証券）、変動利付債務証券または逆変動利付債務証券、およびインフレ連動証券が含まれる。

投資適格未満の債券 かかる証券は投機的とみなされる。投資適格債券と比べて、投資適格未満の債券の価格および利回りは、ボラティリティが高く、経済的事由の影響を受けやすいため、かかる債券の流動性は低く、大きな債務不履行リスクを伴う。

債務担保証券 (CDO) かかる証券は、投資適格未満の債券の信用リスク、ABS および MBS の期限前償還リスクおよび期間延長リスク、ならびにデリバティブに関連する潜在的なレバレッジ・リスクを集中的に組み合わせる。CDO の価値は、債務者の財務状況、一般的な経済状況、政治的事由および金利など、様々な要素によって変動する。

かかる証券では、裏付けとなる投資プールのリスクおよび便益をトランシェまたは階層に分割するため、最もリスクの高いトランシェは、裏付けとなるモーゲージの比較的小さな部分が債務不履行に陥った場合であっても、無価値となる可能性がある。

カバード・ボンド・リスク カバード・ボンドは、信用リスク、債務不履行リスクおよび金利リスクを伴うことに加え、他の多くの種類の債券よりも流動性が低いことがあり、債券元本を保証するために確保した担保の価値が下落する可能性がある。

発行体の支払不能は、一般に、発行体の設立地の法律に準拠するため、かかる法律は、例えばルクセンブルグ法と比べて与える保護が弱い可能性がある。カバード・ボンドの価格変動は、固定金利／変動金利、発

行体による任意償還の可能性、または相当なディスカウントもしくはプレミアムを含む発行価格など、発行の具体的な特徴の影響を受ける。カバード・ボンドの流通市場が限定されている場合、当該発行は流動性リスクを有する可能性がある。

信用 いかなる種類の発行体の債券、短期金融商品またはその他の債務証券も、証券の信用格付けもしくは発行体の財務状況が悪化した場合、金利変動があった場合、またはこれらが生じる可能性があるとして市場が判断した場合、価格が下落し、ボラティリティが増大し、流動性が低下する可能性がある。このリスクは、債務証券の信用度が低いほど大きくなる。投資適格未満の債券に対するポートフォリオのエクスポージャーが大きいほど、信用リスクが大きくなる可能性がある。

ディストレスト証券および債務不履行証券 証券は、証券の発行体が債務不履行に陥った場合、または債務不履行に陥るリスクが高い場合、ディストレスト証券とみなされる。これらの証券は、高いリターンを提供する可能性がある一方で、非常に投機的であり、評価または売却が著しく困難である可能性があり、多くの場合、結果がかなり不確実である複雑かつ異常な状況および広範な法的措置を伴う。リターンは、投資家が引き受けたリスクを適切に補填できないことがある。

ソブリン債 政府、政府が所有または支配する機関、および準政府機関が発行する債券は、特に、政府が外部からの支払もしくは信用供与に依存しているか、必要な制度改革を実施できないか、国内のセンチメントを制御できないか、または地政学的もしくは経済的センチメントの変化に対して異常に脆弱である場合、追加的なリスクにさらされる可能性がある。

たとえ政府発行体が財務上、負債を返済することができたとしても、支払いを遅延させたり、減額したり、または、債務を免除することを決定した場合、支払を追求するための主たる手段が一般的にソブリン債発行体自体の国内の裁判所であることから、投資家はほとんど救済手段を有さないことになる。

ソブリン債に投資することにより、ポートフォリオは、特に政治、社会および経済の変化の直接的または間接的結果にさらされる。

無格付証券 無格付証券の発行体の財務状況または証券自体に固有の保護により、ポートフォリオの目的および方針と一致する格付証券のリスクに匹敵する程度まで、ポートフォリオに対するリスクを抑えられると投資顧問会社が考える場合、かかる無格付証券は検討される。

劣後債 劣後債とは、資本構成において他の負債よりも優先順位が低い負債の一種である。劣後債は、通常、優先債よりも信用格付が低く、したがって、高い利回りをもつ。劣後債に投資する投資家は、他のすべての優先債の保有者が充足されるか、全額が支払われた後にのみ、発行体の資産に対する請求権をもつので、劣後債は特にリスクに敏感である。劣後債に投資する投資家は、一般的に、株主が潜在的に有するアップサイドの利益を得る可能性を欠いている。投資家は、ポートフォリオの投資が劣後債である債券および／またはその他の債券を含む限りにおいて、ポートフォリオの請求権は、発行体の資本構成において、発行体の優先債の保有者およびその他の証券よりも下位に位置づけられることに留意しなければならない。したがって、発行者の優先債の保有者および発行体の資本構成より優先順位の高い証券の保有者の請求権が充足されるか、または全額支払われるまで、劣後債に関して、いかなるポートフォリオに対しても支払いが行われないリスクがある。

債務不履行リスク 一部の債券またはその他の債務証券の発行体は、その負債を返済することができなくなる可能性がある。

預託証券リスク 預託証券（金融機関に預託された証券を表章する証書）は、流動性リスクおよび取引相手方リスクを伴う。

米国預託証券（ADR）、欧州預託証券（EDR）および参加債券（P-Notes）などの預託証券は、原証券の価額未満で取引される場合がある。預託証券の所有者は、原証券を直接所有する場合に保有するであろう権利（議決権など）の一部を欠くことがある。

デリバティブ・リスク デリバティブは、その価値が裏付資産、参照レートまたは適格指数の価値に由来する金融契約である。裏付資産、参照レートまたは適格指数の価値の微細な変動は、デリバティブの価値に大きな変化を引き起こし、一般的にデリバティブのボラティリティが非常に高くなり、ポートフォリオがデリバティブの費用を大きく上回る潜在的な損失を被る可能性がある。

ポートフォリオは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的およびその他の投資目的など、様々な理由のためにデリバティブを利用することがある。デリバティブは、伝統的な証券に関連する投資技法およびリスク分析とは異なる投資技法およびリスク分析を要する専門性の高い商品である。

デリバティブは、一般的に変更され非常に拡大された形で、裏付資産のリスクにさらされ、デリバティブ自体のリスクも保有する。デリバティブの主なリスクは以下のとおりである。

- ・一部のデリバティブのプライシングおよびボラティリティは、時として著しくかつ予想外に裏付けとなる参照事項のプライシングまたはボラティリティから乖離する可能性がある。
- ・厳しい市況において、一部のデリバティブが構築した市場エクスポージャーまたは財務上の損失を限定しまたは相殺するような注文を出すことが不可能または実効不可能となる可能性がある。
- ・デリバティブの利用は、他の場合にポートフォリオが負担しないであろうコストを伴う。
- ・デリバティブが特定の市況においてどのように機能するかについて予測することが困難である場合がある。このリスクは、デリバティブの種類が新しいまたは複雑であるほど大きくなる。
- ・税法、会計法または証券法の変更により、デリバティブの価値が下落するか、またはポートフォリオが不利な条件でデリバティブのポジションを解消せざるを得なくなる可能性がある。

一部のデリバティブは追加証拠金を必要とし、これは、ポートフォリオが追加証拠金請求に応じるために現金またはその他の証券を取引相手方に交付しなければならないことを意味する。

決済されるデリバティブ 決済されるデリバティブは決済機関に提出され、これは、かかる決済機関が支払義務を履行することを意味する。決済されるデリバティブは、一般に、決済されないデリバティブよりも低い取引相手方リスクを有するものの、決済されるデリバティブを取引するポートフォリオは、職務を遂行する決済機関に関連する追加的なリスクを負う。一部の OTC デリバティブおよび実質的にすべての上場デリバティブは、決済されるデリバティブである。

上場デリバティブ 取引所に上場されているデリバティブの取引は、停止されるか、または制限される可能性がある。また、決済システムを通じたこれらのデリバティブの決済が、予定通りの時期または方法で行われないリスクがある。

OTCデリバティブ OTCデリバティブは、他のデリバティブとは異なる規制を受ける。OTCデリバティブは、より大きな取引相手方リスクおよび流動性リスクを伴い、プライシングがより主観的であり、その利用可能性は相場を形成する取引相手方に影響される。

OTCデリバティブは、通常、様々な取引相手方と二者間で取引される。よって、取引相手方がポートフォリオに対する義務を履行する意思を喪失し、または履行することができなくなる可能性があるため、ポートフォリオは、OTCデリバティブを取引する場合に取引相手方リスクを引き受ける。

OTC市場の参加者は、一般に、自身が十分に信用できるとみなす取引相手方とのみ取引を締結する。ポートフォリオは、様々な取引相手方市場においてポートフォリオが取引を実施するために必要な複数の取引相手方との関係を構築できると投資顧問会社は考えているが、かかる関係の構築が不可能である場合がある。かかる関係の構築または維持ができない場合、取引相手方リスクが増大する可能性があり、ポートフォリオの活動が制限され、ポートフォリオは、投資活動を停止し、または先物市場においてかかる活動の大部分を実施しなければならなくなる可能性がある。また、アライアンス・バーンスタイン SICAV がかかる関係の構築を望む取引相手方は、アライアンス・バーンスタイン SICAV に対してクレジット・ラインの拡大を維持する義務はなく、かかる取引相手方は、その裁量でかかるクレジット・ラインを引き下げるか、終了することを決定できる。

アライアンス・バーンスタイン SICAV が OTC デリバティブ取引の相手方を広く分散するのは非現実的である可能性があるため、一取引相手方の財務状況の悪化が重大な損失を招く場合がある。反対に、ポートフォリオの財務状況が悪化し、またはポートフォリオが義務を履行しない場合、取引相手方はアライアンス・バーンスタイン SICAV と取引することを希望しなくなる可能性があり、アライアンス・バーンスタイン SICAV は効率的で競争力のある運用を行うことができなくなるおそれがある。

分配リスク 分配が実施されるという保証はない。分配が実施される場合、分配利回りが高いからといって、必ずしもリターンがプラスまたは高額になることを意味するものではない。

支払われる分配額が固定され、支払われる分配額が総収入または総収益を基礎とし、支払われる分配額が取締役会により決定される分配型投資証券クラス（分配型クラス）について、分配金がポートフォリオの稼得所得を上回る金額となることがあり、よって、ポートフォリオの元本から分配金の一部または全部が支払われることがある。

資本からの分配は、関連する分配型クラスに帰属する総収益（手数料および費用の控除前）、実現および未実現利益ならびに元本を支払原資とする場合がある。

投資家は、純収益（総収益から手数料および費用を控除した額）を超える額の分配金が当該投資家の当初投資額に対するリターンとなる場合があり、よって、その結果として、関連する投資証券クラスの1口当たり純資産価格が減少するとともに、資本蓄積も減少または解消する可能性があることに留意すべきである。元本からの分配は、投資家の当初投資額に対するリターンを有効に構成する場合であっても、一部の法域においては所得として課税される場合がある。さらなる情報については、前記「2 投資方針、(1) 投資方針」を参照のこと。

新興国／フロンティア市場のリスク 新興国市場（フロンティア市場を含む。）は、先進国市場と比較して、確立されておらず、不安定であり、困難な市況の影響を受けやすい。

先進国市場と比較して、新興国市場は、頻度および強度の両方の面で高いリスク（特に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、法的リスクおよび通貨リスク）を伴う。

新興国市場のリスクの例として、以下のものが含まれる。

- ・ 政治的、経済的または社会的不安定
- ・ 特定の産業業種、コモディティ、または貿易相手に大きく依存する経済
- ・ 制御されていないインフレ
- ・ 高いかもしくは恣意的な関税、またはその他の保護主義的形態
- ・ 資金送金に関する割当、規制、法律、制限、または外部投資家（ポートフォリオなど）を不利な立場に置くその他の慣行
- ・ 法律の変更、または法律もしくは規則を施行しないこと、紛争解決もしくは遡及権追求のための公正もしくは機能的なメカニズムの提供を行わないこと、もしくはその他投資家の権利を先進国市場において了解されているものとして認識しないこと
- ・ 過大な報酬、取引費用、課税、または資産の無条件差押
- ・ 発行体または取引相手方の債務不履行をカバーするための準備金の不足
- ・ 証券およびその発行体に関する不完全か、誤解を招くおそれがあるか、または不正確な情報
- ・ 非標準的なまたは標準以下の会計、監査または財務報告慣行
- ・ 小規模で、取引量が少なく、このため、流動性リスクおよび市場価格の操作に対して脆弱な市場
- ・ 恣意的な遅延および市場閉鎖
- ・ ピーク時の取引量に対応できない発展途上の市場インフラ
- ・ 詐欺、汚職および過誤

一部の国において、市場の効率性および流動性が損なわれ、このためボラティリティおよび市場の混乱が悪化する可能性がある。

新興国市場とルクセンブルグとの間に時差がある場合、ポートフォリオは、営業時間外に生じる価格変動に適時に対応できない可能性がある。

リスクの目的上、新興国市場のカテゴリーは、中国、ロシアおよびインドなど経済的に成功しているものの、最高レベルの投資家保護を提供しない可能性がある国々に加えて、アジア、アフリカ、南アメリカおよび東欧の多くの国々のように発展途上にある市場を含む。フロンティア市場は、投資顧問会社および／または指数提供者（該当する場合）が決定する分類の目的においてのみ、新興市場国の小区分である。

エクイティ証券リスク 株式は、個別企業の活動、一般的な市況もしくは経済状況、または為替レートの変動などの要因により、急速に価値を失うことがある。株式は、一般に、債券、短期金融商品またはその他の債務証券よりも高い（しばしば著しく高い）市場リスクを伴う。

株式は、一般に、発行体に対する所有権を表す。エクイティ証券には、普通株式、優先株式、普通株式もしくは優先株式に転換できる証券、パートナーシップおよび信託の持分、またはその他の種類のエクイティ証券が含まれる。

新規公開株（IPO）の購入は、限定された株式、取引の未熟さ、投資家の知識不足、および発行会社の業績不足を含む様々な要因により、高いリスクを伴う可能性がある。

ESG ラベル付き債券リスク ESG ストラクチャーは、格付け、種類および信用度が同一であるその他の種類の債務証券のリスクと類似するリスクを伴う。一定の ESG ストラクチャーは、債券の発行（時の資金使途）に沿って手取金を使用できないことといった追加のリスクにさらされることがある。目標ベースの債務のなかには、その財務条件が重要業績評価指標（KPI）と連動しているものがあり、発行体の支配の及ばない事由によるものを含め、KPI を満たせないことは、なかでも、利払いに影響を及ぼす可能性がある。

ヘッジリスク ヘッジは、特定のリスクを軽減または削減するためにポートフォリオ運用に関連して利用される場合がある。一定のリスクを削減または排除しようとするいかなる試みも、不完全に機能し、または全く機能しない可能性があり、また、それらが機能する場合であっても、一般に、損失のリスクに加えて、収益の可能性も排除するものである。

望ましいヘッジ措置は、常時実行可能とは限らない。ヘッジはコストを伴い、運用実績を低下させる可能性がある。したがって、ポートフォリオ・レベルおよび投資証券クラスレベルの両方においてヘッジを伴う投資証券クラスにおいては、二重のヘッジが存在する場合があります、その一部は利益を伴わない可能性がある（例えば、ポートフォリオ・レベルでは、ポートフォリオはシンガポール・ドル建て資産を米ドルに対してヘッジする可能性がある一方で、当該ポートフォリオのシンガポール・ドルヘッジ付投資証券クラスは、かかるヘッジを少なくとも部分的に外すことになる。）。

また、ポートフォリオは、異なる種類の通貨ヘッジ付投資証券クラスについてヘッジを利用することがある。投資証券クラスの通貨ヘッジに関連するリスク（取引相手方リスクなど）は、他の投資証券クラスの投資家に影響を及ぼす可能性がある。特に、ポートフォリオ内の様々な投資証券クラス間において負債が分離されないことから、通貨ヘッジ付投資証券クラスまたはポートフォリオ・ヘッジ付投資証券クラスに関する通貨ヘッジ取引は、一定の状況下において、同じポートフォリオの他の投資証券クラスの純資産価格に影響を及ぼす債務を生じさせるという僅かなリスクがある。かかる場合には、ポートフォリオのその他の投資証券クラスの資産は、当該通貨ヘッジ付投資証券クラスまたはポートフォリオ・ヘッジ付投資証券クラスが被る債務を補填するために利用されることがある。

金利リスク 金利が上昇すると、債務証券の価値は一般的に下落する。このリスクは、一般的に債務証券のデュレーションが長いほど大きくなる。

銀行預金ならびに短期金融商品およびその他の短期の満期を有する投資対象について、金利リスクは反対の動きをする。金利の低下は、投資利回りが低下することにつながると予想することができる。

投資／ファンドのリスク ポートフォリオへの投資には、投資家が直接市場に投資する場合には直面しない一定のリスクが伴う。

これらのリスクは以下を含む。

- ・ 他の投資家の行為、特に突然の多額の現金流出により、ポートフォリオの秩序ある管理が妨げられ、純資産価格が下落する可能性がある。
- ・ 投資家は、ポートフォリオ内の資金の投資方法を指図できず、それに影響を与えることができない。
- ・ ポートフォリオは、パフォーマンスを改善する可能性のある一定の証券および投資手法の利用を制限する各種の投資に関する法令に従う。課される制限が限定的な法域における登録をポートフォリオが決定した場合、投資活動がさらに制限される可能性がある。

- ・世界的な規制の変更および金融サービスの規制上の監視の増強により、ポートフォリオの機会を制限し、またはポートフォリオの費用を増大させ得る新たな規制またはその他の変更が導入される可能性がある。
- ・ポートフォリオの投資証券は通常公に取引されていないため、投資証券を清算する唯一の方法は一般的に買戻しであり、買戻しはアライアンス・バーンスタイン SICAV が設定する買戻方針に従う。成功報酬の計算方法により、実際のパフォーマンスがマイナスであっても、場合によっては投資家が最終的に成功報酬を支払う可能性がある。
- ・請求目論見書「外国投資法人の詳細情報、第2 手続等、1 申込（販売）手続等、① 海外における申込（販売）手続等、留保される権利」の項に記載されるいずれかの理由により、ポートフォリオはその投資証券の買戻しを停止する可能性がある。
- ・ポートフォリオによる投資対象の売買は、ある投資家の税効率にとって最適ではない場合がある。
- ・自らの行為から生じる損失または逸失機会につき完全に責任を負うサービス提供会社を、アライアンス・バーンスタイン SICAV は保持することができない場合がある。
- ・異なる投資証券クラスがその費用およびリスクを他の投資証券クラスから完全に分離することは実務的ではないか、または不可能である場合がある。
- ・ポートフォリオが他の適格第三者 UCITS/UCI に投資する範囲において、ポートフォリオは、当該第三者 UCITS/UCI の投資運用者の決定について直接的な知識が少なく、かかる決定を支配することができず、また、第二階層の課税料金を負担する可能性があり（これはさらに投資利益に影響を与える。）、また、第三者 UCITS/UCI への投資を手仕舞いしようとする際に流動性リスクに直面する可能性がある。
- ・アライアンス・バーンスタイン SICAV が投資顧問会社またはその他のサービス・プロバイダーの関連会社と取引を行い、これらの関連会社がアライアンス・バーンスタイン SICAV のために相互に取引を行う範囲において、利益相反が生じる可能性がある（ただし、これを軽減するため、かかるすべてのビジネス取引は対等に行われなければならない、すべての事業体およびそれらに関連する個人は、内部情報から利益を得ることおよび便宜を図ることを禁じる厳格な公正取引方針に従う。）。
- ・類似の戦略的配分の側面を有するマルチアセットおよびその他のポートフォリオについて、各種資産クラスへの配分は時間の経過とともに変化する可能性があり、これはパフォーマンスにプラスまたはマイナスの影響を与える可能性がある。
- ・銀行から借り入れた資金で購入した証券の収益または利益は、支払利息およびその他の借入費用を賄わない場合がある。
- ・ポートフォリオの投資戦略の中には、取引量の増加を伴うものがあり、これはポートフォリオの取引費用の増加につながる可能性がある。

ポートフォリオが他の UCITS/UCI に投資する場合、これらのリスクはポートフォリオ、ひいては間接的に投資主に適用される。

レバレッジ・リスク デリバティブを通じた特定の投資対象に対するポートフォリオの高い純エクスポージャーは、その投資証券の価格のボラティリティを増大させる可能性がある。

ポートフォリオがいずれかの市場、金利、証券バスケットその他の金融商品参照先に対する純エクスポージャーを増大させるためにデリバティブまたは証券貸借を用いる場合、参照先の価格変動はポートフォリオ・レベルで増幅される。

流動性リスク ポートフォリオの証券またはポジションは、希望する時間や価格での評価または売却が困難となる可能性があり、そのような場合、買戻請求に応じるポートフォリオの能力に影響を与えることがある。

流動性リスクは、証券の種類、売却に係る制限および市況を含む様々な要因により発生し得る。証券の中には、特に、投資適格以下債券、小型株、新興市場発行体の証券、144A 発行および少額発行の証券、取引頻度の低い証券または比較的小規模な市場もしくは決済時間を長く要する市場で取引される証券など、流動性が低い証券もある。

売却の難しい証券は、流動性の高い証券を売却するよりも、その売却に長い時間を要し、さらに、仲介手数料およびその他の取引手数料など、より高いコストを要することが頻繁にある。

流動性リスクは、特に経済、市場もしくは政治的事象、投資家の不利な認識または特定の発行体、産業もしくは投資カテゴリーの市場に対する（場合によっては前触れ無しの）突然の変化などの、極端な市場下では増加することがある。

流動性リスクおよび特定の資産クラスへの影響は、市場、取引および商品の進化に伴い、時間の経過とともに、かつ、予想外に変化することがある。

ポートフォリオへの影響 極端な市況下では、特に意欲的な買い手の不足により、ポートフォリオが保有するポジションや保有資産の清算が不可能となるか、またはより高額となることがある。その結果、ポートフォリオは、低価格を受け入れざるを得ないか、または投資対象を一切売却できない可能性がある。証券の売却が不可能である場合、ポートフォリオの価値が悪影響を受けるか、またはポートフォリオの新たな投資機会の獲得が妨げられる可能性がある。

また、流動性リスクは、ポートフォリオが必要な期間内に買戻請求に対応する能力、現金を調達する能力および／または保有する手取金を支払う能力にも影響を及ぼすことがある。

多額の買戻請求もまた、流動性リスクを引き起こし得る。多額の買戻請求に対応するため、ポートフォリオは通常、最も流動性の高い証券をまず売却するか、または流動性の低い証券を潜在的に割引された価格で売却しなければならない。

流動性リスク管理ツール 流動性リスクを軽減するため、アライアンス・バーンスタイン SICAV は、流動性リスク管理ツールを導入し、以下のような様々な方法でポートフォリオの流動性を管理する。

- ・償還ゲート
- ・スイング・プライシング
- ・買戻請求に対応するための一時的借入
- ・特定の状況下における買戻しの一時停止機能

投資主は、流動性リスク管理ツールの導入により、状況によっては、投資主の買戻権または投資証券の買戻価格が影響を受ける可能性があることに留意すべきである。

流動性リスク管理ツールの詳細については、「2 投資方針、(1) 投資方針 適格投資、権限および制限」の項を参照のこと。

運用リスク ポートフォリオは、アクティブ運用型ファンドであるため、投資顧問会社が市場もしくは経済動向の分析、使用するソフトウェアモデルの選択もしくは設計、資産の配分またはポートフォリオの資産の投資方法に関するその他の決定を誤るリスクがある。

これには、業界、市場、経済、人口統計などの動向に関する予測、ならびに投資判断のタイミングおよび様々な投資対象の相対的な重視が含まれる。運用に係る決定が不成功に終わると、パフォーマンスの機会が失われるだけでなく、新たな戦略またはポートフォリオ構成に移行するための費用など、多額の費用が必要となる可能性がある。アクティブ運用を伴う戦略は、高い取引費用を負担する可能性があり、また、高度な短期的キャピタル・ゲインを生み出すこともあり、これは投資主に対して課税される可能性がある。

新たに組成されたポートフォリオは、実績のない戦略または技法を利用することがあり、また、運用実績が不足しているために投資家による評価が困難な場合がある。さらに、資産の増加に伴って戦略および手法のスケールアップが必要になるため、新たなポートフォリオのボラティリティおよびリターンのいずれも変化する可能性がある。

市場リスク 多くの証券の価格および利回りは、様々な要因に起因して頻繁に変動する可能性があり、時には著しいボラティリティを伴い、また、下落する可能性もある。これらの要因の例には以下が含まれる。

- ・政治および経済関連のニュース
- ・政府政策
- ・技術および商慣行の変化
- ・人口統計、文化および人口の変化
- ・健康危機（すなわち、世界的流行病および伝染病）
- ・自然災害または人為的災害
- ・天候または気候パターン
- ・科学的または調査的な発見
- ・エネルギー、商品および天然資源のコストおよび利用可能性

上記の病気または事象に対する人々の恐怖および／または反応は、現在または将来において、アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資対象および純資産価格に悪影響を与える可能性があり、また、市場ボラティリティの増大をもたらす可能性がある。

かかる病気または事象の発生および期間は、特定の国または世界中の経済および金融市場に悪影響を及ぼす可能性もある。市場リスクの影響は、即時的もしくは漸進的、短期的もしくは長期的、または局地的もしくは広範なものとなる可能性がある。

オペレーショナル・リスク ポートフォリオのオペレーションは、人的ミス、誤った処理またはガバナンスおよび技術的な障害（サイバー攻撃を防止または検知できないこと、データの盗難、破壊行為その他の電子的インシデントを含む。）を被る可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、評価、プライシング、会計、税務報告、財務報告、保管および取引などに影響を与える可能性がある。オペレーショナル・リスクは、長期間にわたって発見されないことがあり、発見されたとしても、責任を負う者から迅速かつ十分に補償を得ることは実行不能となる場合がある。

サイバー犯罪者が用いる手段は急速に進化しており、信頼できる防御が常に利用可能であるとは限らない。アライアンス・バーンスタイン SICAV のデータが複数のベンダーの技術を利用して複数の事業体のシステム上で保存され、または送信される場合、サイバー・リスクに対する脆弱性は増大する。サイバー・セキュリティの侵害または不適切なアクセスの結果として考えられるものには、投資家の個人データ、ポートフォリオ管理に関する専有情報の喪失、規制上の干渉および投資家に財務上の影響を与えるほどの事業または評判の悪化が含まれる。

永久債リスク 満期日を持たない固定利付証券である永久債の使用は、関連するポートフォリオに様々なリスクをもたらす可能性がある。かかる商品に係るクーポン支払いは発行体の裁量に完全に委ねられており、発行体は、いつでも、理由および期間の如何を問わずかかる支払いを取り消すことができるため、当該リスクにはクーポンの取消しの可能性が含まれる。加えて、劣後債権者は通常債権者よりも後に弁済されるが、

投資主よりも前に弁済されるため、かかる商品の投資家は、自身の投資に元本割れが発生する資本構造の逆転リスクに直面することがある。さらに、これらの商品は関連する金融監督当局の事前の承認を得た上で、あらかじめ定められた水準でのみ償還されるため、償還延長リスクを伴うものであり、その結果、かかる商品があらかじめ定められた償還日に償還されないリスクが存在する。最後に、永久債は一定の市場環境下では追加的な流動性リスクにさらされることがある。ストレス状態にある市場環境下では、かかる投資対象の流動性が限定的となり、売却価格が悪影響を受け、これにより、関連するポートフォリオのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。上記リスクのいずれかが顕在化した場合には、ポートフォリオの純資産価格が下落することがある。

繰上償還および償還延長のリスク 金利の予期せぬ変動は、期限前償還条項付債務証券（発行体が満期前に元本を返済する権利を有する証券）のパフォーマンスに損害を与える可能性がある。

金利が低下すると、発行体はこれらの証券を償還し、より低い金利で新規証券を再発行する傾向がある。この場合、ポートフォリオは、これらの繰上償還された証券からの代金をより低い金利で再投資せざるを得ないことがある（「繰上償還リスク」）。

同時に、金利が上昇すると、借り手は、低金利のモーゲージを期限前返済しない傾向がある。これにより、金利が低下するか、または証券が満期を迎えるまで、ポートフォリオは市場より低い利回りを受け取ることになる可能性がある（「償還延長リスク」）。また、これは、ポートフォリオが損失を出して証券を売却しなければならないか、またはより優れたパフォーマンスとなる他の投資を行う機会を見送らなければならないことを意味する。

期限前償還条項付証券の価格および利回りは、通常、満期日より前のある時点で償還されるという前提を反映している。この期限前償還が予想された時期に発生した場合、ポートフォリオは一般的に悪影響を受けることはない。しかしながら、それが予想より大幅に早期に、または遅れて発生した場合、ポートフォリオが証券について実質的に過払いを行ったことを意味し得る。

上記の要因は、ポートフォリオのデュレーションにも影響を与え、金利に対する感応度を望ましくない方法で上昇または低下させる可能性がある。状況によっては、予想される時期に金利が上昇または低下しないために期限前償還リスクまたは償還延長リスクが生じる可能性もある。

REIT 投資リスク REIT（不動産投資信託）は、不動産の現物または関連事業に直接投資するものであり、平均以上のボラティリティを有する傾向があり、地域もしくは個別物件の価値を低下させる要因またはモーゲージ関連のリスクによって影響を受ける可能性がある。

REIT への投資は、不動産の保有または関連する事業もしくは証券（モーゲージの持分を含む。）に関連したリスクを伴う。不動産投資の市場価格またはキャッシュ・フローは、自然災害、景気悪化、過剰建設、区画変更、増税、人口またはライフスタイルの動向、管理の失敗、環境汚染などの要因（REIT が所得に対するパススルー課税の免除の資格を得られないことを含む。）によって影響を受ける可能性がある。

エクイティ REIT は、不動産に係る要因によって最も直接的に影響を受けるのに対し、モーゲージ REIT は、金利リスクおよび信用リスク（モーゲージ保有者の信用力の低下など）の影響をより受けやすい。

多くの REIT は、実質的に小規模企業であるため、中小型株リスクを伴う。高度にレバレッジされたものもあり、それによりボラティリティは増大する。不動産関連証券の価値は、必ずしも裏付資産の価値に追随するものではない。REIT（特にモーゲージ REIT）は、金利リスクにもさらされている。

レポ／リバース・レポ契約リスク ポートフォリオは、レポ契約およびリバース・レポ契約を用いる場合、取引相手方がその義務の不履行に陥るといった取引相手方リスクを負う。取引相手方の不履行により、ポートフォリオは、有価証券の売却による手取金が取引相手方が返済義務を負う現金を返済するのに不十分である限りにおいて、または、取引の一環としてポートフォリオが受領する現金が取引相手方により返還されるべき有価証券を返済するのに不十分である限りにおいて、損失を被る可能性がある。

証券貸借リスク ポートフォリオが証券を貸し付ける場合、借り手に係る取引相手方リスク、および取引相手方からの担保が、負担したすべての費用および債務を賄うのに不十分となるリスクを引き受ける。

ショート・ポジション・リスク ショート・ポジションは、原証券の価値が上昇した場合に損失を生み出す。ポートフォリオは、その投資戦略を実行するためだけでなく、ボラティリティおよびリスクを管理するためにもショート・ポジションを利用することができる。ショート・ポジションの利用は、損失とボラティリティの両方のリスクを増大させることもある。

証券への現金投資による損失は投資額を上回ることはないのに対して、理論上、証券価格は制限なく上昇する可能性があるため、ショート・ポジションによる潜在的な損失は無限である。

ショート・ポジションはデリバティブ（一般的に OTC デリバティブ）を利用して生み出される。デリバティブを通じてショート・ポジションをとることは、規制の変更による影響を受けることがあり、それにより損失が生じるか、またはショート・ポジションを予定どおりに利用し続けられなくなるか、もしくは一切利用できなくなる可能性がある。

中小型株リスク 中小規模の会社のエクイティ証券（主に株式）は、規模の大きい会社のエクイティ証券よりボラティリティが高く、流動性が低い可能性がある。

中小規模の会社は、多くの場合、財源が少なく、営業履歴が短く、事業分野の多様性が低く、その結果、長期的または恒久的な営業不振のリスクが高くなる可能性がある。新規株式公開（IPO）は非常にボラティリティが高い場合があり、取引履歴がないため、また、公開情報が相対的に不足しているために評価が難しいことがある。

標準償行リスク 過去にうまく機能したか、または一定の状況に対処する方法として受け入れられている投資運用償行は、特に例外的な市況下においては効果的ではない可能性がある。

仕組商品リスク 仕組商品（バスケット証券を含む。）は、従来の債務証券に比べて潜在的にボラティリティが高く、より高い市場リスクを伴う。

特定の商品の構造によっては、ベンチマークの変更が増幅され、商品の価値にはるかに多大な影響を及ぼすことがある。商品の価格とベンチマークまたは裏付資産の価格は、同方向に、または同時に変動しない場合がある。バスケット証券（確定利付債務のバスケットを保有するために組織および運営される証券）については、裏付けとなるバスケットの価値が証券の価値に影響を与える。

仕組商品は、より単純な証券に比べて流動性が低く、値付けが困難である場合がある。これらの投資対象のリスクは多大であり、潜在的に投資主の投資全体に拡大する可能性がある。

持続可能性リスク 持続可能性リスクとは、発生した場合に、ポートフォリオの投資対象の価値に対して潜在的にまたは実際に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況をいう。持続可能性リスクは、それ自体のリスクを表すこともあれば、他のリスクに影響を及ぼすこともあり、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクまたは取引相手方リスクなどのリスクに

多大な影響を与える場合がある。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの評価は複雑であり、かかる評価は、入手困難かつ不完全な、推定の、古いまたはその他著しく不正確な環境、社会またはガバナンスに関するデータに基づくことがある。特定された場合であっても、これらのデータが正確に評価される保証はない。

持続可能性リスクの発生による影響は多岐にわたり、特定のリスク、地域または資産クラスによって異なる場合がある。一般的に、ある資産に持続可能性リスクが発生した場合、その価値は悪影響を受け、潜在的に損失が生じるため、関連するポートフォリオの純資産価格に影響を及ぼす。

システマティック／定量モデルリスク 独自の定量モデルは、特定のポートフォリオにおける資産の選択、ウェイトおよびアロケーションの目的で使用される場合がある。リサーチおよびモデル化のプロセスは複雑で、設計上の欠陥または誤った仮定を含む場合がある。モデルが意図したとおりに機能せず、ポートフォリオが投資目的を達成できない場合がある。モデルの設計によって、最もパフォーマンスの高い資産が選択されない場合もある。さらに、特定のモデルは外部データ・プロバイダーからのデータを使用して構築される場合があり、これらの入力是不正確または不完全である可能性があるため、モデルの有効性が制限される可能性がある。非常に不安定または流動性の低い市場環境では、モデルによって生成された推奨事項を実行することが困難な場合がある。最後に、投資顧問会社は、その裁量により、モデルおよび既存のモデルの使用を変更、強化、更新することがある。

課税リスク 一部の国では、特定の投資に係る利益、配当および／またはキャピタル・ゲインに対する課税を行っている。いずれの国も、ポートフォリオまたはその投資主に影響を与えるような方法で、税法または租税条約を変更する可能性がある。潜在的に、税制変更は遡及的に行われる可能性があり、当該国への直接投資を行っていない投資家に影響を及ぼす可能性がある。例えば、ポートフォリオは、米国発行体のエクイティ証券に投資することができる。米国企業のエクイティ証券に係る配当には、一般的に、30%の米国源泉徴収税が課される。米国債務者の一定の債務証券について支払われる利息も同様に、30%の米国源泉徴収税が課されることがある。

(2) リスクに対する管理体制

グローバル・リスク・エクスポージャーの管理およびモニタリング 管理会社は、各ポートフォリオの全体的なリスク特性をいつでもモニタリングし、測定するため、その取締役会により承認され、かつ、監督されるリスク管理プロセスを用いる。グローバル・エクスポージャー評価は毎営業日に計算され（ポートフォリオが当該日の純資産価格を計算するか否かを問わない。）、かかる評価には、数多くの要素（デリバティブ・ポジションにより生まれた偶発債務のカバー率、取引相手方リスク、予見できる市場動向およびポジションを手仕舞いするために利用可能な時間を含む。）が包含される。

譲渡性のある証券または短期金融商品に組み込まれているデリバティブは、ポートフォリオが保有するデリバティブとみなし、デリバティブ（一部の指数に基づくデリバティブを除く。）により得られた譲渡性のある証券または短期金融商品に対するエクスポージャーは、かかる証券または商品への投資とみなす。

リスク・モニタリング（グローバル・エクスポージャー）アプローチ リスク測定アプローチには、コミットメント・アプローチ、ならびにバリュー・アット・リスク（VaR）の2つの形態である絶対的 VaR および相対的 VaR の3つがある。これらのアプローチについては以下に記載される。アメリカン・グロース・ポート

フォリオの用いるアプローチはコミットメントである。各ポートフォリオに用いられるアプローチは、当該ポートフォリオの投資目的および投資方針に基づくものである。

アプローチ	説明
絶対的バリュエーション・リスク	管理会社は、通常の市況下で1か月（20取引日）以内に被るおそれがある市場リスクによる潜在的損失を見積もろうとする。この見積りは、過去12か月（250営業日）のポートフォリオのパフォーマンスに基づくものであり、99%の確率でポートフォリオの最悪の結果が純資産価格が20%下落することよりも悪いものとならないことを必須条件とするものである。
相対的バリュエーション・リスク	ポートフォリオの相対的VaRは、ベンチマークまたは参照ポートフォリオの倍数として表される。管理会社は、通常の市況下で1か月（20取引日）以内に被るおそれがある市場リスクによる潜在的損失を見積もろうとする。この見積りは、過去12か月（250営業日）のポートフォリオのパフォーマンスに基づくものであり、99%の確率でポートフォリオの最悪の結果が関連するベンチマークまたは参照ポートフォリオのVaRの200%を超えることができないことを必須条件とするものである。
コミットメント	ポートフォリオは、裏付資産の同等のポジションの市場価値またはデリバティブの想定元本（いずれか該当する方）を考慮することによりポートフォリオのグローバル・エクスポージャーを計算する。このアプローチによって、ポートフォリオは、ヘッジ・ポジションまたは相殺ポジションがもたらす効果を考慮することによりグローバル・エクスポージャーを低減させることが可能となる。したがって、特定の種類の無リスク取引、無レバレッジ取引およびレバレッジをかけないスワップは計算に含まれない。このアプローチを用いるポートフォリオは、その全体的な市場エクスポージャーがその総資産の210%（直接投資から100%、デリバティブから100%および一時借入れについて10%）を超えないことを確保しなければならない。

グロス・レバレッジ VaR アプローチを用いるポートフォリオは、本書に記載されるグロス・レバレッジの予想水準の計算も行わなければならない。ポートフォリオの予想グロス・レバレッジは一般的な目安であり、規制上の上限ではない。実際のレバレッジは、その時々において予想水準を超えることがある。ただし、ポートフォリオによるデリバティブの利用は、その投資目的、投資方針およびリスク特性に合致したものであり続け、そのVaRの上限を遵守する。

予想グロス・レバレッジは、すべてのデリバティブの利用に係る総エクスポージャーの測定値であり、「想定元本の合計額」（逆のポジションのネットティングのない、ヘッジ取決を除くすべてのデリバティブのエクスポージャー）として計算される。この計算には、市場動向に対する感応性、およびデリバティブがポートフォリオの全体的なリスクを増大させているか、または低減させているかのいずれかが織り込まれていないため、ポートフォリオの実際の投資リスク水準を表していない可能性がある。

- (3) 2025年11月28日現在、ファンドが将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は存在しない。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

① 海外における申込手数料

クラスA投資証券に関する販売手数料の上限は、申込金額の5.00%である。

② 日本国内における申込手数料

申込日の1口当たり純資産価格に5.5%（税抜5.0%）以内で日本における販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とする。詳しくは、日本における販売会社に照会することができる。

(2) 買戻し手数料

クラスA投資証券については買戻手数料はない。

(3) 管理報酬等

① 管理報酬

管理報酬は、取締役会から経営管理、投資運用、業務運営、マーケティング、販売、コンプライアンス、会計および法務の委任を受けた管理会社に対して支払われる。管理会社またはその関係会社との間で別途報酬契約を締結している機関投資家専用の投資証券クラスについては、管理報酬はない。本ポートフォリオの該当する投資証券クラスに関する最大報酬は以下のとおり。

アメリカン・グロース・ポートフォリオ

クラス	管理報酬
A	1.50%

管理会社は、投資顧問会社に対する投資顧問報酬を管理報酬から支払う。1か月間の投資顧問報酬発生期間中に投資顧問会社に変更があった場合、当該報酬は投資顧問会社として従事した事業体間で比例配分される。

管理会社は、この報酬から他のサービス・プロバイダーに対する支払を行う場合もある（例えば、特定のファンドの投資証券の保有者に継続的な投資主サービスを提供するためにグローバル販売会社に支払わなければならない投資主サービス報酬）。

一部の投資証券クラスについては、管理報酬の一部は、投資主サービス費用およびその他の管理費用として、仲介機関およびサービス・プロバイダーに支払われる。

代行協会員は、日本の投資主が保有するファンドの投資証券の日々の純資産総額の平均額の年率0.10%を上限として四半期毎に後払いされる報酬を管理報酬の中から受領する。

② 管理会社報酬

管理会社は、ポートフォリオの運用および集中管理に関連して管理会社が提供するサービスの費用を賄うことを目的とした管理会社報酬を、ポートフォリオ資産から以下の料率で受け取る権利を有する。

- ・アメリカン・グロース・ポートフォリオのクラスA：0.10%

管理会社は、運用成績に対する影響を軽減するために、報酬の一部または全部の放棄を決定することができる。これらの権利放棄は、あらゆるポートフォリオまたは投資証券クラスに対して、あらゆる期間および範囲について、管理会社の決定により適用することができる。

③ 管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬

管理事務代行会社、保管銀行および名義書換代行会社は、それぞれ、ルクセンブルグの慣行に従い、各ポートフォリオの資産から報酬を受け取る。これらの報酬は資産ベースの報酬と取引報酬の組合せであり、ポートフォリオ・レベルで計算され、請求される。

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、保管銀行への報酬を運用費および管理費から支払い、またポートフォリオ管理業務に関連する場合はポートフォリオ資産から支払う。保管報酬には、コルレス銀行の費用、特定の他の税金、仲介手数料（該当する場合）および借入金の利息は含まれず、これらは個別に請求される。

これらの報酬は年間総額で、ポートフォリオの純資産総額の 1.00% を超過しない。この金額の保管報酬部分は、年間 0.0035% から 0.50% の範囲であり、各月の最終営業日現在の当該ポートフォリオの純資産に基づく。

④ ルクセンブルグの年次税 (Taxe d'Abonnement)

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、次の税率にて、ルクセンブルグの年次税 (Taxe d'Abonnement) (申込税) に服する。

- ・アメリカン・グロース・ポートフォリオのクラス A 投資証券: 0.05%

年次のルクセンブルグの租税は、ポートフォリオの投資証券の純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され支払われる。

(4) その他の手数料等

上記の報酬および手数料に加えて、各ポートフォリオは、以下のような、ポートフォリオで発生するすべての費用を負担する。

- ・ポートフォリオが保有する有価証券の売買の仲介手数料および類似の手数料
- ・英文目論見書で認められるポートフォリオの借入に対する金利
- ・ポートフォリオの資産および収益に対する税金、および事業体レベルの税金
- ・保管銀行で発生する合理的な支出および立替費用（電話料金、郵便料金など）
- ・ポートフォリオの資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管手数料
- ・ポートフォリオが保有する有価証券の取引にかかる通常の銀行手数料（かかる手数料は取得価格に含められ売却価格から控除される）
- ・デリバティブ、商品および技法に関連する担保管理費用
- ・名義書換事務代行会社の報酬および立替費用で、純資産に対する割合として段階的に決定されるが、所定の金額を下回ることなく、毎月支払われるもの
- ・投資主の利益のために行動している間に管理会社または保管銀行で生じた法務費用
- ・証書の印刷、定款ならびに登録届出書、英文目論見書、規制機関および自主規制機関への説明文書など、ポートフォリオに関するその他の文書の作成または届出の費用
- ・いずれかの法域におけるファンドの投資証券の募集または販売のための適格化または登録にかかるその他の費用
- ・外国語版の目論見書の翻訳および作成費用
- ・ファンドの投資証券を合法的に販売することができる法域において必要とされる年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または文書の配布
- ・会計、帳簿記録および日々の純資産価格の計算の費用
- ・投資主に対する公告の作成および配布の費用
- ・ファンドの投資証券についての公表およびデータベースに関連する費用
- ・弁護士および監査人報酬

- ・ ファンドの投資証券の証券取引所上場に伴う費用
- ・ ルクセンブルグの年間登録手数料
- ・ 直接的または間接的に発生したその他のすべての費用を含む（ただし、管理会社が別段の決定をした場合を除く）、すべての類似の管理手数料
- ・ 管理会社で発生した法務費用および、上記のいずれかの書類を販売会社またはディーラーが使用するための印刷費用を含む、投資証券の募集または販売のためのその他すべての費用

上記の費用は、各ポートフォリオおよび投資証券クラスについて、各営業日に計算され、四半期ごとに後払いで支払われる。

このセクションで特に言及されていない限り、すべての経常費用は、最初にインカム・ゲインから控除され、次にキャピタル・ゲインから控除され、最後に資産から控除される。特定のポートフォリオに帰属する費用は当該ポートフォリオに賦課され、特定のポートフォリオに帰属しない費用は比例配分でポートフォリオ間に配分される。ポートフォリオ内の各投資証券クラスは、当該投資証券クラスに帰属する費用に加えて、特定の投資証券クラスに帰属しない費用の比例配分による当該クラスへの配賦部分を負担する。

自発的報酬上限 管理会社は、ある会計年度において、特定の投資証券クラスについて投資者に負担させる報酬および費用の総額について、投資主にその終了を通知するまで、自発的な上限の設定を開始することができる。かかる報酬の総額には、管理報酬、管理会社報酬、管理事務代行会社、保管銀行および名義書換事務代行会社の報酬、ならびに、ルクセンブルグの年次税（Taxe d'Abonnement）を含むが、英文目論見書で許容される、特定のその他税金、仲介手数料（該当する場合）、借入金の利息を含まない、本項に規定するその他すべての報酬および費用が含まれる。

上限は、適用される場合、ポートフォリオの報酬および費用の総額が、当該ポートフォリオの投資証券クラス（および対応するH投資証券）に帰属する当該会計年度のポートフォリオの平均純資産総額に対して、適用される一定の割合を超えるか否かで決定される。

(5) 課税上の取扱い

① 日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) ファンドの投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は 20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率となる。）。日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ 15.315%の税率による源泉徴収が行われる（2038 年 1 月 1 日以後は 15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人投資主が、ファンドの投資証券を買戻請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、ファンドの投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く。）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038 年 1 月 1 日以後は 20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率となる。）。ファンドの投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降 3 年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の投資主は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグの課税

ファンド

ポートフォリオ資産から支払われる税金

アライアンス・バーンスタイン SICAV は現在、所得、源泉徴収、キャピタル・ゲインに対するルクセンブルグの税金の対象ではない。

アライアンス・バーンスタイン SICAV は、前述のルクセンブルグの年次税（*taxe d'abonnement*）の対象である。

アライアンス・バーンスタイン SICAV は現在、ルクセンブルグの印紙税、源泉徴収税、地方自治体の事業税、純資産税、遺産税、所得税、利益税、キャピタル・ゲイン税のいずれの対象でもない。

ポートフォリオが投資している国が、その国で稼得したインカムまたはゲインに対して源泉徴収税を課す範囲において、これらの税金は、ポートフォリオがそのインカムまたは手取金を受け取る前に控除される。これらの税金の一部は還付される可能性がある。ポートフォリオはまた、投資に対して他の税金を支払うことが必要となることがあり得る。税金の影響は、ポートフォリオの運用成績の計算に織り込まれる。「3 投資リスク、(1) リスク要因」の項の「課税リスク」も参照のこと。

投資主が直接的に支払う税金

以下は、専門家のアドバイスではなく、一般的な参考情報として提供されているサマリー情報である。投資者は自身の税務アドバイザーに相談すべきである。

投資主の税務上の居住国の税金

ルクセンブルグが居住者またはその他の場合でルクセンブルグに恒久的施設を有するとみなされる投資主は、通常、適用法に従ってルクセンブルグの税金の対象となる。

ルクセンブルグの納税者でない投資主は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン、所得、源泉徴収、贈与、遺産、相続、その他の税金の対象とならない。

もっとも、ポートフォリオへの投資は通常、投資主を納税者とみなす法域における課税対象となる。

国際租税条約

・ **CRS および FATCA** OECD の共通報告基準 (CRS)、米国外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)、ならびに国際税務コンプライアンスを向上させるための自動情報交換に関するその他の政府間協定および EU 指令を実施する法令を遵守するために、アライアンス・バーンスタイン SICAV (またはその代理人) は、投資主ならびにその身元確認および課税上の地位に関する情報を収集し、この情報をルクセンブルグの関係当局に報告する。ルクセンブルグ法の下では、アライアンス・バーンスタイン SICAV または場合によってはポートフォリオは、報告を行うルクセンブルグの金融機関であり、アライアンス・バーンスタイン SICAV は、これらの事業体に適用されるルクセンブルグの法律を遵守することを意図している。投資主は、要求されるすべての税務上の証明書またはその他の情報を提供しなければならない。

将来の協定、または既存の協定の拡大により、投資主情報の伝達先の国が増える可能性がある。アライアンス・バーンスタイン SICAV からの情報または文書の要求に従うことを怠った投資主は、当該投資主の居住法域による罰則の対象となり、投資主が書類の提出を怠ったことに起因してアライアンス・バーンスタイン SICAV に課された罰金に対する責任を問われる可能性がある。

米国の税金の対象となる米国人および投資者は、米国内国歳入庁への報告の対象となり、米国源泉徴収税の対象となる場合がある。

ルクセンブルグと米国の間の租税条約に基づき、この源泉徴収税は、米国の投資者と見なされる投資主に支払われる米国を源泉とするインカム、配当、または資産売却による手取金総額に適用される。要求されたすべての FATCA 関連情報を提供しない投資主、または管理会社が米国人投資者であると判断した投資主は、ポートフォリオによって支払われた償還金または分配金の全部または一部に対して源泉徴収税を課される場合がある。同様に、管理会社は、FATCA を遵守していると十分に納得できない仲介機関を通じて行われる投資に対して源泉徴収税を課することができる。

管理会社は、税法上のすべての適用される義務を確実に履行するよう誠実に努力するが、アライアンス・バーンスタイン SICAV が源泉徴収義務を免除されること、または投資主が税務上の報告義務を履行するために必要なすべての情報を提供することを保証するものではない。

5 運用状況

(1) 投資状況

ファンドの資産別および国別の投資状況は以下のとおりである。

(2025 年 9 月末現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)	
			対資産総額	対純資産総額
普通株式	アメリカ合衆国	8,148,458,672	92.54	93.43
	台湾	164,514,937	1.87	1.89
	イタリア	86,991,212	0.99	1.00
	カナダ	55,828,765	0.63	0.64
	オランダ	55,431,865	0.63	0.64
	デンマーク	39,583,131	0.45	0.45
	スイス	33,807,073	0.38	0.39
	小計	8,584,615,656	97.50	98.43
投資有価証券合計		8,584,615,656	97.50	98.43
現金・その他の資産		220,550,120	2.50	2.53
資 産 総 額		8,805,165,775	100.00	100.96
負 債 総 額		83,804,531	0.95	0.96
純 資 産 総 額		8,721,361,244 (約 1,298,436 百万円)	99.05	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

投資株式上位 30 銘柄

(2025 年 9 月末現在)

順位	銘柄の名称	国	業種	株数	簿 価		時 価		投資比率 (%)	
					金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	対資産 総 額	対純 資産 総額
1	NVIDIA Corp.	アメリカ 合衆国	半導体・半導体製造装置	4,733,401	151,414,256.87	31.99	883,157,958.58	186.58	10.03	10.13
2	Microsoft Corp.	アメリカ 合衆国	ソフトウェア	1,571,167	347,657,152.90	221.27	813,785,947.65	517.95	9.24	9.33
3	Amazon.com, Inc.	アメリカ 合衆国	大規模小売り	3,004,822	419,469,429.43	139.60	659,768,766.54	219.57	7.49	7.56
4	Meta Platforms, Inc. - Class A	アメリカ 合衆国	インタラクティブ・メディアおよびサービス	812,939	339,062,797.83	417.08	597,006,142.82	734.38	6.78	6.85
5	Alphabet, Inc. - Class C	アメリカ 合衆国	インタラクティブ・メディアおよびサービス	2,291,619	209,468,593.49	91.41	558,123,807.45	243.55	6.34	6.40
6	Broadcom, Inc.	アメリカ 合衆国	半導体・半導体製造装置	1,396,284	229,371,951.54	164.27	460,648,054.44	329.91	5.23	5.28
7	Netflix, Inc.	アメリカ 合衆国	娯楽	339,425	174,538,867.40	514.22	406,943,421.00	1,198.92	4.62	4.67
8	Visa, Inc. - Class A	アメリカ 合衆国	金融サービス	1,025,301	200,604,405.28	195.65	350,017,255.38	341.38	3.98	4.01
9	Eli Lilly & Co.	アメリカ 合衆国	医薬品	272,344	125,859,150.60	462.13	207,798,472.00	763.00	2.36	2.38
10	Applied Materials, Inc.	アメリカ 合衆国	半導体・半導体製造装置	862,301	157,197,828.36	182.30	176,547,506.74	204.74	2.01	2.02
11	Costco Wholesale Corp.	アメリカ 合衆国	生活必需品流通・小売り	181,740	73,684,193.70	405.44	168,223,996.20	925.63	1.91	1.93
12	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd. (Sponsored ADR)	台湾	半導体・半導体製造装置	589,047	111,617,158.92	189.49	164,514,936.63	279.29	1.87	1.89
13	Monster Beverage Corp.	アメリカ 合衆国	飲料	2,356,575	92,180,633.73	39.12	158,621,063.25	67.31	1.80	1.82
14	Home Depot, Inc. (The)	アメリカ 合衆国	専門小売り	379,474	122,724,239.30	323.41	153,759,070.06	405.19	1.75	1.76
15	Texas Instruments, Inc.	アメリカ 合衆国	半導体・半導体製造装置	762,521	139,429,690.62	182.85	140,097,983.33	183.73	1.59	1.61
16	Veeva Systems, Inc. - Class A	アメリカ 合衆国	ヘルスケア・テクノロジー	463,736	98,017,486.42	211.36	138,151,591.76	297.91	1.57	1.58
17	Intuitive Surgical, Inc.	アメリカ 合衆国	ヘルスケア機器・用品	279,078	60,188,282.64	215.67	124,812,053.94	447.23	1.42	1.43
18	Stryker Corp.	アメリカ 合衆国	ヘルスケア機器・用品	324,869	120,256,968.63	370.17	120,094,323.23	369.67	1.36	1.38
19	AppLovin Corp. - Class A	アメリカ 合衆国	ソフトウェア	158,989	49,568,890.35	311.78	114,239,956.06	718.54	1.30	1.31
20	Vertex Pharmaceuticals, Inc.	アメリカ 合衆国	バイオテクノロジー	259,440	76,508,355.44	294.90	101,607,081.60	391.64	1.15	1.17
21	Verisk Analytics, Inc.	アメリカ 合衆国	専門サービス	394,257	97,391,250.30	247.02	99,159,578.07	251.51	1.13	1.14
22	Sherwin-Williams Co. (The)	アメリカ 合衆国	化学	274,151	65,574,530.26	239.19	94,927,525.26	346.26	1.08	1.09
23	McKesson Corp.	アメリカ 合衆国	ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	122,650	85,458,596.86	696.77	94,752,031.00	772.54	1.08	1.09
24	Ferrari NV	イタリア	自動車	179,282	58,340,873.83	325.41	86,991,212.04	485.22	0.99	1.00
25	Progressive Corp. (The)	アメリカ 合衆国	保険	340,382	93,926,360.99	275.94	84,057,334.90	246.95	0.95	0.96
26	Choe Global Markets, Inc.	アメリカ 合衆国	資本市場	336,156	70,186,565.47	208.79	82,442,259.00	245.25	0.94	0.95

27	Cadence Design Systems, Inc.	アメリカ合衆国	ソフトウェア	223,834	47,407,200.60	211.80	78,623,930.84	351.26	0.89	0.90
28	Chipotle Mexican Grill, Inc.	アメリカ合衆国	ホテル・レストラン・レジャー	1,973,291	75,965,581.35	38.50	77,333,274.29	39.19	0.88	0.89
29	ServiceNow, Inc.	アメリカ合衆国	ソフトウェア	83,123	46,971,008.47	565.08	76,496,434.44	920.28	0.87	0.88
30	QUALCOMM, Inc.	アメリカ合衆国	半導体・半導体製造装置	429,009	57,592,243.00	134.24	71,369,937.24	166.36	0.81	0.82

投資株式の業種別投資比率

ファンドは、直近日現在の業種別投資比率を開示していないため、会計年度末の業種別投資比率について、請求目論見書「外国投資法人の詳細情報、第5 外国投資法人の経理状況、1 財務諸表、⑤ 投資有価証券明細表等」を参照のこと。

② 投資不動産物件

該当なし

③ その他投資資産の主要なもの

該当なし

(3) 運用実績

① 純資産等の推移

直近10計算期間末ならびに2025年9月末日前1年以内における各月末の純資産等の推移は以下のとおりである。

	資産総額 (全クラス合計)		純資産総額 (全クラス合計)		1口当たり純資産価格 (クラスA投資証券)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1期末 ^(注1) (2018年5月31日)	2,541,334	378,354	2,521,218	375,359	89.37	13,305
第2期末 (2019年5月31日)	3,044,093	453,205	3,029,782	451,074	95.59	14,231
第3期末 (2020年5月31日)	4,925,602	733,324	4,832,172	719,414	123.09	18,326
第4期末 (2021年5月31日)	6,427,486	956,924	6,384,535	950,530	163.03	24,272
第5期末 (2022年5月31日)	6,472,504	963,626	6,392,960	951,784	145.30	21,632
第6期末 (2023年5月31日)	6,831,136	1,017,020	6,746,616	1,004,436	156.36	23,279
第7期末 (2024年5月31日)	7,576,954	1,128,057	7,484,095	1,114,232	203.57	30,308
第8期末 (2025年5月31日)	8,351,740	1,243,407	8,302,972	1,236,146	224.98	33,495
2024年10月末日	8,010,055	1,192,537	7,962,363	1,185,437	213.90	31,845
11月末日	8,333,655	1,240,715	8,297,907	1,235,392	225.81	33,619

12 月末日	8, 184, 630	1, 218, 528	8, 002, 953	1, 191, 480	223. 25	33, 237
2025 年 1 月末日	8, 589, 232	1, 278, 765	8, 533, 646	1, 270, 489	231. 75	34, 503
2 月末日	8, 267, 988	1, 230, 938	8, 220, 417	1, 223, 856	221. 36	32, 956
3 月末日	7, 680, 508	1, 143, 474	7, 613, 957	1, 133, 566	204. 03	30, 376
4 月末日	7, 798, 482	1, 161, 038	7, 755, 929	1, 154, 703	207. 53	30, 897
5 月末日	8, 351, 740	1, 243, 407	8, 302, 972	1, 236, 146	224. 98	33, 495
6 月末日	8, 768, 440	1, 305, 445	8, 700, 157	1, 295, 279	238. 92	35, 570
7 月末日	8, 542, 155	1, 271, 756	8, 426, 066	1, 254, 473	242. 16	36, 053
8 月末日	8, 535, 313	1, 270, 737	8, 473, 915	1, 261, 596	243. 77	36, 292
9 月末日	8, 805, 166	1, 310, 913	8, 721, 361	1, 298, 436	250. 06	37, 229

(注 1) ファンドは、その前身であるアライアンス・バーンスタイン・アメリカン・グロース・ポートフォリオ (AB FCP I - American Growth Portfolio) から、2018 年 5 月 4 日にそのすべての資産および負債の移管を受け、同月 7 日よりその運用を開始している。このため、ファンドの第 1 期計算期間は、2018 年 5 月 7 日から同月 31 日となっている。

(注 2) クラス A 投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。上記各月末現在の同取引所におけるクラス A 投資証券の市場相場は、同日現在のクラス A 投資証券の 1 口当たり純資産価格と同じである。

(注 3) 純資産総額はスイング・プライシングによる調整が行われることがある。請求目論見書「外国投資法人の詳細情報、第 5 外国投資法人の経理状況」の財務諸表の内、統計情報記載の純資産総額はスイング・プライシングによる調整後の数値であるが、貸借対照表記載の数値はスイング・プライシングによる調整前の数値であり、上記の表における純資産総額は貸借対照表記載の数値である。そのため、両者の数値は一致しないことがある。

② 分配の推移

直近 10 計算期間について、分配金は支払われていない。

③ 自己資本利益率（収益率）の推移

直近 10 計算期間について、収益率の推移は以下のとおりである。

(クラス A 投資証券)

計算期間		収 益 率 (%) (注 1)
第 1 期 (注 2)	自 2018 年 5 月 7 日	+ 2.32
	至 2018 年 5 月 31 日	
第 2 期	自 2018 年 6 月 1 日	+ 6.96
	至 2019 年 5 月 31 日	
第 3 期	自 2019 年 6 月 1 日	+ 28.77
	至 2020 年 5 月 31 日	
第 4 期	自 2020 年 6 月 1 日	+ 32.45
	至 2021 年 5 月 31 日	
第 5 期	自 2021 年 6 月 1 日	- 10.88
	至 2022 年 5 月 31 日	
第 6 期	自 2022 年 6 月 1 日	+ 7.61
	至 2023 年 5 月 31 日	
第 7 期	自 2023 年 6 月 1 日	+ 30.19
	至 2024 年 5 月 31 日	

第8期	自 2024年6月1日 至 2025年5月31日	+ 10.52
-----	-----------------------------	---------

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格(当該計算期間の配当金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(配当落の額)

(注2) ファンドは、その前身であるアライアンス・パースタイン・アメリカン・グロース・ポートフォリオ(AB FCP I - American Growth Portfolio) から、2018年5月4日にそのすべての資産および負債の移管を受け、同月7日よりその運用を開始している。このため、ファンドの第1期計算期間は、2018年5月7日から同月31日となっている。

6 手続等の概要

以下は、請求目論見書「外国投資法人の詳細情報、第2 手続等」に記載される事項の概要を記載したものである。

(1) 日本における申込（販売）手続等

① 申込日および申込みの取扱い

日本においては、「第一部 証券情報、第1 外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）、(8) 申込期間」に記載される期間中、同第一部証券情報に従ってクラスA投資証券の募集が行われる。ただし、代行協会員が必要と認める場合、申込みを受付けないことがある。

販売取扱会社は、ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に、ファンドの投資証券の申込みを取扱う。販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく外国証券取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を販売取扱会社に提出する。

② 申込単位

ファンドの投資証券の申込単位は、日本における販売会社がそれぞれ定めるものとする。詳しくは日本における販売会社に照会のこと。

③ 申込価格および申込手数料

ファンドの投資証券の1口当たりの申込価格は、管理会社が申込みを受領したファンド営業日に計算されるクラスA投資証券の1口当たり純資産価格とする。

申込手数料については、販売取扱会社に照会することができる。

④ 約定日および受渡日

日本の投資者による国内買付約定日は、販売取扱会社がルクセンブルグにおける申込注文の成立を確認した日をいい、通常、投資者の申込日の日本における翌営業日となる。国内買付受渡日は、国内買付約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、国内買付受渡日において、投資者は申込金額および申込手数料の支払を行うものとする。

(2) 日本における買戻し手続等

① 買戻日および買戻しの取扱い

日本における実質投資主は、ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日にはいつでも、販売取扱会社を通じ、ファンドに対しファンドの投資証券の買戻しを請求することができる。ただし、代行協会員が必要と認める場合はその限りではない。

② 買戻単位

買戻しは、1口以上を単位とする。

③ 買戻価格および買戻手数料

ファンドの投資証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日に計算されるクラスA投資証券の1口当たり純資産価格とする。買戻手数料は課せられない。

④ 約定日および受渡日

日本における実質投資主による買戻請求に関する約定日（以下「国内買戻約定日」という。）は、販売取扱会社がルクセンブルグにおける買戻請求の受諾を確認した日をいい、通常、実質投資主の買戻請求日の日本における翌営業日となる。日本の実質投資主と販売取扱会社との間の受渡日（以下「国内買戻受渡日」という。）は、原則として国内買戻約定日から起算して日本における4営業日目の日とし、日本における買戻代金の支払は、国内買戻受渡日に行われる。

(3) ディーリング／取引の停止に関連する権利（純資産価格の決定の停止）

ファンドおよび／または管理会社は、状況に応じて、単独の裁量により、停止が投資主の利益に一致する際、純資産価格の計算もしくは、ポートフォリオおよび／またはクラス投資証券における取引を一時的に停止する権利を有する。

(4) 買戻しの制限

ファンドが、取引日に、当該日現在残存するポートフォリオの純資産総額の10%超の買戻し請求を受領する場合、取締役会はファンドの投資証券の買戻しを制限することがある。

(5) 過度の売買および短期売買に関する方針および手続き

ファンドの投資証券の買付および乗換えは投資目的に限って行われるべきである。ファンドの管理会社は、マーケット・タイミングまたはその他の過度の取引を認めない。過度の短期売買は、ポートフォリオの運用戦略を混乱させ、ファンドの運用成績を損なう可能性がある。管理会社は、理由の如何にかかわらず、いかなる買付注文または乗換請求（投資主の金融仲介機関が受諾した買付注文または乗換請求を含む。）も、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする権利を留保する。管理会社は、注文を拒絶した結果生じた損失に対して責任を負わない。

監視手続

ファンドの管理会社は、長期的な投資主に不利となるようなファンドの投資証券の頻繁な買付および買戻し、または過度もしくは短期の売買を発見し、防止するための方針および手続きを策定した。管理会社は、その代理人を通じて、ファンドの投資証券の過度の売買または短期売買を発見するための監視手続を維持する。この監視手続では、一定の期間内に、一定の金額的限度または数量的限度を超えるファンドの投資証券の取引の調査を含むいくつかの要因が監視される。この取引監視手続の目的上、管理会社は、共通の所有、支配または影響下にある複数口座による売買行為を考慮する場合がある。これらのいずれかの要因もしくはそれらの組合せにより特定された売買行為、またはその時点において入手可能なその他の情報の結果特定された売買行為は、当該行為が過度の売買または短期売買を構成するか否かを決定するため評価されることになる。管理会社およびその代理人がファンドの投資証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる投資主を特定し、またはかかる投資主の売買行為を抑制できる保証はない。

口座封鎖手続

管理会社が、その単独の裁量により、取引監視手続により特定した取引または取引傾向を、その性質から過度の売買または短期売買にあたりと判断した場合、当該 AB グループにおける口座は直ちに「封鎖」され、それ以降買付または乗換えは一切認められない。ただし、ファンドの投資証券の買戻しは、英文目論見書の規定に従い、引き続き認められる。封鎖された口座は、一般的に、口座名義人または関連金融仲介機関により、当該口座名義人が過度の売買または短期売買を過去に行っておらず、また将来も行わない旨の、管理会社が認める証拠もしくは保証が提供されない限り、かつそれが提供されるまで、封鎖されたままとなる。

共同勘定に対する監視手続及び制限の適用

共同勘定による保有は、特に金融仲介機関の間では、ファンドの投資証券の一般的な保有形態のひとつである。管理会社は、その監視手続にかかる共同勘定にも適用する方針である。管理会社は、共同勘定に

おける買付および買戻しの結果生じる資産の回転率を監視する。管理会社またはその代理人の判断により過度の回転率が発見された場合、管理会社は、当該金融仲介機関に通知し、当該金融仲介機関に対し、過度の売買行為または短期売買行為に関して個々の口座取引を検査し、かかる行為を抑制するために適切な措置（将来のファンドの投資証券の買付および乗換えを阻止するための口座の封鎖を含む。）を取るよう要請する。管理会社は、当該金融仲介機関の共同勘定の回転率を引き続き監視するものとし、また、当該金融仲介機関が適切な措置を講じたことが示されない場合には当該関係を終了させることを検討する場合がある。

過度の売買行為の発見・抑制能力の限界

管理会社は、採用された手続きを用いてマーケット・タイミングの防止に努めるが、かかる手続きによって過度の売買または短期売買の特定または阻止に成功するとは限らない。過度の短期売買行為を行おうとする投資主は、発覚を回避するため様々な戦略を用いることがあり、管理会社およびその代理人がファンドの投資証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる投資主を特定し、またはかかる投資主の売買行為を抑制できる保証はない。

7 管理及び運営の概要

以下は、請求目論見書「外国投資法人の詳細情報、第3 管理及び運営」に記載される事項の概要を記載したものである。

(1) 資産の評価

① 純資産価格の計算

純資産価格は各ポートフォリオの各投資証券クラスについて各営業日の評価基準時点において計算される。各純資産価格は基準通貨、各関連投資証券クラスの通貨およびすべての募集通貨で算出される。価格設定の基礎となる純資産価格の通貨換算が伴うすべての純資産価格は、純資産価格の計算時に実勢の市場仲値の為替レートで計算される。純資産価格は、一般的に使用される最小の端数通貨金額に切り上げまたは切り捨てられる。

② スイング・プライシングによる調整

ポートフォリオの投資証券の大量買付または大量買戻しがもたらすポートフォリオの純資産価格への希薄化の影響に対処するために、取締役会はスイング・プライシング・ポリシーを導入している。

希薄化には、投資者によるアライアンス・バーンスタイン SICAV のポートフォリオからの買付、売却および／または乗換えが、対応する現金の流入または流出に対応するために行われるポートフォリオの売買活動に関連する取引費用を反映しない価格で行われることによりもたらされる純資産価格の減少が伴う。希薄化は、ポートフォリオの組入資産の買付または売却の実際価格が、取引手数料、税金および当該組入資産の売買価格間のスプレッドにより、これらの資産の評価額から乖離する場合に発生する。希薄化はポートフォリオの価値に悪影響を及ぼす可能性があり、よって投資主にも影響を及ぼす可能性がある。

(2) 保管

すべてのファンドの投資証券は記名式で発行され、名義書換代行会社が保持するファンドの投資主名簿がその所有の証拠となる。ファンドは、当該ファンドの投資証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱う。申込時にファンドの投資証券の券面が特別に請求されない場合は、当該投資証券は券面なしで発行される。

日本の投資者が販売取扱会社を通じて取得したファンドの投資証券は、日本における販売会社またはその保管機関の名義で投資主名簿に登録される。

(3) 存続期間

ファンドは、存続期間を無期限として設立された。（設定日：1997年1月6日（クラスA投資証券））

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、毎年6月1日に開始し、翌年5月31日に終了する。

(5) その他

① 資本の増減等に関する制限

アライアンス・バーンスタイン SICAV の資本金は、その時々全ポートフォリオの純資産総額の合計額である。

アライアンス・バーンスタイン SICAV の資本金は、ファンドの投資証券の発行・買戻しおよびポートフォリオの資産価額の変動の結果、自動的に増減することができる。ただし、2010年法に従って、アライアンス・バーンスタイン SICAV の資本金が法定の最低資本金の3分の2相当額を下回った場合、投資主総会に解散を提議しなければならない。

② ファンドの解散、ポートフォリオおよび投資証券クラスの清算

ポートフォリオまたはファンドの投資証券クラスの清算

取締役会は、以下のいずれかが真実であると考えた場合、ポートフォリオまたはファンドの投資証券クラスの清算を決定することができる。

- ・ポートフォリオまたはファンドの投資証券クラスの純資産価格が低く、継続的に運用を行うことが経済的に非効率であること
- ・政治、経済または通貨の条件に著しい変化があったこと
- ・清算が経済合理化（ポートフォリオの募集の全体的な調整など）の一環として適切であること
- ・そうすることが投資主の利益になること

ファンドの清算

取締役会は、ルクセンブルグ法に従い投資主の承認を得て、ファンドの清算を決定することができる。

③ 定款の変更

定款の変更は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および採決要件に従って、随時、投資主総会の決議によって行うことができる。他のクラスに対してあるクラスの投資証券の所有者の権利に影響を及ぼす変更は、当該各クラスに関する当該定足数および採決要件に従うものとする。

(6) 利害関係人との取引制限

管理会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、販売会社および他のサービス・プロバイダーならびにそれらの各関連会社、取締役/マネージャー、役員および株主は、ファンドの運用および管理と利益相反を生じさせる可能性のある専門的活動に関与しているかまたは関与している可能性がある。例えば、他のファンドの管理、証券の売買、仲介サービス、カストディアンおよびセーフキーピング・サービス、ならびにポートフォリオが投資する会社を含む他のファンドまたは会社の取締役/マネージャー、役員、顧問または代理人としての役割を担うことが挙げられる。実際の潜在的な利益相反も AB グループ内に存在する。

上記の利益相反は、当事者の通常の取引関係に固有のものであるが、実際のまたは潜在的な利害相反の存在は、直ちにファンドに損害を与えることを意味するものではない。

AB グループ外の事業体については、それぞれ、かかる関与によっても業務の遂行に支障が生じないことを確保する。利益相反が生じた場合、管理会社のマネージャーおよび関係当事者は、合理的な期間内に、ファンドの利益のために、公正に解決するよう努めるものとする。これは、独立当事者間の条件に則った取引を行うこと、取引当事者を匿名化すること、平等な取扱いのための方針および手続きを採用することおよびその他の技術など、様々な手段によって行われる。

(7) 投資主・外国投資法人債権者の権利等

① 日本の投資主の権利行使およびその手続

投資主が権利をファンドに対し直接行使するためには、ファンドの投資証券名義人として登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンドの投資証券の保管を委託している日本の実質投資主は、ファンドの投資証券の登録名義人ではないため、ファンドに対し直接権利を行使することはできない。これら日本の実質投資主は、口座約款に基づき、販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。

ファンドの投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

② 投資主の権利

投資主の有する主な権利は以下のとおりである。

(イ) 投資主総会における議決権

(ロ) 配当受領権

(ハ) 買戻請求権

(ニ) 残余財産分配請求権

(ホ) 書類閲覧権

③ 為替管理上の取扱い

日本の投資主に対するファンドの投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

④ 本邦における代理人

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

弁護士 三 浦 健

弁護士 大 西 信 治

⑤ 裁判管轄等

ファンドは、取締役会の決議により、日本の投資者が取得したファンドの投資証券の取引に関する訴訟は、東京地方裁判所（東京都千代田区霞が関1丁目1番4号）が管轄することを承認している。

第2 財務ハイライト情報

- a 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d アメリカン・グロース・ポートフォリオの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。換算は便宜上2025年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝148.88円）で行われている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（注）「財務書類に対する注記」において、「ファンド」とは、アライアンス・バーンスタイン SICAVを指し、「ポートフォリオ」とは、アメリカン・グロース・ポートフォリオを含むアライアンス・バーンスタイン SICAVの各ポートフォリオを指す。

1 貸借対照表

(1) 2025年5月31日に終了した年度

アライアンス・バーンスタイン SICAV

資産・負債計算書

2025年5月31日現在

	アメリカン・グロース・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券一時価	8,227,508,458	1,224,911,459
定期預金	88,832,713	13,225,414
保管銀行およびブローカーにおける現金	0	0
投資証券販売未収金	21,693,909	3,229,789
未収配当金および未収利息	2,985,628	444,500
投資有価証券売却未収金	7,789,610	1,159,717
為替先渡契約未実現評価益	2,929,923	436,207
スワップ未実現評価益	0	0
スワップ未収金利	0	0
スワップ契約前渡プレミアム	0	0
金融先物契約未実現評価益	0	0
有価証券貸付未収収益	0	0
繰延創業費	0	0
その他未収金	0	0
	<u>8,351,740,241</u>	<u>1,243,407,087</u>
負 債		
投資有価証券購入未払金	8,319,175	1,238,559
投資証券買戻未払金	23,347,138	3,475,922
為替先渡契約未実現評価損	383,472	57,091
保管銀行およびブローカーに対する未払金	2,002,195	298,087
未払分配金	5,202,140	774,495
スワップ未払金利	0	0
金融先物契約未実現評価損	0	0
スワップ未実現評価損	0	0
売建オプション一時価	0	0
スワップ契約前受プレミアム	0	0
未払費用およびその他債務	<u>9,513,733</u>	<u>1,416,405</u>
	<u>48,767,853</u>	<u>7,260,558</u>
純 資 産	<u>8,302,972,388</u>	<u>1,236,146,529</u>

2 損益計算書

アライアンス・バーンスタイン SICAV

損益計算書および純資産変動計算書

2025年5月31日に終了した年度

	アメリカン・グロース・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
配当金（純額）	28,083,956	4,181,139
利息	5,408,127	805,162
スワップ収益	0	0
有価証券貸付収益（純額）	13,934	2,074
	33,506,017	4,988,376
費用		
管理報酬	83,493,033	12,430,443
スワップ関連費用	0	0
管理会社報酬	4,636,775	690,323
税金	2,698,293	401,722
名義書換代行報酬	2,600,251	387,125
成功報酬	0	0
販売報酬	1,810,723	269,580
保管報酬	469,636	69,919
専門家報酬	368,348	54,840
会計および管理事務代行報酬	212,438	31,628
印刷費	161,585	24,057
創業費償却	0	0
その他	888,400	132,265
	97,339,482	14,491,902
費用の払戻しまたは権利放棄	0	0
費用純額	97,339,482	14,491,902
純投資収益／（損失）	(63,833,465)	(9,503,526)
実現利益および（損失）		
投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨	811,152,400	120,764,369
資本源泉税	0	0
未実現利益および（損失）の変動		
投資有価証券	95,412,971	14,205,083
金融先物契約	0	0
為替先渡契約	3,411,702	507,934
スワップ	0	0
売建オプション	0	0
外貨	1,628	242
運用実績	846,145,236	125,974,103
投資証券の取引		
増加／（減少）	1,736,569	258,540
分配金	(29,004,502)	(4,318,190)
純資産		
期首	7,484,095,085	1,114,232,076
為替換算調整	0	0
期末	8,302,972,388	1,236,146,529

財務書類に対する注記

2025年5月31日に終了した年度

重要な会計方針

本財務書類は、ルクセンブルグの法令および規制基準に従って、継続企業を前提として作成されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

1. 評価

1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制された市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場における直近の売買価格により評価される。当該日に売買がなかった場合は、当該日の最終の買い呼値と売り呼値の仲値で評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所または市場に上場されている場合は、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場における直近の売買価格が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な市場が店頭市場と考えられる証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券を除く。）は、現在の買い呼値および売り呼値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

有価証券は、その市場相場に基づき決定された現在市場価格で、または市場相場が容易に入手できない場合もしくは信頼性が低いと判断される場合には、管理会社の取締役会（以下「管理会社の取締役会」という。）およびファンドの取締役会の全般的監督の下で確立された手続きに従い決定された「公正価値」で評価される。

公正価値評価手続きは、ポートフォリオの評価基準時点における有価証券の公正価値と判断される価格を反映させるために当該有価証券の市場の終値を調整することを目的としている。

特定の組入有価証券について公正価値評価手続きが用いられる場合、様々な客観的要因および主観的要因（特に、当該有価証券の直近の価格が報告された後に発生した当該有価証券に影響を及ぼす事象または市場全体に係る事象、関連する株価指数の現在評価、または一定の政府当局による発表）が考慮される場合がある。利用可能な範囲で、第三者ベンダーのモデル・ツールに基づく公正価値評価価格が用いられる場合がある。したがって、公正価値評価手続きが用いられる場合、ポートフォリオの純資産価格（以下「NAV」という。）を計算するために使用される個々の有価証券の価格は、同一の有価証券についての相場価格または公表価格と異なる場合がある。

現在、公正価値評価調整は、一定の株式および先物契約にのみ適用されている。

したがって、従前に報告された証券取引所の価格にも当てはまることであるが、公正価値評価手続きを利用して決定された組入有価証券の価格は、当該有価証券の売却の際に実現される価格と大幅に異なる場合がある。

主に米国およびインドの取引所で取引されている組入有価証券については、公正価値評価手続きは極めて限定的な状況（例えば、特定の有価証券が取引されている証券取引所における定刻より早い取引の終了または特定の有価証券の取引停止など）においてのみ用いられることが予想される。しかし、米国以外の取引所またはその他市場（特にヨーロッパの市場およびインドを除くアジアの市場）において取引される有価証券については、特に、かかる本国市場の取引がポートフォリオの評価基準時点よりかなり前に終ることから、公正価値評価手続きが頻繁に利用されることが予想される。かかる市場の取引が終了してから該当ポートフォリオの評価基準時点までの間に広範な市場の動きを含む重要な出来事が発生する可能性がある。特に、取引日において、これら本国市場の取引が終了した後に発生した米国市場での出来事はポートフォリオの組入有価証券の価値に影響を及ぼす可能性がある。

債券（i）、証券取引所に上場されていない有価証券または規制された市場で取引されていない有価証券（ii）、証券取引所または規制された市場における取引量が少ない有価証券（iii）は、主要なマーケット・メーカーが提供する直近の買い呼値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該有価証券の公正な市場価値を表示していない場合、当該有価証券は、管理会社の取締役会およびファンドの取締役会の全般的監督の下で確立された手続きに従い決定された公正価値で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国政府証券およびその他の債務証券は、一般的に、市場価格がある場合には、独立のプライシング・ベンダーにより時価評価される。市場価格がない場合、当該証券は償却原価で評価される。この評価方法は、一般的に、元の満期が60日以内である短期証券ならびに元の満期が60日超であった短期証券について用いられる。償却原価が用いられる場合、評価委員会（以下「委員会」という。）は、使用される償却原価が当該証券の公正価値に概ね等しいことを合理的に結論づけなければならない。委員会が考慮する要因には、発行体の信用力の減損または金利の重要な変動が含まれるが、それらに限定されるものではない。

店頭（OTC）取引されるスワップおよびその他デリバティブは、主に、独立のプライシング・サービス、市場のインプットを用いた独立のプライシング・モデルならびに第三者のブローカー・ディーラーまたはカウンターパーティーを用いて、日々評価される。

1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、承認されているベンダーによって提供される最終の取引価格で評価される。該当営業日に売買がなかったワラントは、前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、当該証券は、公正価値で誠実に評価される。すべての非上場ワラントは、公正価値で誠実に評価される。ワラントが失効した場合は直ちにその評価は停止される。

1.3 金融先物契約

先物契約締結時に、当初証拠金が預託される。先物契約が未決済である期間中、当該先物契約の評価額の変動は、各日の取引終了時における当該契約の時価を反映させるために日々「値洗い」することによって、未実現利益または損失として認識される。未実現利益または損失の発生に応じて、変動証拠金が支払われるか、または受領される。契約の決済時には、実現利益または損失が計上される。かかる実現利益または損失は、決済取引からの手取金（または原価）と当該契約におけるファンドの基準額の差額に等しい。未決済の先物契約は、決済価格を用いて評価される。決済価格がない場合には、市場の直近の買い呼値を用いて評価される。評価の日に入手可能な市場相場がない場合には、入手可能な直近の決済価格が用いられる。

1.4 為替先渡契約

未決済の為替先渡契約未実現損益は、約定されたレートと契約決済時のレートとの差額として計算される。実現損益は、同じ契約相手方との間のその他の契約によって決済または相殺された為替先渡契約純損益を含む。

1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼値で評価される。

1.6 その他の投資信託／投資法人への投資

その他の投資信託／投資法人への投資は、当該投資信託／投資法人の入手可能な直近の純資産価格で評価される。

1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益（評価損）」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現利益および損失の変動」として損益計算書および純資産変動計算書に計上される。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現利益および（損失）」として損益計算書および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現利益および（損失）」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現利益および（損失）」に含まれる。スワップ契約の価額の変動は、損益計算書および純資産変動計算書の「スワップ未実現利益および（損失）の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約前渡／（前受）プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡（前受）プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

2. 創業費

本ポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

3. 割当方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（ただし、クラス固有の管理報酬および販売報酬は除く。）は、ハイブリッド配分モデルを使用して毎日割当られる。このモデルでは、毎日配当が発生するクラスについては当該各クラスの決済済投資証券の合算価額に比例した割合に基づき、また、毎月配当が発生するかまたは一切配当されないクラスについては当該各クラスの発行済投資証券の価額に比例した割合に基づき、割当を行う。

「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済投資証券の価額に比例した割合に基づき毎日割当られる。

全ポートフォリオについて、実現および未実現損益は、各クラスの発行済投資証券の価額に比例した割合に基づき毎日割当られる。

クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬、為替ヘッジ付投資証券クラスに関連する外国為替先渡契約実現および未実現損益は、当該クラスに直接請求される（または割当られる）。

各ポートフォリオの全種類のクラスS投資証券は機関投資家向けであるため、一定のファンド費用は、適宜、最低限の投資主活動および会計上の要求に基づき、クラスS投資証券に割当られる。

4. 外貨換算

ポートフォリオの表示通貨以外の通貨建による価額は、入手可能な直近の売買価格の平均値で換算される。外貨建の取引は、取引日における実勢為替レートにより、各ポートフォリオの表示通貨に換算される。

連結資産・負債計算書は、当該連結資産・負債計算書の日付現在の実勢為替レートにより、米ドル建で作成され、連結損益計算書および純資産変動計算書は、当年度中の平均実勢為替レートにより、米ドル建で作成される。各ポートフォリオに関して、本財務書類に適用した為替レートは、以下のとおりである。

ユーロから米ドルへの換算：直物レート 1.1355、平均レート 1.0819

人民元から米ドルへの換算：直物レート 0.1389、平均レート 0.1383

英ポンドから米ドルへの換算：直物レート 1.3474、平均レート 1.2875

損益計算書および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における純資産、資産・負債計算書、損益計算書および純資産変動計算書の換算に使用された為替レートの差異によるものである。

5. 投資収益および投資取引

受取配当金は、配当落日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオの投資損益は、平均原価法に基づき決定される。ファンドは、適用ある場合、利息収益の調整として、割引分を加え、プレミアムを償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

6. 見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められている会計原則に準拠した財務書類の作成にあたって、経営陣は、貸借対照表の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示ならびに報告年度中の収益・費用の報告金額に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行うことが要求されている。実際の業績はこれらの見積もりとは異なる可能性がある。

7. スイニング・プライシング調整

(以下は、サステナブル・グローバル・シーマティック・ポートフォリオおよびグローバル・バリュー・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。)

ファンドは、2015年11月2日付でスイニング・プライシング・ポリシーとも呼ばれている純資産価格 (NAV) 調整ポリシーを実施した。本ポリシーに基づき、各ポートフォリオの純資産価格は、取引費用の見積り、取引スプレッドならびに投資主によるファンド投資証券の購入および買戻請求によって発生する費用の影響を反映させるために調整される場合がある。

スイニング・プライシングは、日々の純申込額または純買戻額が、スイニング・プライシング委員会がファンドの取締役会の監督の下で定める限界値を超えた場合に自動的に適用される。

スイニング・プライシングが適用された場合、当該ポートフォリオの投資証券の純資産価格は、通常、当該純資産価格の2%を超えない金額で上方修正または下方修正される。これにより、ファンド投資証券の購入および買戻しによって発生した取引費用は、当該ポートフォリオ自体ではなく、当該ポートフォリオの投資証券の取引を行った投資者によって負担されることになる。かかる調整は、ポートフォリオの投資証券の取引によってもたらされる当該ポートフォリオの投資証券に対する投資主の投資価値の希薄化を最小化することを企図したものである。

統計情報で開示されている1口当たり純資産価格および純資産合計が公表1口当たり純資産価格および純資産合計であるのに対し、資産・負債計算書ならびに損益計算書および純資産変動計算書で開示されている純資産合計は、期末時点のあらゆるスイニング調整を除外した純資産価格合計である。

サステナブル・ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、フレキシブル・インカム・ポートフォリオ、イベント・ドリブン・ポートフォリオ、チャイナ・マルチアセット・ポートフォリオ、サステナブル・クライメイト・ソリューションズ・ポートフォリオ、グローバル・クライメイト・トランジション・エクイティ・ポートフォリオおよびグローバル・エクイティ・インカム・アンド・グロース・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオはスイニング・プライシングの対象であり、報告年度中、純資産価格にスイニング調整が行われたが、2025年5月31日現在、かかるポートフォリオのいずれも純資産価格にスイニング調整が行われなかった。

(2) 2024年5月31日に終了した年度

アライアンス・バーンスタイン SICAV

資産・負債計算書

2024年5月31日現在

	アメリカン・グロース・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券一時価	7,373,494,616	1,097,765,878
定期預金	126,869,041	18,888,263
投資有価証券売却未収金	26,889,487	4,003,307
保管銀行およびブローカーにおける現金	0	0
投資証券販売未収金	45,575,356	6,785,259
未収配当金および未収利息	3,801,131	565,912
為替先渡契約未実現評価益	324,580	48,323
スワップ未収金利	0	0
スワップ契約前渡プレミアム	0	0
スワップ未実現評価益	0	0
金融先物契約未実現評価益	0	0
有価証券貸付未収収益	0	0
繰延創業費	0	0
その他未収金	0	0
	<u>7,576,954,211</u>	<u>1,128,056,943</u>
負 債		
投資有価証券購入未払金	19,787,256	2,945,927
投資証券買戻未払金	54,304,546	8,084,861
保管銀行およびブローカーに対する未払金	8,259,018	1,229,603
為替先渡契約未実現評価損	1,189,831	177,142
未払分配金	832,295	123,912
スワップ未実現評価損	0	0
スワップ未払金利	0	0
スワップ契約前受プレミアム	0	0
金融先物契約未実現評価損	0	0
売建オプション一時価	0	0
未払費用およびその他債務	8,486,180	1,263,422
	<u>92,859,126</u>	<u>13,824,867</u>
純 資 産	<u>7,484,095,085</u>	<u>1,114,232,076</u>

アライアンス・バーンスタイン SICAV

損益計算書および純資産変動計算書

2024年5月31日に終了した年度

	アメリカン・グロース・ポートフォリオ	
	(米ドル)	(千円)
投資収益		
配当金（純額）	28,136,349	4,188,940
利息	12,199,622	1,816,280
スワップ収益	0	0
有価証券貸付収益（純額）	4,638	691
	40,340,609	6,005,910
費用		
管理報酬	72,075,434	10,730,591
スワップ関連費用	0	0
成功報酬	0	0
管理会社報酬	3,992,673	594,429
名義書換代行報酬	2,599,238	386,975
税金	2,334,843	347,611
専門家報酬	465,486	69,302
保管報酬	363,917	54,180
販売報酬	1,363,984	203,070
会計および管理事務代行報酬	212,500	31,637
印刷費	176,581	26,289
創業費償却	0	0
その他	535,943	79,791
	84,120,599	12,523,875
費用の払戻しまたは権利放棄	0	0
費用純額	84,120,599	12,523,875
純投資収益／（損失）	(43,779,990)	(6,517,965)
実現利益および（損失）		
投資有価証券、為替先渡契約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨	619,158,795	92,180,361
資本源泉税	0	0
未実現利益および（損失）の変動		
投資有価証券	1,348,356,616	200,743,333
金融先物契約	0	0
為替先渡契約	5,164,950	768,958
スワップ	0	0
売建オプション	0	0
外貨	2,352	350
運用実績	1,928,902,723	287,175,037
投資証券の取引		
増加／（減少）	(1,180,349,097)	(175,730,374)
分配金	(11,074,382)	(1,648,754)
純資産		
期首	6,746,615,841	1,004,436,166
為替換算調整	0	0
期末	7,484,095,085	1,114,232,076

- 3 金銭の分配に係る計算書
該当なし
- 4 キャッシュ・フロー計算書
該当なし

第4 外国投資法人の詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」に該当する下記の詳細情報については、「請求目論見書」に記載されている。

第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

第5 外国投資法人の経理状況

1 財務諸表

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 金銭の分配に係る計算書
- ④ キャッシュ・フロー計算書
- ⑤ 投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

別紙 A

定 義

「2010 年法」	投資信託／投資法人に関するルクセンブルグの 2010 年 12 月 17 日法（改正済）をいう。
「AB ファンド」	「AB」のサービス・マークの下で販売され、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよび／またはその傘下の関連会社がスポンサーとなっている投資信託および投資法人（当ファンドを含む。）をいう。
「AB」または「AB グループ」	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社をいう。
「管理契約」	管理会社と管理事務代行会社との間の契約をいう。
「管理事務代行会社」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「定款」	アライアンス・バーンスタイン SICAV の定款をいう。
「基準通貨」	ポートフォリオが会計記録を維持し、主要な純資産価格を表示する基準通貨、すなわち、アメリカ合衆国ドル（「米ドル」）をいう。
「取締役会」	アライアンス・バーンスタイン SICAV の取締役会をいう。
「ファンド営業日」	取引が処理され、1 口当たり純資産価格が計算される日、すなわち、ルクセンブルグの銀行営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である日をいう。
「現金同等物」	財務省証券またはその他の短期国債、銀行預金、短期金融商品または短期金融商品投資信託等、容易に現金に換えることのできる証券をいう。
「CSSF」	ルクセンブルグの金融監督委員会をいう。
「カットオフ時間」	各評価日において買付注文または買戻請求または乗換請求の受付を締め切る時間。ファンドに関しては、各評価日の米国東部時間午後 4 時をいう。
「保管銀行」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「保管契約」	アライアンス・バーンスタイン SICAV、管理会社および保管銀行との間の契約をいう。
「適格国」	EU 加盟国、経済開発協力機構（OECD）加盟国および各ポートフォリオの投資目的に関して管理会社が適切と判断したその他の国をいう。

「新興市場」	世界銀行により「高所得」と定義されていない、または投資顧問会社により別途決定された、フロンティア市場のサブ・カテゴリーを含む国をいう。
「ESG ラベル付き債券」	公社債および証券化商品の発行体により発行された債券で、手取金の使用または組み込まれた持続可能性の目標（環境関連のイニシアチブなど）を通じて持続可能性を推進することを目的とするもの。ESG ストラクチャーには、とりわけ、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、ブルーボンド、アウトカムボンドおよびサステナビリティ連動債（重要業績評価指標（KPI）と連動した目標ベースの債務）が含まれる。
「EU」	ヨーロッパ連合をいう。
「EU 加盟国」	ヨーロッパ連合の加盟国をいう。
「欧州」	ヨーロッパ連合の加盟国またはヨーロッパ経済領域の加盟国（EU 加盟国、アイスランド、ノルウェーおよびリヒテンシュタインを含む。）をいう。
「ユーロ圏」	ユーロ圏国とは、唯一の法定通貨としてユーロを採用するヨーロッパ連合の加盟国をいう。2015 年 10 月現在、ユーロ圏は、次の EU 加盟国で構成されている。オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニアおよびスペイン。ユーロ圏企業には、ユーロ圏に所在する、またはユーロ圏で重要な事業活動を行うあらゆる企業が含まれる。
「ETF」	2010 年法第 41 条(1)(e)の意味における UCITS または適格 UCI としての資格を有する上場投資信託をいう。
「財務書類」	ファンドの年次報告書（監査済）および最新の年次報告書（監査済）以降に発行された半期報告書（ある場合）をいう。
「ファンド」	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された変動資本を有する会社型投資信託であるアライアンス・バーンスタイン SICAV（英文名称：AB SICAV I）、または、文脈によりポートフォリオの一つである、アメリカン・グロース・ポートフォリオをいう。
「海外における販売会社」	管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツをいう。
「機関投資家」	2010 年法第 174 条の意味における投資家をいう。

「投資顧問会社」	デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーをいう。
「投資顧問契約」	管理会社と投資顧問会社との間のファンドに関する契約をいう。
「管理会社」	ルクセンブルグの法律に基づき設立された非公開有限責任会社であるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルをいう。
「管理ファンド・サービス契約」	管理会社とアライアンス・バーンスタイン SICAV との間の契約をいう。
「純資産価格」	ファンドの投資証券またはその他ポートフォリオ投資証券の1口当たり純資産価格をいう。
「取引通貨」	海外においてファンドの投資証券の申込みが可能な通貨、すなわち、米ドル、ユーロ、シンガポール・ドル、香港ドル、オフショア人民元またはオンショア人民元、および英国ポンドの各通貨をいう。
「OTC」	店頭販売をいう。
「ポートフォリオ」	アライアンス・バーンスタイン SICAV のいずれかのポートフォリオをいい、本書においては、アメリカン・グロース・ポートフォリオ ^(注) をいう。 (注) 日本においては、「アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（米ドル建）」の愛称が用いられる。
「英文目論見書」	日本以外で使用される、ルクセンブルグ法に基づくアライアンス・バーンスタイン SICAV の最新版目論見書をいう。
「QFI」	随時公布または改正される中国の関連する法令規則に従い承認された適格外国投資家（適用ある場合、適格外国機関投資家（QFII）および RMB 適格外国機関投資家（RQFII）を含む。）をいう。
「REIT」	2010 年法において投資適格のクローズド・エンド型不動産投資信託をいう。
「規制された市場」	金融商品の市場に関する欧州議会および欧州委員会の 2014 年 5 月 15 日付命令 2014/65/EU（随時修正および補足される。）の意味における規制された市場ならびに適格国のその他の市場（ただし、規制され、定期的に行われ、公認かつ公開のものとする。）をいう。
「SFDR」	サステナブル・ファイナンス開示規則、金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する 2019 年 11 月 27 日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）No. 2019/2088 をいう。

「SFT 規則」	証券金融取引および再利用の透明性に関する 2015 年 11 月 25 日付欧州議会および理事会規則 (EU) No. 2015/2365 ならびに規則 (EU) No. 648/2012 改正規則をいう。
「投資証券クラス」	ファンドの投資証券のクラスをいう。
「投資主」	アライアンス・バーンスタイン SICAV の投資主名簿に登録されているファンドの投資証券の所有者をいう。 (注) 販売取扱会社にファンドの投資証券の保管を委託している日本の実質投資主は、ファンドの投資主名簿上の投資主ではない。
「投資証券」	文脈により、ファンドの関連するクラスの投資証券またはファンドの該当クラスの投資証券をいう。
「取引日」	ファンドの投資証券の取引（販売、買戻しまたは交換）が受諾された旨、ファンドの投資主名簿に記録されるファンド営業日をいう。
「名義書換代行会社」	ファンドの登録・名義書換代行会社である、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービスズをいう。
「UCITS」	2010 年法に準拠した譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。
「UCITS 指令」	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (UCITS) に係る法律、規制および行政上の規定の調整に関する 2009 年 7 月 13 日付欧州議会および欧州理事会の指令 2009/65/EC（改正済）をいう。
「米国」	アメリカ合衆国またはその領土もしくは属領もしくはその管轄に属する地域（プエルト・リコ連邦を含む。）をいう。
「米国人」	以下のいずれかの者をいう。 ・ 米国所得税法に準拠して米国市民または居住者外国人とみなされる個人 ・ 米国において、または米国連邦法もしくは米国州法に準拠して設立された法人またはパートナーシップ ・ すべての源泉からの全世界的収益について米国の税金が課される財産 ・ 米国の裁判所がその管理に対して主たる監督権を行使することができ、かつ、その範囲内で一もしくは複数の米国人がそのすべての実質的決定を支配する権限を有する信託 ・ レギュレーション S の米国規則 902 に基づき識別されたいかなる米国人
「評価基準時点」	各取引日についての 1 口当たり純資産価格が計算される時点、すなわち、各取引日における米国東部時間午後 4 時をいう。

SFDR契約前開示事項

以下の開示事項は、随時変更および補足される規則（EU）2019/2088（SFDR）に従い、かつ、これを目的として作成されており、投資予定者の投資ニーズに対するポートフォリオの適切性に関する網羅的な情報を提供することを意図していない。

管理会社の持続可能性に関連する開示事項に関するさらなる情報については、管理会社のウェブサイト（<https://www.alliancebernstein.com/corporate/management-company.htm>）を参照されたい。

本書における「AB」へのあらゆる言及は、場合に応じて、投資顧問会社、管理会社および／または直接的もしくは間接的にポートフォリオに対して投資運用サービスを提供している別のアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）の子会社を指す。

SFDR 第8条または第9条に分類されるポートフォリオに関して、ABは、持続可能性リスクの影響をそれぞれの投資戦略に関連して評価しており、かかるリスクが発生した場合には、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす、環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況に該当すると考える。持続可能性リスクの予想される影響は、投資目的、投資戦略および投資方針によって異なるが、それぞれの投資ユニバースを考慮すれば、ABは、環境、社会またはガバナンスに関する出来事が、とりわけ、有価証券の価値、品質および／もしくは安定性、投資先発行体の財政的健全性、発行体の信用度ならびに／または債務の発行体が利払いを行いもしくはその他の債務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性が高いと考えている。

主要な定義

ABスチュワードシップ・アプローチ	ABグローバル・スチュワードシップ・ステートメント：責任投資、ESG統合、エンゲージメントおよびコラボレーションに関するABのポリシー。
ESG	環境、社会および／またはガバナンス。
ESG要因	リスクまたは機会を示す可能性のあるESG問題および持続可能性リスク。
除外ポリシー	ポートフォリオ別の除外ポリシーであり、さまざまな指標に基づく除外、およびポートフォリオの投資戦略に関する整合基準の詳細の両方を含む。除外ポリシーの全般的な目的は、持続可能な投資対象が選択されるポートフォリオの投資ユニバースを特定することである。

国連の持続可能な開発目標	国連の持続可能な開発目標とは、2030年までに世界がどのような姿となりうるのかについて、国際連合の意欲的な見解を示す17の一連の目標である。17の目標は、経済的繁栄、環境の持続可能性および社会的包摂について取り組むものである。
持続可能な投資対象	環境および／または社会の目的に貢献する経済活動。ただし、かかる関連する投資対象がいかなる適用ある環境および／または社会の目的をも大きく損なわないこと、また、投資先発行体が良好なガバナンス慣行に従うことを条件とする。
持続可能性リスク	発生した場合に、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性があるESGに関する出来事または状況。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの発生の結果として生じる影響は、特定のリスク、地域または資産クラスによって多岐にわたる可能性がある。一般的に、ある資産に関して持続可能性リスクが発生した場合、悪影響が生じ、潜在的にその価値の損失が生じるため、該当するポートフォリオの純資産総額に影響が生じる。
EUタクソノミー規則	持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020/852ならびに改正規則（EU）2019/2088。

商品名：アメリカン・グロース・ポートフォリオ

法人識別番号：549300BFLEZW1Q414092

環境的および／または社会的特性

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

E U タクソノミーは、規則（E U）2020 / 852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もある場合もある。

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☐ ☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して**環境目的を有する持続可能な投資**を行う比率（下限）：___%

☐ E U タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ E U タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ **社会目的を有する持続可能な投資**を行う比率（下限）：___%

☐ **環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも ___% の比率で以下の持続可能な投資を行う**

☐ E U タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ E U タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S 特性を促進するものではあるが、**持続可能な投資を行わない**



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

ポートフォリオにより促進される環境的および／または社会的な特性（以下「E/S 特性」という。）には、以下が含まれる。

- ESG 統合。ポートフォリオの保有資産の継続的な評価および監視を含む投資決定を行う際、AB は、対象発行体を評価するためにファンダメンタル・リサーチを用いる。例えば、投資運用会社は会社または発行体の炭素排出量をリサーチすることがある。AB スチュワードシップ・アプローチの一環として、このファンダメンタル・リサーチには ESG 要因の検討が含まれるが、このことは、AB が対象発行体に関する ESG 要因を投資決定プロセスの各段階において評価することを意味する。これには、株式の ESG スコアリングが含まれることがある。
- エンゲージメント。AB は、環境および社会の目的に対するより良い結果ならびに発行体および／またはポートフォリオの財務成果に対する利益を促進することができる措置を講じることを発行体に奨励する。例えば、AB は多様性および包括性のトピックに関して発行体の経営陣と協議する可能性がある。
- 英文目論見書に記載される除外。ポートフォリオは、英文目論見書または www.alliancebernstein.com/go/ABSICAVIExclusionChart に詳述されるとおり、一定のセクターへの投資を除外する。

これらの特性に関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項（www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures）に記載されており、AB スチュワードシップ・アプローチに関するさらなる情報は、www.alliancebernstein.com/go/ABGlobalStewardship に記載されている。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

AB は、満足のいくデータおよびデータソーシングを条件として、文書化された ESG リサーチ、エンゲージメントおよび関連する投資除外の測定を含め、さまざまな定量的および定性的な方法を通じて、促進される E/S 特性の実現度を測定する。

これには、さまざまな定量的および定性的な方法の一部とみなされるさまざまな ESG 要因またはトピックの調査、監視および／または測定が含まれるが、これらに限られない。

これらの指標に関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 (www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures) に記載されている。



● **この金融商品は持続可能性要因への主な悪影響を考慮するか？**

主な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、腐敗防止／贈収賄防止に関するサステナビリティ要因に対する投資判断における最も重大な負の影響のことである。

☒ 考慮する。ポートフォリオは、以下の PAI を考慮する。

- 国連グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反（#10）
- 非人道的兵器への暴露（#14）

PAI の 10 に関して、AB は、ファン드가保有する証券について国連グローバル・コンパクトの原則の違反を監視し、あらゆる違反について、AB は、違反を明らかにするために追加の調査を実施し、当該証券がポートフォリオの投資ユニバースにとどまるべきかを決定する。

PAI の 14 に関して、ポートフォリオは、非人道的兵器を除外する。

考慮される特定の PAI 指標は、時を経て変化する可能性がある。PAI に関する追加の情報は、SFDR 第 11 条 (2) により要求されるとおり、ファン드의年次報告書において公表される。

☐ 考慮しない。



● **この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？**

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

関連するポートフォリオについての説明において略述されるとおり、ポートフォリオは積極的に運用されており、AB は、投資目的の達成を追求する際に AB スチュワードシップ・アプローチを用いる。AB スチュワードシップ・アプローチを通じて、ファンダメンタル・リサーチには確固とした ESG 統合プロセスが含まれ、これにより AB は、投資プロセスのすべての段階において ESG 要因を評価し、組み込む。

ポートフォリオの投資目的および投資戦略に関するさらなる情報は、英文目論見書の関連するポートフォリオについての説明に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

ポートフォリオは、E/S 特性を促進すると AB が確信する証券を保有することによって E/S 特性を促進する。以下の結合要素が充足される場合に、証券は一または複数の E/S 特性を促進するとみなされる。

- 証拠となる ESG リサーチによる文書化された ESG 統合およびエンゲージメント
- 証券の発行体が AB のグッドガバナンスポリシーに基づき良好なガバナンス慣行に従っていること。
- ポートフォリオの投資除外が守られていること。

ESG 統合、ESG リサーチおよびエンゲージメントに関するさらなる情報は、AB の持続可能性に関連する開示事項 (www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures) に記載されている。ポートフォリオが使用する除外に関するさらなる情報は、英文目論見書に記載されている。AB のグッドガバナンスポリシーに関するさらなる情報は、以下に記載されている。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

AB は、外部および内部のデータソースと健全な経営体質、従業員の関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスを含む特定のガバナンス基準に基づく評価またはスコアリングを組み合わせることによって独自のグッドガバナンスポリシーを策定している。特定のガバナンス指標には、国連グローバル・コンパクトの原則およびガバナンス基準に関連する不祥事等の情報が含まれる。上記のグッドガバナンスポリシーは、入手可能なデータを条件とし、かつ、これに依存する。

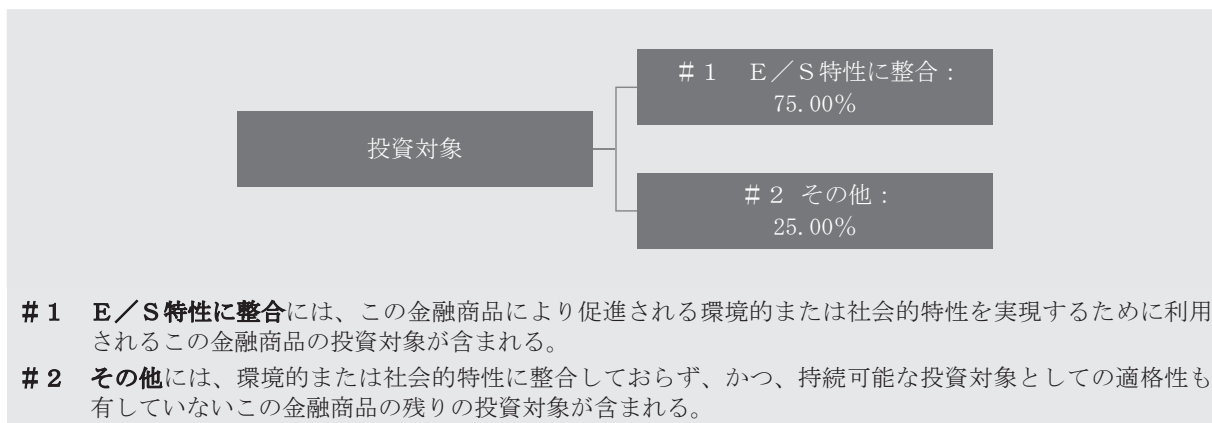


この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

#1 E/S 特性に整合の最低比率：75%

#2 その他の最大比率：25%



ポートフォリオの純資産に基づく。すべての数字は、通常の市況に基づいて示されており、会計年度の各月末の平均保有資産に基づいている。ポートフォリオは、E/S 特性を促進する純資産の割合に関する情報をファンドの年次報告書において公表する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

ポートフォリオは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的およびその他の投資目的のためにデリバティブを利用することがある。その他の投資目的のために利用されるデリバティブに関して、E/S 特性を促進するとみなされる証券に対してエクスポージャーがとられることがある。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 E U タクソノミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品は、E U タクソノミーに適合した化石燃料ガスおよび／または核エネルギー関連活動* に投資しているか？

☐ はい

☐ 化石燃料ガス

☐ 核エネルギー

☒ いいえ

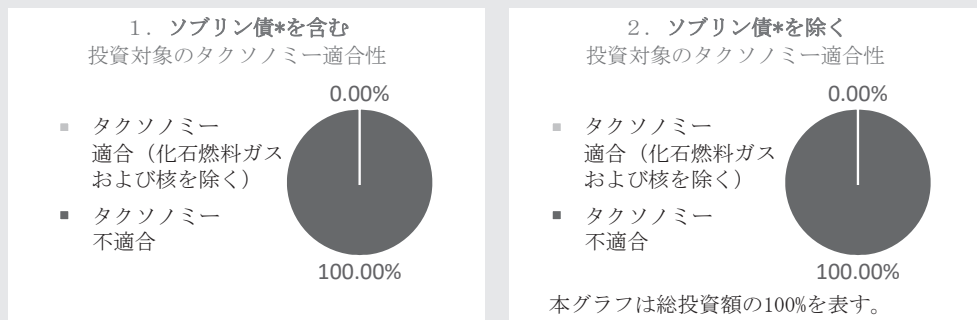
ポートフォリオが E U タクソノミーに適合した化石燃料ガスおよび／または核エネルギー関連活動に投資しているか否かを測定するデータは、現在のところ存在しない。具体的な投資戦略の実施の結果、そのような活動に対するわずかなエクスポージャーを有する投資対象を保有する可能性があるが、そのようなエクスポージャーの測定を可能にする外部ベンダーのデータが存在するようになるまで、ポートフォリオはいかなるエクスポージャーも約束しない。

* 化石燃料ガスおよび／または核関連の活動は、気候変動の制限（以下「気候変動の軽減」という。）に寄与し、E U タクソノミーの目的に重大な悪影響を及ぼさない場合にのみ、E U タクソノミーに適合する（左余白の補足説明を参照）。E U タクソノミーに適合する化石燃料ガスおよび核エネルギー経済活動の完全な基準は、委員会委任規則（E U）2022/1214 に規定されている。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動（事業運営費（OpEx））

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を薄い灰色で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



* これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

以下が含まれる。

- ABのグッドガバナンスポリシーの充足を条件として、上記に概略されるとおり、ポートフォリオがその投資目的を達成するために保有することができるとABが確信するが、E/S特性を促進するとはみなされない証券。
- 流動性、リスク管理または担保管理の目的のために保有される現金および現金等価物。
- 英文目論見書のポートフォリオについての説明に略述される目的のために利用されるデリバティブ。E/S特性を促進する証券に対するエクスポージャーは、「#1 E/S特性に整合」においてとられる。

これらの資産に関して、最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはない。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

参照ベンチマークとは、金融商品が推進する環境または社会的な特徴を実現するかを測定するための指数である。

ポートフォリオは持続可能性を測定するまたは環境的／社会的特性を判断するための指定された参照ベンチマークを使用しない。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト（www.alliancebernstein.com/go/EQ8webdisclosures）で参照することができる。

第6条（ニュートラル）ポートフォリオ - 持続可能性リスクを投資決定に統合するABの戦略

対象となるポートフォリオ

- ・チャイナ・ボンド・ポートフォリオ
- ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオ
- ・インド・グロース・ポートフォリオ

上記のニュートラル・ポートフォリオは、持続可能な投資対象という目的を有しておらず、環境的および／または社会的な特性を促進しないが、投資決定プロセスの一環として持続可能性リスクを統合する。

ABは、持続可能性リスクの影響をニュートラル・ポートフォリオの投資戦略に関連して評価しており、かかるリスクが発生した場合には、ニュートラル・ポートフォリオの投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす、環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況に該当すると考える。持続可能性リスクの予想される影響は、投資目的、投資戦略および投資方針によって異なるが、それぞれの投資ユニバースを考慮すれば、ABは、環境、社会またはガバナンスに関する出来事が、有価証券の価値、品質および／または安定性、投資先発行体の財政的健全性、発行体の信用度ならびに債務の発行体が利払いを行いもしくはその他の債務を履行する能力に一定の悪影響を及ぼすと考えている。

また、各投資戦略を実行する際、ABは、ABスチュワードシップ・アプローチを用いることがあるが、柔軟な対応が可能であり、ESGに関する考慮事項または持続可能性リスクをすべての投資決定に統合しないことがある。

したがって、ABは、かかるリスクおよび影響がABによる特定の投資目的の達成に影響を及ぼし、おそらくはこれを妨げることを勘案しながらも、投資決定が持続可能性要因に及ぼす悪影響を考慮しないことがある。明確化のために付言すると、ABは、上記の理由により、その投資決定が持続可能性要因に及ぼす主な悪影響を考慮しない。

ニュートラル・ポートフォリオは、投資決定が持続可能性要因に及ぼす影響を考慮しないが、とりわけ一定の種類の投資対象の排除を含むABの環境的スチュワードシップおよび責任投資へのコミットメントを遵守する。

ニュートラル・ポートフォリオは、持続可能な投資対象という目的を有していないため、これらの金融商品の裏付けとなる投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮していない。したがって、EUタクソノミー規則に基づく義務は適用されない。